本巣市地域防災計画

資料編

目　　次

第２部　一般対策編

第１章　災害予防対策

第１項　市土保全施設整備計画

第２節　砂防、急傾斜地崩壊防止対策、雪崩対策事業

③：「表．雪崩危険箇所」……〈資料 2-1〉1

③：「表．豪雪地帯対策特別措置法による指定豪雪地帯」……1

④：「図．土砂災害危険区域」……2

⑤：「表．土砂災害（特別）警戒区域一覧」……3

第４節　林地保全計画

①：「表．山腹崩壊危険地区」……〈資料 2-1〉12

第３項　災害防除に関する予防計画

第２節　火災予防計画

①：「表．本巣市消防団組織図」……〈資料 2-1〉14

①「表．火災予防査察項目」……14

第３節　林野火災予防計画

①：「表．林野火災特別地域指定地域」……〈資料 2-1〉15

第４節　雪害予防計画

①：「表．積雪寒冷特別路線箇所（県管理国道）」……〈資料 2-1〉15

第５節　危険物等保安計画

①：「表．立入検査項目」……〈資料 2-1〉15

第４項　自発的な防災活動の促進

第１節　防災思想の普及

①：「表．防災点検 10 カ条の例」……〈資料 2-1〉16

③：「表．防災教育の内容と方法」……16

③：「表．防災業務従業者の教育内容」……17

第２節　自主防災組織の育成と強化

①：「図．自主防災組織の組織編成例」……〈資料 2-1〉17

①：「表．自主防災組織の平常時又は非常時の活動内容」……17

③：「表．地区防災計画一覧」……19

第５項　迅速かつ円滑な災害対策への備え

第１節　防災体制の確立

①：「本巣市防災会議条例」……〈資料 2-1〉20

②：「表．広域防災拠点施設」……21

③：「表．緊急消防援助隊等野営可能箇所」……21

③：「表．広域応援体制の確立」……21

③：「図．広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート」……22

⑤：「表．救急体制状況」……22

⑤：「表．地震災害等医療救護計画の内容」……22

⑤：「表．トリアージ選別基準」……23

第２節　緊急輸送網の整備

①：「表．緊急通行車両の事前届出」……〈資料 2-1〉23

②：「表．広域防災拠点施設」……24
③：「表．救援物資集積場所」……24
第３節　防災訓練の実施
①：「表．総合防災訓練」……〈資料 2-1〉24
②：「表．個別訓練」……24
第６項　民生安定のための備え
第１節　避難対策
①：「表．避難計画の内容」……〈資料 2-1〉26
①：「表．防災上重要な施設の管理者の留意事項」……26
①：「表．避難誘導体制の整備」……27
②：「表．自主避難所」……28
②：「表．本巣市指定避難所」……28
②：「図．指定避難所位置図」……31
②：「表．本巣市指定緊急避難場所」……33
②：「表．避難場所、避難所の指定と確保」……39
②：「表．避難路の選定」……40
②：「表．避難場所等の市民への周知」……41
第２節　食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保
①：「表．備蓄に関する基本的事項」……〈資料 2-1〉41
①：「表．緊急時応急生活物資の品目」……42
①：「表．食料及び給水用資機材の備蓄」……42
①：「表．飲料水及び給水用資器材の調達体制の整備」……43
①：「表．生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備」……43
①：「表．備蓄資材・食料等計画一覧表（避難所等）」……44
②：「表．災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備」……45
第３節　防疫予防対策
①：「図．災害時における防疫体制」……〈資料 2-1〉45
第４節　要配慮者の安全確保
①：「表．在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施」〈資料 2-1〉46
①：「表．避難行動要支援者対策の取組方針」……46
②：「表．要配慮者利用施設一覧」……48
第２章　災害応急対策
第１項　応急体制
第１節　防災活動体制の整備
①：「表．災害体制の参集基準」……〈資料 2-2〉1
①：「表．災害警戒本部体制」……2
①：「表．災害対策本部の設置」……2
①：「表．災害対策本部の業務の概要」……5
①：「表．本巣市災害対策本部等の分掌事務」……7
②：「表．職員の動員の伝達系統及び方法」……11
②：「表．職員の動員配備」……12
第２節　災害応援要請
①：「表．自衛隊の災害派遣窓口」……〈資料 2-2〉13
②：「表．災害派遣部隊の活動内容」……14
③：「表．派遣部隊の受入体制」……15
③：「表．市が負担する経費」……15
④：「表．相互応援協定の締結状況」……16

⑤：「表．要請必要事項」……17
⑤：「表．防災関係機関の連絡先」……18
⑥：「表．自主防災組織との協力内容」……19
⑦：「表．応援協定締結機関」……19
第３節　予報及び警報・災害情報の収集・伝達
①：「表．予警報等の種類及び内容」……〈資料 2-2〉24
①：「図．予報及び警報の伝達系統」……27
①：「表．予警報等の取扱い方法」……27
②：「表．被害情報の収集・把握」……28
②：「図．被害情報等の報告ルート」……30
②：「表．総務省消防庁連絡先」……30
第４節　通信の確保
②：「表．電話・電報施設の優先利用」……〈資料 2-2〉31
②：「表．防災関係機関の無線通信の利用」……31
第２項　緊急活動
第２節　避難対策
②：「表．避難情報の発令基準」……〈資料 2-2〉34
②：「表．避難情報発令権者及び時期」……35
②：「表．避難情報の区分」……36
②：「表．市民及び関係機関への伝達方法、内容」……36
②：「表．関係機関相互の通知及び連絡」……37
③：「表．警戒区域の設定権者」……38
③：「表．警戒区域の設定」……38
④：「表．巡視すべき事項」……39
④：「表．警戒態勢をとるべき時期と応急措置の内容」……39
⑤：「表．自主防災組織による避難活動」……40
⑤：「表．学校、社会福祉施設等における避難対策」……40
⑤：「表．避難誘導の実施」……41
⑤：「表．防災気象情報と警戒レベルとの関係」……42
⑥：「表．避難所の開設」……42
⑥：「表．避難所の運営」……44
第３節　消防対策
②：「表．出火等の防止のための広報事項」……〈資料 2-2〉45
④：「表．岐阜県防災ヘリコプターの救急出動基準」……45
第５節　大規模土砂災害対策
「表．大規模土砂災害対策における関係機関との情報共有」〈資料 2-2〉47
「表．警戒避難対応」……47
第８節　緊急輸送・交通規制対策
①：「表．緊急輸送の実施責任者」……〈資料 2-2〉48
①：「表．緊急輸送の対象」……48
①：「表．緊急輸送手段」……48
①：「表．緊急輸送車両の費用の基準及び支払い」……49
②：「表．緊急輸送道路（県管理国道、県道及び以下の市道）」……49
③：「表．道路通行規制基準（県管理国道及び県道）」……49
④：「表．緊急通行車両の確認」……50
⑤：「表．災害発生時に運転者のとるべき措置」……50
⑥：「表．道路啓開作業の実施」……50
⑦：「表．県防災ヘリコプター緊急離着陸場」……51

第９節　医療救護体制の整備
①：「表．医療救護活動」……〈資料 2-2〉52
③：「表．岐阜県内の災害拠点病院一覧」……52
③：「表．傷病者搬送の手順」……53
③：「表．透析患者・在宅難病患者への対応」……53
第 10 節　遺体の捜索、取り扱い及び埋・火葬
②：「表．遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容」……〈資料 2-2〉54
③：「表．遺体の埋・火葬の方法」……54
第 11 節　ライフライン施設の応急対策
①：「表．下水道施設の応急復旧対策」……〈資料 2-2〉55
第 12 節　公共施設の応急対策
①：「表．公共施設一覧」……〈資料 2-2〉56
②：「表．河川砂防及び治山施設等の応急対策」……59

第３項　民生安定活動
第１節　災害広報
「表．市民に対する広報」……〈資料 2-2〉60
「表．放送機関に対する放送要請」……61
第２節　災害救助法の適用
②：「表．災害救助法の適用」……〈資料 2-2〉62
④：「表．住家の滅失等の認定」……62
第３節　被災者救援対策
①：「表．被災者に対する給水」……〈資料 2-2〉63
①：「表．給水の方法」……63
②：「表．食料の供給」……64
②：「表．広域防災拠点施設」……65
②：「表．調達・救援食料の集積場所」……65
②：「表．救援食料の配分方法」……66
③：「表．生活必需物資の調達先」……66
③：「表．生活必需物資の供給」……67
③：「表．生活必需物資の輸送」……67
③：「表．調達物資の集積場所」……67
第４節　応急教育対策
②：「表．災害復旧時の対応」……〈資料 2-2〉68
③：「表．学用品の給与等」……68
第６節　保健衛生対策
①：「表．ごみ処理対策」……〈資料 2-2〉70
①：「表．保健活動チーム編成」……71
①：「表．保健活動チームの活動内容」……71
②：「表．精神保健対策の内容」……71
第７節　ボランティア対策
①：「表．災害時のボランティア活動」……〈資料 2-2〉73
①：「表．ボランティアの受入体制」……73

第３章　災害復旧・復興対策
第１項　復旧・復興計画
第２節　公共施設及び公共事業等の災害復旧
②：「表．災害復旧事業計画」……〈資料 2-3〉1

第２項　財政援助等
第１節　被災者の生活確保
②：「表．災害弔慰金及び災害障害見舞金」……〈資料 2-3〉2
②：「表．被災者生活再建支援法の運用」……2
②：「表．災害資金・住宅金等の貸付けの種別」……3
②：「表．非常即時払い等の種別」……4
⑦：「表．応急仮設住宅設置可能場所」……4
⑧：「岐阜県地震被災建築物応急危険度判定要綱」……4
第２節　被災中小企業、農林業の振興
①：「表．被災中小企業の振興対策」……〈資料 2-3〉8
②：「表．日本政策金融公庫による融資」……8
第３節　義援金の募集、受付、配分
①：「表．義援金品に関する広報事項」……〈資料 2-3〉8
②：「表．義援物資の受入・配分」……8
③：「表．義援金の受入・配分」……9
第３部　地震対策編
第１章　地震災害予防対策
第２項　迅速かつ円滑な災害対策への備え
第３節　地震防災訓練の実施
①：「表．総合防災訓練内容」……〈資料 3-1〉1
第３項　民生安定のための備え
第３節　防疫予防対策
①：「図．災害時における防疫体制」……〈資料 3-1〉1
第４項　地震に強いまちづくり
第１節　まちの不燃化・耐震化
⑤：「表．建築物の耐震化等の推進」……〈資料 3-1〉2
⑧：「表．河川等の整備拡充」……2
第２節　火災防止対策
①：「表．火災予防に関する指導」……〈資料 3-1〉3
②：「表．消防機械器具の増強」……3
②：「表．消防水利の増強」……4
第２章　地震災害応急対策
第１項　応急体制
第１節　防災活動体制の整備
①：「表．震災体制の基準」……〈資料 3-2〉1
①：「表．気象庁震度階級関連解説表」……2
①：「表．災害準備・警戒本部体制（準備・警戒体制）」……4
①：「表．災害対策本部の設置」……4
①：「表．災害対策本部の業務の概要」……7
②：「表．職員の動員の伝達系統及び方法」……8
②：「表．職員の動員配備」……9
第３節　地震災害情報の収集・伝達
①：「表．地震に関する情報の種類と内容」……〈資料 3-2〉10
①：「図．地震・震度情報の伝達系統図」……11
②：「表．被害情報の収集・把握」……11

②：「図．被害情報等の報告ルート」……13
②：「表．総務省消防庁連絡先」……13
②：「表．被害調査の担当班」……14

第２項　緊急活動
第１節　避難対策
②：「表．避難情報発令の基準」……〈資料 3-2〉15
②：「表．避難情報発令権者及び時期」……15
②：「表．避難情報の区分」……16
②：「表．市民への周知徹底の方法、内容」……17
②：「表．関係機関相互の通知及び連絡」……18
③：「表．警戒区域の設定権者」……18
③：「表．警戒区域の設定」……19
④：「表．自主防災組織による避難活動」……19
④：「表．学校、社会福祉施設等における避難対策」……19
④：「表．避難誘導の実施」……20
⑤：「表．避難所の開設」……21
⑤：「表．避難所の運営」……22
第２節　消防対策
①：「表．出火等の防止のための広報事項」……〈資料 3-2〉23
第９節　公共施設の応急対策
③：「表．河川砂防及び治山施設等の応急対策」……〈資料 3-2〉23

第４章　東海地震に関する事前対策及び南海トラフ地震防災対策推進計画
第１項　東海地震に関する事前対策
第２節　南海トラフ臨時情報発表時対策
①：「表．東海地震の予知に係る対策」……〈資料 3-4〉1
①：「図．職員の配備」（参考）……2
②：「図．注意情報及び警戒情報の伝達」……2
④：「図．地震予知情報等の伝達」……3
⑤：「表．広報の内容」……3
⑥：「表．事前避難対策」……3
⑦：「表．消防・水防対策」……4
⑧：「表．警備対策」……5
⑨：「表．交通対策」……5
⑩：「表．緊急輸送対策」……6
⑪：「表．物資等の確保対策」……6
⑫：「表．保健衛生対策」……7
⑬：「表．生活関連施設対策」……7
⑭：「表．公共施設対策」……8

第２項　南海トラフ地震防災対策推進計画
第２節　関係者との連携協力の確保
③：「表．応援協定締結機関」……〈資料 3-4〉10
第３節　整備計画等
①：「表．施設等整備の内容」……〈資料 3-4〉15
②：「表．防災訓練の内容」……15
③：「表．地震防災上必要な教育内容」……15
第４節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応
①：「表．防災対応の内容」……〈資料 3-4〉16
②：「表．防災対応の流れ」……17

③：「表．市の体制」……17
④：「表．具体的にとるべき行動」……18
⑤：「表．南海トラフ地震臨時情報の種類」……19

第４部　原子力災害対策編

第１章　総則

第５節　計画の基礎とするべき災害の想定

「図．放射性物質拡散シミュレーション結果」……〈資料 4-1〉1

第２部　一般対策編

第１章　災害予防対策　－　第１項　市土保全施設整備計画
第２節　砂防、急傾斜地崩壊防止対策、雪崩対策事業

③：「表．雪崩危険箇所」

整理番号	箇所名		位置		人家戸数
162	菅野①	本巣市	根尾	高尾	8
163	菅野②	〃	〃	〃	10
164	岡谷	〃	〃	天神堂	14
165	上ノ山①	〃	〃	東小鹿	10
166	上ノ山②	〃	〃	西小鹿	8
167	上村①	〃	〃	松田	6
168	上村②	〃	〃	〃	15
169	中村①	〃	〃	〃	11
170	西村	〃	〃	〃	13
171	下川原①	〃	〃	門脇	5
172	下川原②	〃	〃	越卒	12
173	下多島	〃	〃	東板屋	14
174	上ノ山③	〃	〃	〃	15
175	道上	〃	〃	宇津志	5
176	寺屋敷	〃	〃	中	14
177	西村	〃	〃	水鳥	30
178	上村	〃	〃	大井	21
179	上野	〃	〃	西板屋	7
180	長島	〃	〃	長島	22
181	能郷	〃	〃	能郷	22

---

③：「表．豪雪地帯対策特別措置法による指定豪雪地帯」

区分		条項	市町村名
豪雪地帯		第２条第１項	高山市、関ヶ原町、揖斐川町、旧谷汲村（揖斐川町）、旧春日村（揖斐川町）、旧久瀬村（揖斐川町）、旧藤橋村（揖斐川町）、旧根尾村（本巣市）、旧美山町（山県市）、旧洞戸村（関市）、旧板取村（関市）、旧八幡町（郡上市）、旧大和町（郡上市）、旧白鳥町（郡上市）、旧高鷲村（郡上市）、旧明宝村（郡上市）、旧馬瀬村（下呂市）、旧丹生川村（高山市）、旧清見村（高山市）、旧宮村（高山市）、旧久々野町（高山市）、旧朝日村（高山市）、旧高根村（高山市）、旧古川町（飛騨市）、旧国府町（高山市）、旧上宝村（高山市）
	特別豪雪地帯（7町村）	第２条第２項	旧坂内村（揖斐川町）、旧徳山村（揖斐川町）、旧荘川村（高山市）、白川村、旧河合村（飛騨市）、旧宮川村（飛騨市）、旧神岡町（飛騨市）

④：「図．土砂災害危険区域」

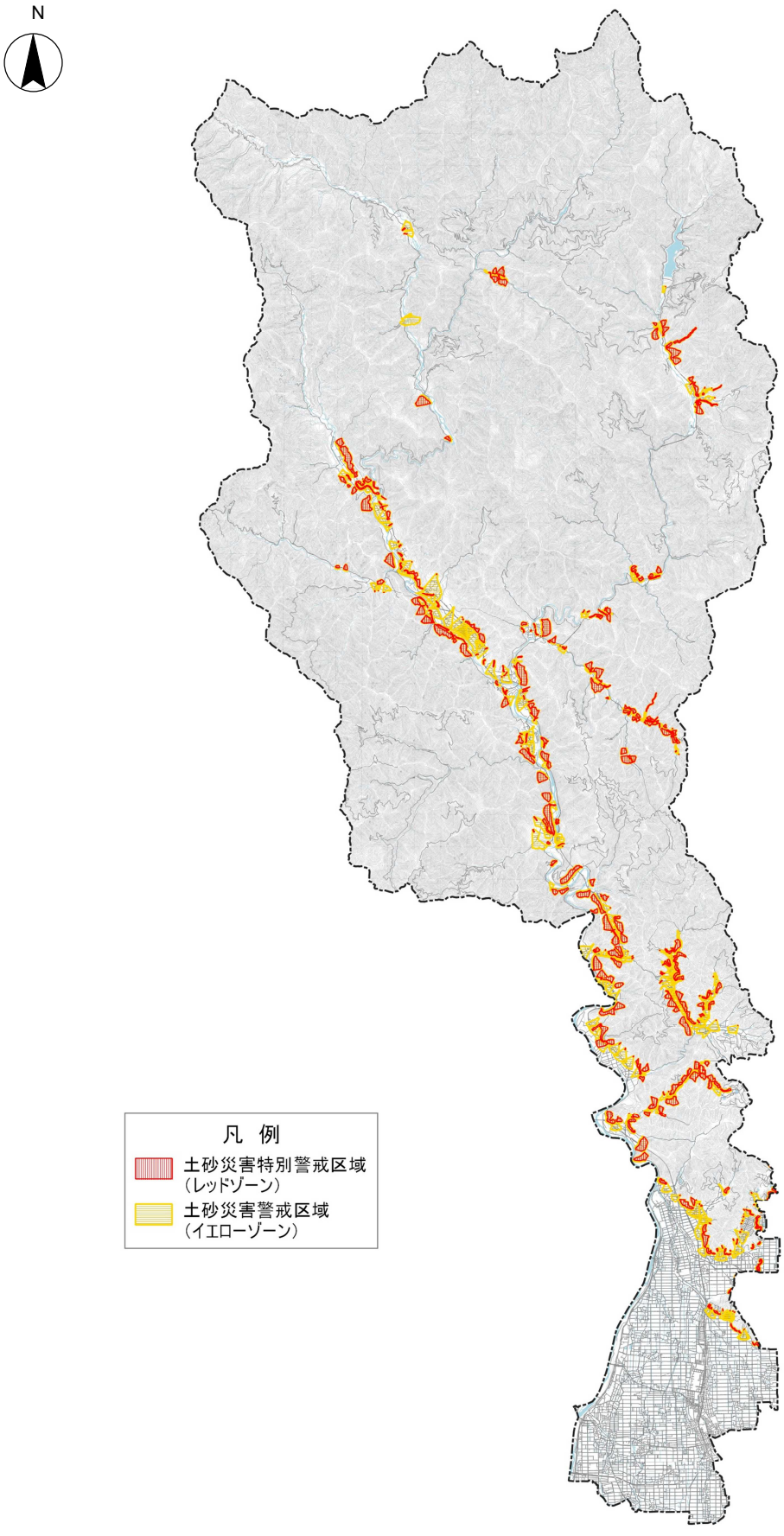

⑤：「表．土砂災害（特別）警戒区域一覧」

番号	土砂災害（特別）警戒区域名	箇所番号	現象種類	所在地	特別警戒区域有無	告示年月日
1	村道上	11005901	急傾斜地	日当	有	平成23年1月18日
2	西ヶ洞１	11006101	急傾斜地	金原	有	平成23年1月18日
3	寺山	11006102	急傾斜地	金原	有	平成23年1月18日
4	西ヶ洞３	11006103	急傾斜地	金原	有	平成23年1月18日
5	垣越の下	11006201	急傾斜地	金原	有	平成23年1月18日
6	天神洞	11006301	急傾斜地	佐原	有	平成23年1月18日
7	西ノ上	11006401	急傾斜地	神海	有	平成23年1月18日
8	石仏	11006501	急傾斜地	外山	有	平成23年1月18日
9	森	11006701	急傾斜地	外山	有	平成23年1月18日
10	岩崎	11006801	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
11	門洞１	11006901	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
12	筋甲斐	11007101	急傾斜地	山口	有	平成23年1月18日
13	西ノクゴ	11170401	急傾斜地	外山	有	平成23年1月18日
14	中屋敷１	11170501	急傾斜地	神海	有	平成23年1月18日
15	八ヶ坪	11190601	急傾斜地	文殊	有	平成23年1月18日
16	西之門１	11190701	急傾斜地	文殊	有	平成23年1月18日
17	西之門２	11190702	急傾斜地	文殊	有	平成23年1月18日
18	中谷	11190703	急傾斜地	文殊	有	平成23年1月18日
19	金原発電所	11203401	急傾斜地	金原	有	平成23年1月18日
20	佐原１	11203501	急傾斜地	佐原	有	平成23年1月18日
21	佐原２	11203502	急傾斜地	佐原	有	平成23年1月18日
22	竹原１	11203601	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
23	竹原２	11203602	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
24	竹原３	11203603	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
25	山口	11203701	急傾斜地	山口	有	平成23年1月18日
26	徳山団地１	11203901	急傾斜地	文殊	有	平成23年1月18日
27	宝珠ハイツ１	11211601	急傾斜地	文殊	有	平成23年1月18日
28	宝珠ハイツ２	11211602	急傾斜地	文殊	有	平成23年1月18日
29	宝珠ハイツ３	11211603	急傾斜地	文殊	有	平成23年1月18日
30	徳山団地２	11213301	急傾斜地	文殊	有	平成23年1月18日
31	西ヶ洞２	21003201	急傾斜地	金原	有	平成23年1月18日
32	中屋敷２	21003301	急傾斜地	金原	有	平成23年1月18日
33	前田	21003501	急傾斜地	金原	有	平成23年1月18日
34	濱松	21003601	急傾斜地	佐原	有	平成23年1月18日
35	坂ノ下	21003701	急傾斜地	佐原	有	平成23年1月18日
36	西浦	21003801	急傾斜地	外山	有	平成23年1月18日
37	落合	21003901	急傾斜地	外山	有	平成23年1月18日
38	西ノ宮	21004001	急傾斜地	外山	有	平成23年1月18日
39	大茂	21004101	急傾斜地	神海	有	平成23年1月18日
40	駒ヶ洞	21004201	急傾斜地	神海	有	平成23年1月18日
41	長谷３	21004301	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
42	長谷４	21004401	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
43	長谷７	21004402	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
44	長谷５	21004501	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
45	長谷６	21004601	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
46	門洞２	21004701	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日
47	下岩藤	21004801	急傾斜地	木知原	有	平成26年3月28日
48	ボタシタ	21004901	急傾斜地	外山	有	平成23年1月18日
49	長谷１	21005001	急傾斜地	木知原	有	平成23年1月18日

番号	土砂災害（特別）警戒区域名	箇所番号	現象種類	所在地	特別警戒区域有無	告示年月日
50	三獄	21018201	急傾斜地	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
51	長谷２	21018301	急傾斜地	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
52	法林寺	21019301	急傾斜地	法林寺	有	平成 23 年 1 月 18 日
53	徳山団地３	21019901	急傾斜地	文殊	有	平成 23 年 1 月 18 日
54	日当１	31011001	急傾斜地	日当金原 佐原入会	有	平成 23 年 1 月 18 日
55	日当２	31011101	急傾斜地	日当	有	平成 23 年 1 月 18 日
56	鍋原	31011301	急傾斜地	佐原	有	平成 23 年 1 月 18 日
57	木倉１	31011401	急傾斜地	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
58	木倉５	31011402	急傾斜地	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
59	川内	31011501	急傾斜地	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
60	野口	31011701	急傾斜地	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
61	氏神	31011801	急傾斜地	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
62	長谷８	31011901	急傾斜地	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
63	新井水湖南	31012001	急傾斜地	神海	有	平成 23 年 1 月 18 日
64	長谷９	31012201	急傾斜地	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
65	長谷１０	31012401	急傾斜地	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
66	長谷１１	31012601	急傾斜地	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
67	長谷１２	31012701	急傾斜地	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
68	長谷１３	31012801	急傾斜地	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
69	長谷１４	31013001	急傾斜地	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
70	文殊	31013201	急傾斜地	文殊	有	平成 23 年 1 月 18 日
71	南当門団地	31013301	急傾斜地	文殊	有	平成 23 年 1 月 18 日
72	木倉２	31013401	急傾斜地	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
73	木倉３	31013402	急傾斜地	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
74	木倉４	31013403	急傾斜地	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
75	山本１	21005101	急傾斜地	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
76	山本２	21005102	急傾斜地	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
77	山本３	21005103	急傾斜地	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
78	山本４	21005104	急傾斜地	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
79	智勝院	21005201	急傾斜地	郡府	有	平成 23 年 1 月 18 日
80	山谷１	21005301	急傾斜地	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
81	山谷２	21005302	急傾斜地	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
82	天神洞谷	G03001I	土石流	佐原	無	平成 23 年 1 月 18 日
83	杓洞	G03002I	土石流	金原	有	平成 23 年 1 月 18 日
84	洞谷	G03003I	土石流	金原	無	平成 23 年 1 月 18 日
85	トアラジ谷	G03004I	土石流	金原	有	平成 23 年 1 月 18 日
86	大谷	G03005I	土石流	佐原	無	平成 23 年 1 月 18 日
87	東山	G03006I	土石流	神海	有	平成 23 年 1 月 18 日
88	宮ヶ洞	G03007I	土石流	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
89	猿洞	G03008I	土石流	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
90	大洞谷	G03009I	土石流	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
91	明谷右支渓	G03010I	土石流	外山	無	平成 23 年 1 月 18 日
92	水ヶ洞	G03011I	土石流	外山	無	平成 23 年 1 月 18 日
93	西洞	G03012I	土石流	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
94	西屋敷谷	G03013I	土石流	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
95	此の奥谷	G03014N	土石流	法林寺	有	平成 23 年 1 月 18 日
96	北ヶ谷	G03015N	土石流	文殊	無	平成 23 年 1 月 18 日
97	月洞谷	G03016N	土石流	文殊	無	平成 23 年 1 月 18 日
98	西谷	G03017N	土石流	文殊	無	平成 23 年 1 月 18 日

番号	土砂災害（特別）警戒区域名	箇所番号	現象種類	所在地	特別警戒区域有無	告示年月日
99	中谷	G03018N	土石流	文殊	有	平成 23 年 1 月 18 日
100	宝珠谷	G03019N	土石流	文殊	無	平成 23 年 1 月 18 日
101	小猿谷	G03020N	土石流	文殊	有	平成 23 年 1 月 18 日
102	大猿谷	G03021N	土石流	文殊	有	平成 23 年 1 月 18 日
103	六郎洞	G03022I	土石流	外山	無	平成 23 年 1 月 18 日
104	金原金坂	G03301I	土石流	金原	有	平成 23 年 1 月 18 日
105	浅谷	G03302I	土石流	佐原	無	平成 23 年 1 月 18 日
106	坂之尾	G03303I	土石流	神海	有	平成 23 年 1 月 18 日
107	木倉金坂	G03304I	土石流	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
108	木倉森	G03305I	土石流	外山	無	平成 23 年 1 月 18 日
109	蔵塔洞	G03306I	土石流	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
110	ボタシタ	G03307I	土石流	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
111	泥淵	G03308I	土石流	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
112	龍下	G03309I	土石流	外山	有	平成 23 年 1 月 18 日
113	竹原	G03310I	土石流	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
114	竹浦	G03311I	土石流	木知原	無	平成 23 年 1 月 18 日
115	船路	G03312I	土石流	木知原	無	平成 23 年 1 月 18 日
116	長沢２沢	G03313I	土石流	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
117	長沢１沢	G03314I	土石流	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
118	長沢３沢	G03315I	土石流	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
119	中屋敷１沢	G03316I	土石流	木知原	無	平成 23 年 1 月 18 日
120	中屋敷２沢	G03317I	土石流	木知原	有	平成 23 年 1 月 18 日
121	山口筋甲斐	G03318I	土石流	山口	有	平成 23 年 1 月 18 日
122	文殊の森１沢	G03319N	土石流	文殊	無	平成 23 年 1 月 18 日
123	白山谷	G04001N	土石流	上保	無	平成 23 年 1 月 18 日
124	弥勒寺１沢	G04002N	土石流	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
125	山本１沢	G04301N	土石流	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
126	弥勒寺ａ谷	G04601N	土石流	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
127	弥勒寺ｂ谷	G04602N	土石流	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
128	弥勒寺ｃ谷	G041001N	土石流	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
129	山谷	G041002N	土石流	上保	有	平成 23 年 1 月 18 日
130	北屋敷	G01077N	土石流	文殊	有	平成 27 年 3 月 6 日
131	菅野	110346	急傾斜地	根尾高尾	有	平成 24 年 1 月 18 日
132	小屋戸	110347	急傾斜地	根尾長嶺	有	平成 24 年 1 月 18 日
133	上山	110351	急傾斜地	根尾小鹿	有	平成 24 年 1 月 18 日
134	水鳥３	110360	急傾斜地	根尾水鳥	有	平成 24 年 1 月 18 日
135	下村３	110362	急傾斜地	根尾板所	有	平成 24 年 1 月 18 日
136	新行堂	112098	急傾斜地	根尾樽見	有	平成 24 年 1 月 18 日
137	下嶋	112132	急傾斜地	根尾口谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
138	山之下	110348	急傾斜地	根尾長島	有	平成 24 年 1 月 18 日
139	上之山２	110349	急傾斜地	根尾長島	有	平成 24 年 1 月 18 日
140	平之山	110350	急傾斜地	根尾能郷	有	平成 24 年 1 月 18 日
141	上村１	110352	急傾斜地	根尾松田	有	平成 24 年 1 月 18 日
142	西村	110353	急傾斜地	根尾松田	有	平成 24 年 1 月 18 日
143	中村	110356	急傾斜地	根尾松田	有	平成 24 年 1 月 18 日
144	下川原	110357	急傾斜地	根尾門脇	有	平成 24 年 1 月 18 日
145	下夕島東板屋	110358	急傾斜地	根尾東板屋	有	平成 24 年 1 月 18 日
146	上之山１	110359	急傾斜地	根尾東板屋	有	平成 24 年 1 月 18 日
147	上村３	110361	急傾斜地	根尾板所	有	平成 24 年 1 月 18 日
148	上村２	110364	急傾斜地	根尾松田	有	平成 24 年 1 月 18 日

番号	土砂災害（特別）警戒区域名	箇所番号	現象種類	所在地	特別警戒区域有無	告示年月日
149	揚原３	110365	急傾斜地	根尾下大須	有	平成２４年１月１８日
150	揚原２	111008	急傾斜地	根尾下大須	有	平成２４年１月１８日
151	村内２	112094	急傾斜地	根尾越波	有	平成２４年１月１８日
152	村之内	112095	急傾斜地	根尾黒津	有	平成２４年１月１８日
153	落合	112096	急傾斜地	根尾能郷	有	平成２４年１月１８日
154	岡谷	112097	急傾斜地	根尾天神堂	有	平成２４年１月１８日
155	溝田１	112099	急傾斜地	根尾板所	有	平成２４年１月１８日
156	村中	112100	急傾斜地	根尾宇津志	有	平成２４年１月１８日
157	神所中	112101	急傾斜地	根尾中	有	平成２４年１月１８日
158	北村	112102	急傾斜地	根尾西板屋	有	平成２４年１月１８日
159	門脇２	112103	急傾斜地	根尾高尾	有	平成２４年１月１８日
160	揚原１	121509	急傾斜地	根尾下大須	有	平成２４年１月１８日
161	道東	210132	急傾斜地	根尾長嶺	有	平成２４年１月１８日
162	中野	210133	急傾斜地	根尾大井	有	平成２４年１月１８日
163	宮ノ下	210135	急傾斜地	根尾口谷	有	平成２４年１月１８日
164	平曽１	210136	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
165	溝田２	210137	急傾斜地	根尾板所	有	平成２４年１月１８日
166	東村	210138	急傾斜地	根尾越波	有	平成２４年１月１８日
167	越田土	210139	急傾斜地	根尾上大須	有	平成２４年１月１８日
168	上大須	210140	急傾斜地	根尾上大須	有	平成２４年１月１８日
169	郷村１	210141	急傾斜地	根尾上大須	有	平成２４年１月１８日
170	下大須１	210142	急傾斜地	根尾下大須	有	平成２４年１月１８日
171	玄場平	210143	急傾斜地	根尾黒津	有	平成２４年１月１８日
172	上原	210144	急傾斜地	根尾能郷	有	平成２４年１月１８日
173	下上原	210145	急傾斜地	根尾能郷	有	平成２６年３月２８日
174	門脇１	210146	急傾斜地	根尾門脇	有	平成２４年１月１８日
175	大井	210147	急傾斜地	根尾大井	有	平成２４年１月１８日
176	大谷筋	210148	急傾斜地	根尾大井	有	平成２４年１月１８日
177	松田	210150	急傾斜地	根尾松田	有	平成２４年１月１８日
178	下村１	210151	急傾斜地	根尾大井	有	平成２４年１月１８日
179	釜ヶ谷	210152	急傾斜地	根尾口谷	有	平成２４年１月１８日
180	宮井谷１	210153	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
181	田中１	210154	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
182	江波	210156	急傾斜地	根尾水鳥	有	平成２４年１月１８日
183	宮井谷４	210157	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
184	花王寺	210158	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
185	上洞	210159	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
186	平曽２	210160	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
187	郷村２	210161	急傾斜地	根尾上大須	有	平成２４年１月１８日
188	下村２	210162	急傾斜地	根尾大井	有	平成２４年１月１８日
189	宮井谷２	210163	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
190	宮井谷３	210164	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
191	田中２	210165	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
192	宮井谷５	210166	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成２４年１月１８日
193	越波	310160	急傾斜地	根尾越波	有	平成２４年１月１８日
194	モチ穴	310163	急傾斜地	根尾上大須	有	平成２４年１月１８日
195	下大須２	310164	急傾斜地	根尾下大須	有	平成２４年１月１８日
196	椀田１	310169	急傾斜地	根尾能郷	有	平成２４年１月１８日
197	兎谷１	310170	急傾斜地	根尾能郷	有	平成２４年１月１８日
198	下島１	310171	急傾斜地	根尾能郷	有	平成２４年１月１８日

番号	土砂災害（特別）警戒区域名	箇所番号	現象種類	所在地	特別警戒区域有無	告示年月日
199	松原	310172	急傾斜地	根尾能郷	有	平成 24 年 1 月 18 日
200	八谷	310173	急傾斜地	根尾大井	有	平成 24 年 1 月 18 日
201	樫ヶ島	310175	急傾斜地	根尾能郷	有	平成 24 年 1 月 18 日
202	東小鹿	310178	急傾斜地	根尾小鹿	有	平成 24 年 1 月 18 日
203	小笠原 1	310180	急傾斜地	根尾大井	有	平成 24 年 1 月 18 日
204	今村	310183	急傾斜地	根尾板所	有	平成 24 年 1 月 18 日
205	立花	310184	急傾斜地	根尾板所	有	平成 24 年 1 月 18 日
206	蒲田	310185	急傾斜地	根尾板所	有	平成 24 年 1 月 18 日
207	樽見	310188	急傾斜地	根尾樽見	有	平成 24 年 1 月 18 日
208	下葛	310189	急傾斜地	根尾西板屋	有	平成 24 年 1 月 18 日
209	賀虎	310190	急傾斜地	根尾東板屋	有	平成 24 年 1 月 18 日
210	跡路向	310191	急傾斜地	根尾東板屋	有	平成 24 年 1 月 18 日
211	与戸	310192	急傾斜地	根尾東板屋	有	平成 24 年 1 月 18 日
212	村内 1	310193	急傾斜地	根尾越波	有	平成 24 年 1 月 18 日
213	奥谷 1	310194	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
214	奥谷 2	310195	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
215	水鳥 1	310196	急傾斜地	根尾水鳥	有	平成 24 年 1 月 18 日
216	兎谷 2	310197	急傾斜地	根尾板所	有	平成 26 年 3 月 28 日
217	蛇抜	310198	急傾斜地	根尾板所	有	平成 24 年 1 月 18 日
218	吉尾	310200	急傾斜地	根尾高尾	有	平成 24 年 1 月 18 日
219	平野	310201	急傾斜地	根尾平野	有	平成 24 年 1 月 18 日
220	奥谷 4	310203	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
221	奥谷 5	310204	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
222	奥谷 3	310205	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
223	奥谷 6	310206	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
224	奥谷 8	310207	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
225	奥谷 7	310208	急傾斜地	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
226	上宇津志	310212	急傾斜地	根尾高尾	有	平成 24 年 1 月 18 日
227	村東	310213	急傾斜地	根尾宇津志	有	平成 24 年 1 月 18 日
228	椀田 2	310214	急傾斜地	根尾能郷	有	平成 24 年 1 月 18 日
229	椀田 3	310215	急傾斜地	根尾能郷	有	平成 24 年 1 月 18 日
230	椀田 4	310216	急傾斜地	根尾能郷	有	平成 24 年 1 月 18 日
231	下島 2	310217	急傾斜地	根尾能郷	有	平成 24 年 1 月 18 日
232	小笠原 2	310218	急傾斜地	根尾大井	有	平成 24 年 1 月 18 日
233	水鳥 2	310219	急傾斜地	根尾水鳥	有	平成 24 年 1 月 18 日
234	吉尾谷	G42701N	土石流	根尾高尾	有	平成 24 年 1 月 18 日
235	堂谷	G42702N	土石流	根尾水鳥	有	平成 24 年 1 月 18 日
236	ガラン谷	G42703N	土石流	根尾大井	有	平成 24 年 1 月 18 日
237	洞谷 1	G42704N	土石流	根尾大井	有	平成 24 年 1 月 18 日
238	宮ノ谷	G42705N	土石流	根尾大井	有	平成 26 年 3 月 28 日
239	アワラ谷	G42706N	土石流	根尾能郷	有	平成 24 年 1 月 18 日
240	岡谷 2	G42707N	土石流	根尾大河原	有	平成 24 年 1 月 18 日
241	折越谷	G42708N	土石流	根尾越波	有	平成 24 年 1 月 18 日
242	トナカラ谷	G42709N	土石流	根尾越波	有	平成 24 年 1 月 18 日
243	岡谷 1	G42710N	土石流	根尾天神堂	無	平成 24 年 1 月 18 日
244	小砂谷	G42712N	土石流	根尾越卒	無	平成 24 年 1 月 18 日
245	中沢	G42713N	土石流	根尾中	無	平成 24 年 1 月 18 日
246	茶屋谷	G42714N	土石流	根尾中	有	平成 24 年 1 月 18 日
247	神戸谷	G42715N	土石流	根尾中	無	平成 24 年 1 月 18 日
248	馬糞谷川	G42716N	土石流	根尾神所	有	平成 24 年 1 月 18 日

番号	土砂災害（特別）警戒区域名	箇所番号	現象種類	所在地	特別警戒区域有無	告示年月日
249	宮ケ洞谷	G42717N	土石流	根尾市場	有	平成 24 年 1 月 18 日
250	宮ノ洞	G42718N	土石流	根尾西小鹿	有	平成 24 年 1 月 18 日
251	村之谷	G42719N	土石流	根尾西小鹿	有	平成 24 年 1 月 18 日
252	西村谷	G42720N	土石流	根尾松田	有	平成 24 年 1 月 18 日
253	上村谷	G42721N	土石流	根尾松田	有	平成 24 年 1 月 18 日
254	栃ケ洞谷	G42722N	土石流	根尾松田	無	平成 24 年 1 月 18 日
255	コワ谷	G42723N	土石流	根尾上大須	有	平成 24 年 1 月 18 日
256	上谷	G42724N	土石流	根尾上大須	有	平成 24 年 1 月 18 日
257	廻り谷支川	G42725N1	土石流	根尾上大須	有	平成 24 年 1 月 18 日
258	廻り谷本川	G42725N2	土石流	根尾上大須	有	平成 24 年 1 月 18 日
259	鍋倉谷	G42726N	土石流	根尾下大須	有	平成 24 年 1 月 18 日
260	前コード谷	G42727N	土石流	根尾下大須	有	平成 24 年 1 月 18 日
261	能谷支川	G42728N1	土石流	根尾下大須	有	平成 24 年 1 月 18 日
262	能谷本川	G42728N2	土石流	根尾下大須	有	平成 24 年 1 月 18 日
263	ツイロ谷	G42729N	土石流	根尾下大須	有	平成 24 年 1 月 18 日
264	門脇谷	G42730N	土石流	根尾下大須	有	平成 24 年 1 月 18 日
265	洞谷２	G42731N	土石流	根尾小鹿	有	平成 24 年 1 月 18 日
266	宮谷	G42732N	土石流	根尾小鹿	有	平成 24 年 1 月 18 日
267	小鹿谷	G42733N	土石流	根尾小鹿	無	平成 24 年 1 月 18 日
268	寒舟谷	G42734N	土石流	根尾口谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
269	証ノ洞谷	G42735N	土石流	根尾口谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
270	栃洞谷	G42736N	土石流	根尾口谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
271	下翁洞	G42737N	土石流	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
272	花王寺谷	G42738N	土石流	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
273	栃尾谷	G42739N	土石流	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
274	上洞	G42740N	土石流	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
275	岩上谷	G42741N	土石流	根尾奥谷	有	平成 24 年 1 月 18 日
276	アテガ平谷	G42742N	土石流	根尾板所	有	平成 24 年 1 月 18 日
277	黒滝谷	G42743N	土石流	根尾板所	有	平成 24 年 1 月 18 日
278	黒山谷	G42744N	土石流	根尾板所	有	平成 24 年 1 月 18 日
279	兎谷	G42745N	土石流	根尾板所	有	平成 24 年 1 月 18 日
280	前谷	G42746N	土石流	根尾平野	有	平成 24 年 1 月 18 日
281	尾洞谷	G42748N	土石流	根尾長島	有	平成 24 年 12 月 14 日
282	洞の川１	G42749N1	土石流	根尾門脇	有	平成 24 年 12 月 14 日
283	洞の川２	G42749N2	土石流	根尾門脇	有	平成 24 年 12 月 14 日
284	エノマ谷	G42750N	土石流	根尾大井	無	平成 24 年 12 月 14 日
285	春木川	G42751N	土石流	根尾水鳥	有	平成 24 年 12 月 14 日
286	ビリ洞	G42752N	土石流	根尾水鳥	有	平成 24 年 12 月 14 日
287	水上谷１	G42753N1	土石流	根尾平野	無	平成 24 年 12 月 14 日
288	水上谷２	G42753N2	土石流	根尾平野	無	平成 24 年 12 月 14 日
289	下村谷	G42754N	土石流	根尾板所	有	平成 24 年 12 月 14 日
290	門脇谷２	G42755N	土石流	根尾高尾	有	平成 24 年 12 月 14 日
291	天神堂	G42756N	土石流	根尾天神堂	有	平成 24 年 12 月 14 日
292	神洞	G42757N	土石流	根尾越卒	有	平成 24 年 12 月 14 日
293	寺尾谷	G42758N	土石流	根尾中	有	平成 24 年 12 月 14 日
294	堂洞	G42759N	土石流	根尾能郷	有	平成 24 年 12 月 14 日
295	桂洞	G42760N	土石流	根尾平野	有	平成 24 年 12 月 14 日
296	立花谷	G42762N	土石流	根尾板所	有	平成 24 年 12 月 14 日
297	洞戸谷	G42763N	土石流	根尾板所	有	平成 24 年 12 月 14 日
298	深谷	G42764N	土石流	根尾樽見	無	平成 24 年 12 月 14 日

番号	土砂災害（特別）警戒区域名	箇所番号	現象種類	所在地	特別警戒区域有無	告示年月日
299	敷原谷	G42765N	土石流	根尾長嶺	無	平成 24 年 12 月 14 日
300	上之山洞１	G42766N1	土石流	根尾長嶺	有	平成 24 年 12 月 14 日
301	上之山洞２	G42766N2	土石流	根尾長嶺	無	平成 24 年 12 月 14 日
302	地蔵堂洞	G42767N	土石流	根尾長嶺	有	平成 24 年 12 月 14 日
303	下り尾洞	G42768N	土石流	根尾大井	有	平成 24 年 12 月 14 日
304	宇津志谷	G42769N	土石流	根尾宇津志	無	平成 24 年 12 月 14 日
305	尾谷	G42770N	土石流	根尾長島	有	平成 24 年 12 月 14 日
306	寺谷	G42771N	土石流	根尾神所	無	平成 24 年 12 月 14 日
307	ハチン谷	G42772N	土石流	根尾神所	有	平成 24 年 12 月 14 日
308	村山洞	G42773N	土石流	根尾高尾	有	平成 24 年 12 月 14 日
309	日洞谷	G42711N	土石流	根尾長嶺	無	平成 24 年 12 月 14 日
310	ドンガ洞	G031001I1	土石流	金原	有	平成 24 年 12 月 14 日
311	ホソ洞	G031001I2	土石流	金原	有	平成 24 年 12 月 14 日
312	東山２	G031003I	土石流	神海	有	平成 24 年 12 月 14 日
313	大茂谷１	G031004I	土石流	神海	有	平成 24 年 12 月 14 日
314	西ヶ洞谷１	G031009I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
315	水戸	G031010I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
316	檜木作	G031011I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
317	西ノ宮谷	G031012I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
318	西上根	G031018I	土石流	外山	無	平成 24 年 12 月 14 日
319	かがやけ谷	G031019I	土石流	木知原	有	平成 24 年 12 月 14 日
320	極又１	G031024I1	土石流	木知原	有	平成 24 年 12 月 14 日
321	極又２	G031024I2	土石流	木知原	有	平成 24 年 12 月 14 日
322	スボミ	G031025I	土石流	山口	有	平成 24 年 12 月 14 日
323	南出	G031026N	土石流	法林寺	有	平成 24 年 12 月 14 日
324	文殊谷	G031027N	土石流	文殊	有	平成 24 年 12 月 14 日
325	宝珠谷２	G031028N	土石流	文殊	有	平成 24 年 12 月 14 日
326	西ヶ洞谷２	G031031I	土石流	金原	有	平成 24 年 12 月 14 日
327	姥洞	G031032I	土石流	佐原	有	平成 24 年 12 月 14 日
328	七洞	G031033I	土石流	佐原	有	平成 24 年 12 月 14 日
329	黒木	G031034I	土石流	佐原	有	平成 24 年 12 月 14 日
330	宮の下	G031035I	土石流	佐原	有	平成 24 年 12 月 14 日
331	上新田	G031036I	土石流	神海	無	平成 24 年 12 月 14 日
332	宮谷	G031037I	土石流	神海	有	平成 24 年 12 月 14 日
333	大茂谷２	G031038I	土石流	神海	有	平成 24 年 12 月 14 日
334	六郎洞２	G031039I1	土石流	外山	無	平成 24 年 12 月 14 日
335	六郎洞３	G031039I2	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
336	更屋敷１	G031040I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
337	更屋敷２	G031041I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
338	更屋敷３	G031042I	土石流	外山	無	平成 24 年 12 月 14 日
339	西中街道１	G031043I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
340	西中街道２	G031044I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
341	水洞	G031045I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
342	尾洞街道１	G031046I1	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
343	尾洞街道２	G031046I2	土石流	外山	無	平成 24 年 12 月 14 日
344	野口谷	G031047I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
345	上太田	G031048I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
346	ズケイ谷	G031049I	土石流	外山	有	平成 24 年 12 月 14 日
347	中村野	G031050N	土石流	文殊	有	平成 24 年 12 月 14 日
348	月洞	G031051N	土石流	文殊	有	平成 24 年 12 月 14 日

番号	土砂災害（特別）警戒区域名	箇所番号	現象種類	所在地	特別警戒区域有無	告示年月日
349	奥１丁目３	210204	急傾斜地	文殊	有	平成 27 年 3 月 6 日
350	西秋沢	110021	急傾斜地	文殊	有	平成 27 年 3 月 6 日
351	上西郷	112210	急傾斜地	文殊	有	平成 25 年 5 月 24 日
352	黒津	2206901	地すべり	根尾黒津	無	平成 26 年 11 月 14 日
353	金原１	KGI0203001	急傾斜地	金原	有	令和１年 12 月 3 日
354	外山４	KGI0203002	急傾斜地	外山	有	令和１年 12 月 3 日
355	外山５	KGI0203003	急傾斜地	外山	有	令和１年 12 月 3 日
356	外山６	KGI0203004	急傾斜地	外山	有	令和１年 12 月 3 日
357	法林寺１	KGI0203005	急傾斜地	法林寺	有	令和１年 12 月 3 日
358	法林寺２	KGI0203006	急傾斜地	法林寺	有	令和１年 12 月 3 日
359	文殊１	KGI0203007	急傾斜地	文殊	有	令和１年 12 月 3 日
360	外山７	KGI0203008	急傾斜地	外山	有	令和１年 12 月 3 日
361	文殊２	KGI0203009	急傾斜地	文殊	有	令和１年 12 月 3 日
362	文殊３	KGI0203010	急傾斜地	文殊	有	令和１年 12 月 3 日
363	文殊４	KGI0203011	急傾斜地	文殊	有	令和１年 12 月 3 日
364	文殊５	KGI0203012	急傾斜地	文殊	有	令和１年 12 月 3 日
365	文殊６	KGI0203013	急傾斜地	文殊	有	令和１年 12 月 3 日
366	文殊７	KGI0203014	急傾斜地	文殊	有	令和１年 12 月 3 日
367	文殊８	KGI0203015	急傾斜地	文殊	有	令和１年 12 月 3 日
368	文殊９	KGI0203016	急傾斜地	文殊	有	令和１年 12 月 3 日
369	佐原１	GGI0203002	土石流	佐原	有	令和１年 12 月 3 日
370	外山１	GGI0203003	土石流	外山	有	令和１年 12 月 3 日
371	外山２	GGI0203004	土石流	外山	有	令和１年 12 月 3 日
372	外山３	GGI0203005	土石流	外山	有	令和１年 12 月 3 日
373	外山４	GGI0203006	土石流	外山	有	令和１年 12 月 3 日
374	木知原１	GGI0203007	土石流	木知原	有	令和１年 12 月 3 日
375	木知原２	GGI0203008	土石流	木知原	有	令和１年 12 月 3 日
376	木知原３	GGI0203009	土石流	木知原	有	令和１年 12 月 3 日
377	山口１	GGI0203010	土石流	山口	有	令和１年 12 月 3 日
378	法林寺１	GGI0203011	土石流	法林寺	無	令和１年 12 月 3 日
379	文殊２	GGI0203012	土石流	文殊	有	令和１年 12 月 3 日
380	上保１	GGI0204001	土石流	上保	有	令和１年 12 月 3 日
381	上保２	GGI0204002	土石流	上保	有	令和１年 12 月 3 日
382	文殊１	GGI0203001	土石流	文殊	有	令和２年７月７日
383	根尾越波	KGI0205001	急傾斜地	根尾越波	有	令和３年４月９日
384	根尾下大須	KGI0205002	急傾斜地	根尾下大須	有	令和３年４月９日
385	根尾能郷	KGI0205003	急傾斜地	根尾能郷	有	令和３年４月９日
386	根尾長島	KGI0205004	急傾斜地	根尾長島	有	令和３年４月９日
387	根尾天神堂２	KGI0205005	急傾斜地	根尾天神堂	有	令和３年４月９日
388	根尾天神堂３	KGI0205006	急傾斜地	根尾天神堂	有	令和３年４月９日
389	根尾天神堂４	KGI0205007	急傾斜地	根尾長嶺	有	令和３年４月９日
390	根尾西板屋	KGI0205008	急傾斜地	根尾西板屋	有	令和３年４月９日
391	根尾小鹿１	KGI0205009	急傾斜地	根尾小鹿	有	令和３年４月９日
392	根尾小鹿２	KGI0205010	急傾斜地	根尾小鹿	有	令和３年４月９日
393	根尾神所１	KGI0205011	急傾斜地	根尾神所	有	令和３年４月９日
394	根尾神所２	KGI0205012	急傾斜地	根尾神所	有	令和３年４月９日
395	根尾市場２	KGI0205013	急傾斜地	根尾市場	有	令和３年４月９日
396	根尾市場３	KGI0205014	急傾斜地	根尾市場	有	令和３年４月９日
397	根尾板所１	KGI0205015	急傾斜地	根尾板所	有	令和３年４月９日
398	根尾板所２	KGI0205016	急傾斜地	根尾板所	有	令和３年４月９日

番号	土砂災害（特別）警戒区域名	箇所番号	現象種類	所在地	特別警戒区域有無	告示年月日
399	根尾板所３	KGI0205019	急傾斜地	根尾板所	有	令和３年４月９日
400	根尾高尾	KGI0205021	急傾斜地	根尾高尾	有	令和３年４月９日
401	根尾奥谷１	KGI0205017	急傾斜地	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
402	根尾奥谷２	KGI0205018	急傾斜地	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
403	根尾奥谷３	KGI0205020	急傾斜地	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
404	根尾大河原洞	GGI0205001	土石流	根尾大河原	有	令和３年４月９日
405	根尾上大須洞	GGI0205002	土石流	根尾上大須	無	令和３年４月９日
406	根尾長島洞	GGI0205004	土石流	根尾長島	有	令和３年４月９日
407	根尾大井洞	GGI0205005	土石流	根尾大井	有	令和３年４月９日
408	根尾東板屋洞	GGI0205006	土石流	根尾東板屋	有	令和３年４月９日
409	根尾奥谷洞１	GGI0205007	土石流	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
410	根尾奥谷洞２	GGI0205008	土石流	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
411	根尾奥谷洞３	GGI0205009	土石流	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
412	根尾奥谷洞４	GGI0205010	土石流	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
413	根尾奥谷洞５	GGI0205011	土石流	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
414	根尾奥谷洞６	GGI0205012	土石流	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
415	根尾奥谷洞７	GGI0205013	土石流	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
416	根尾奥谷洞８	GGI0205014	土石流	根尾奥谷	有	令和３年４月９日
417	根尾奥谷洞９	GGI0205015	土石流	根尾奥谷	有	令和３年４月９日

第４節　林地保全計画

①：「表．山腹崩壊危険地区」

所在地		保全対象		
大字	字	人家	公共施設	道路
根尾宇津志	土場			1
根尾高尾	谷野			1
根尾高尾	吉尾	6		1
根尾平野	裏山	5		1
根尾平野	吉尾向			1
根尾水鳥	江浪	6		1
根尾水鳥	中又			1
根尾水鳥	高畑平	11		1
根尾樽見	島	2		1
根尾板所	新行堂	12		1
根尾市場	木戸平	5		1
根尾中	神洞	3		1
根尾門脇	片歩岐	4		1
根尾門脇	尾砂谷			1
根尾大井	茶屋前			1
根尾大井	北出山			1
根尾大井	降り尾	1		1
根尾大井	大谷筋糠塚			1
根尾大井	大谷筋			1
根尾大井	大谷筋No.2			1
根尾大井	大谷筋No.3			1
根尾長嶺	小屋戸			1
根尾天神堂	岡谷	5		1
根尾天神堂	向木山			1
根尾長島	山之下			1
根尾能郷	平山	11		1
根尾能郷	松原			1
根尾能郷	藤谷			1
根尾能郷	藤谷No.2			1
根尾能郷	兎谷			1
根尾能郷	中上原	5		1
根尾奥谷	花王子			1
根尾奥谷	尾並板	1		1
根尾奥谷	村上			1
根尾西小鹿	沼原	6		1
根尾西小鹿	尾崎			1
根尾東小鹿	尾寄谷	6		1
根尾西小鹿	桶谷			1
根尾松田	桶谷			1
根尾松田	道谷			1
根尾松田	道谷No.2			1

所在地		保全対象		
大字	字	人家	公共施設	道路
根尾能郷	半中			1
根尾能郷	遊谷			1
根尾能郷	倉見			1
根尾能郷	倉見No.2			1
根尾能郷	倉見No.3			1
根尾能郷	倉見No.4			1
根尾黒津	玄場平			1
根尾黒津	栩ケ下			1
根尾黒津	中畑			1
根尾黒津	村之内			1
根尾黒津	古宮			1
根尾黒津	宮平			1
根尾黒津	須合			1
根尾黒津	須合No.2			1
根尾黒津	須合保木西方			1
根尾黒津	村之内	3		1
根尾黒津	越新谷			1
根尾西板屋	下葛	3		1
根尾西板屋	上葛	6		1
根尾西板屋	上葛No.2			1
根尾東板屋	上ノ山			1
根尾東板屋	上ノ山No.2	12		1
根尾東板屋	上ノ山No.3	14		1
根尾東板屋	賀虎	13		1
根尾東板屋	跡路向			1
根尾東板屋	与戸			1
根尾東板屋	跡路			1
根尾東板屋	宮下	2		1
根尾口谷	岩倉	1		1
根尾奥谷	岩上			1
根尾奥谷	楢谷			1
根尾東板屋	川瀬			1
根尾松田	川瀬No.2			1
根尾下大須	上川瀬			1
根尾下大須	岩井谷			1
根尾下大須	入口洞			1
根尾大須	郷村			1
根尾大須	越田土			1
根尾大須	越田土No.2			1
根尾能郷				1
根尾能郷No.2				1

所在地		保全対象		
大字	字	人家	公共施設	道路
根尾松田	中村	12		1
根尾松田	上村	4		1
根尾松田	初鹿谷			1
根尾松田	初鹿谷№2			1

所在地		保全対象		
大字	字	人家	公共施設	道路
根尾黒津	越新谷			1
根尾黒津	村之内			1
根尾板所	入会脇出		1	1

①：「表．本巣市消防団組織図」

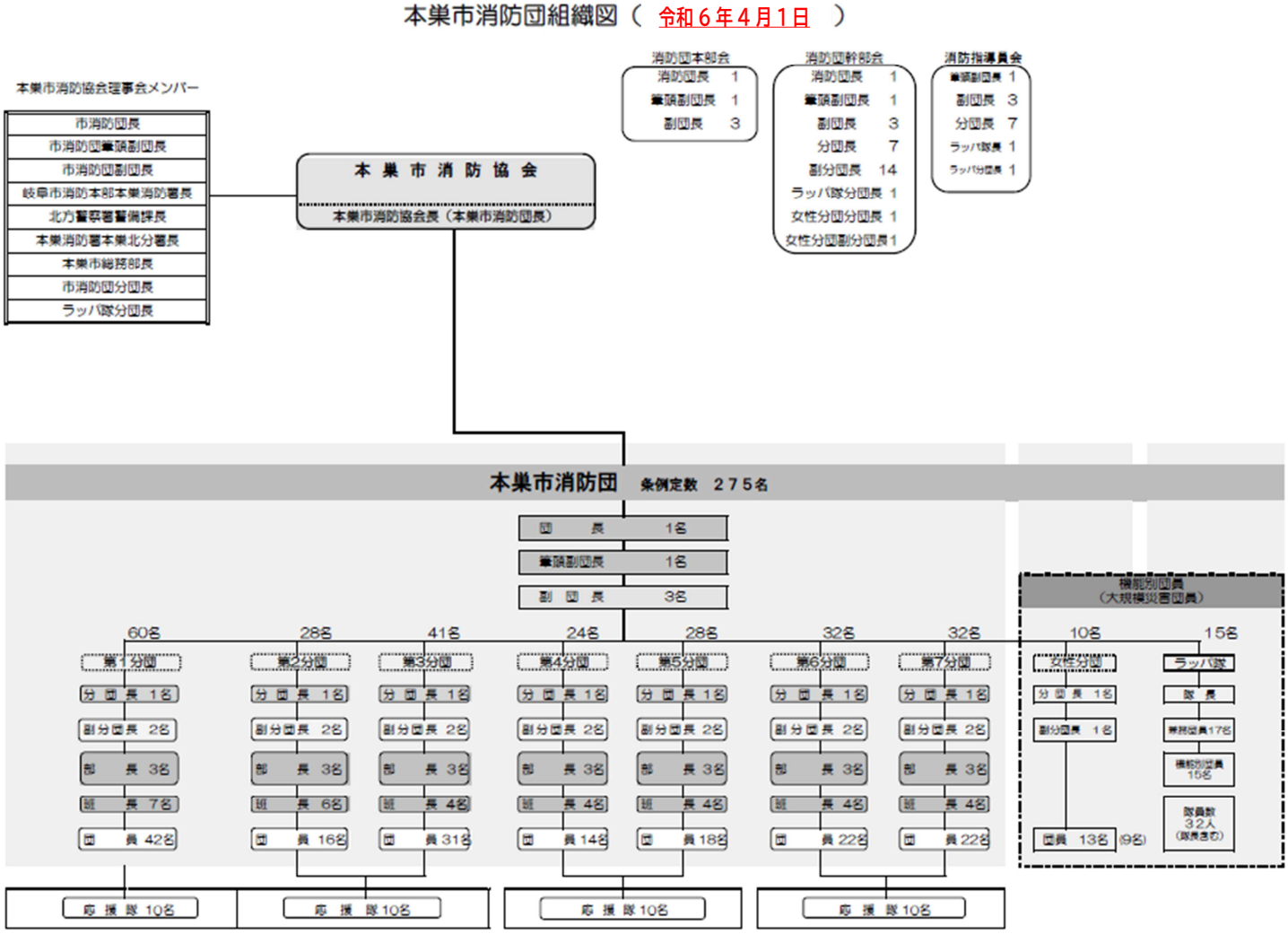

---

①：「表．火災予防査察項目」

火災予防査察項目	1）消防法令に基づく適正な防火管理体制、必要な業務の実施状況 2）消火・警報・避難設備、消防用水等消火活動上必要な施設の消防法令基準の確保状況 3）炉・厨房設備・ボイラー・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況 4）こんろ等火を使用する器具及び使用に際する取扱い状況 5）公衆集合場所での裸火の使用状況 6）指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況 7）屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等の遵守状況

第３節　林野火災予防計画

①：「表．林野火災特別地域指定地域」

地　域　名	指　定　年　度	構　成　団　体
本巣地域	昭和 55	本巣市、岐阜市消防本部

第４節　雪害予防計画

①：「表．積雪寒冷特別路線箇所（県管理国道）」

路　線　名	区　　間
157 号	本巣市根尾大河原字温見峠 253 番の 1 の 1 から同市根尾平野字尾坂 1 番まで

第５節　危険物等保安計画

①：「表．立入検査項目」

立入検査項目	1）危険物施設の立入検査、保安検査＝位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取扱い方法の調査指導、特に、屋外タンク貯蔵所の保安検査 2）消防法等による危険物施設の規制の徹底、耐震性、耐水性、耐火性の確保 3）消防法に基づき予防規定の作成が義務づけられている危険物施設に対し、地震対策を含めた予防規程の作成指導 4）火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立入検査等の実施、危険物の貯蔵、取扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化の指導 5）石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭について、灯油の適正な保管及び取扱い方法の指導啓発 6）危険物流出防止資機材の整備及び整備・配備状況の把握

①：「表．防災点検 10 カ条の例」

防災点検 10 カ条の例		
個人	家庭	地域
１．消火器の操作方法	１．家族の役割	１．自主防災体制
２．応急手当の処置の方法	２．非常持ち出し品	２．地域住民の把握
３．災害・避難カードの作成	３．火災防止対策	３．要配慮者の避難対策
４．非常持ち出し品	４．家具等の落下・転倒防止	４．地域住民への連絡系統
５．災害情報の入手方法	５．灯油等危険性物質確認	５．防災資機材
６．緊急時の連絡先	６．家族の連絡方法、集合場所	６．警察・消防への連絡系統
７．災害が発生した時の行動	７．お年寄り等の避難対策	７．消防水利・施設
８．家具等の落下・転倒防止	８．家の外回り	８．物資等の搬送場所
９．避難場所・避難所	９．避難場所・避難所までの危険箇所	９．危険箇所
10．避難路	10．避難場所・避難所・避難路	10．避難場所・避難所・避難路

③：「表．防災教育の内容と方法」

防災教育の内容	1.災害に関する一般知識 2.地域の災害履歴やその特徴に関する知識 3.建物の点検と補強方法 4.家具等の固定方法 5.危険地域等に関する知識 6.生活必需物資等の備蓄 7.災害発生時の心得 8.災害が予知された場合の心得 9.自主防災組織の活動と各自の役割 10.応急救護の方法 11.警報等発表時や避難情報発令時にとるべき行動 12.避難方法（避難路、避難場所、避難所等） 13.避難場所、避難所での行動 14.要配慮者を守るための防災知識 15.情報入手の方法
防災教育の方法	1.自主防災組織単位の講習会の開催 2.自治会、PTA 等の会合等の利用 3.女性団体、成人学級等の社会教育活動の利用 4.地区安全協会の講習会等の利用 5.各種公共施設の利用（防災研修会等） 6.県広域防災センターの利用（貸出しフィルム等、展示教育設備、地震体験車） 7.VR シミュレーションの利用 8.災害手引書等の作成・配布 9.テレビ、ラジオ、新聞、広報もとす、パンフレット、ちらし等を通じての広報 10.相談窓口の設置 11.防災訓練 12.学校における防災教育 13.土砂災害等の危険箇所や避難に必要な情報等を記載したハザードマップの作成・配布 14.自主防災組織等が作成する防災マップ等の支援

③：「表．防災業務従業者の教育内容」

防災業務従業者教育内容	１．災害に関する一般的・専門的知識 ２．現在講じられている災害対策 ３．今後取り組むべき課題 ４．組織の防災体制 ５．職員のとるべき行動（事前、発生後、予知があった場合） ６．防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）

第２節　自主防災組織の育成と強化

①：「図．自主防災組織の組織編成例」

自主防災組織の組織編成例

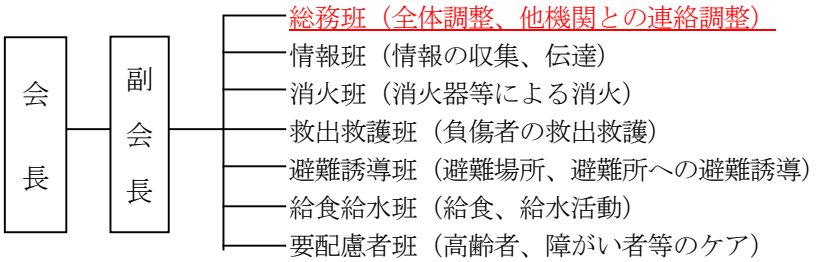

---

①：「表．自主防災組織の平常時又は非常時の活動内容」

（１）平常時の活動例

対策	内容	担当
消火対策	１．火災予防の啓発 ２．延焼危険地区、消防水利等の把握	消火班
救出対策	１．救出用資器材の整備計画の立案 ２．建設業者などへの重機の事前協力要請	救出救護班
救護対策	１．各世帯への救急医薬品の保有指導 ２．応急手当講習会の実施 ３．負傷者受入れについての医療機関との協議	救出救護班
情報対策	１．情報の収集、伝達方法の立案 ２．災害についての知識の収集及び啓発	情報班
要配慮者対策	１．自力で避難困難な要配慮者のリストアップ ２．要配慮者の避難計画の作成	避難誘導班

対策	内容	担当
他組織との 連携対策	１．市本部との連絡体制の確立 ２．市内防災関係機関や隣接自治会、事業所との連絡方法の確立	会長 副会長
避難対策	１．避難対象地区の把握 ２．避難路の決定と周知	避難誘導班
給食給水対策	１．各世帯への備蓄の徹底 ２．飲料水が確保できる場所の把握 ３．炊出し、配分計画の立案	給食給水班
防災訓練	１．個別訓練の随時実施 ２．市が行う防災訓練への参加	各班
備蓄	１．各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 ２．備蓄資機材、物資の管理、点検	各班

（２）災害時の活動例

対策	内容	担当
消火対策	１．各自家庭における火の始末 ２．初期消火の実施 ３．延焼の場合は消火班出動	全員 〃 消火班
救出対策	１．初期救出の実施 ２．建設業者への応援要請	救出救護班
救護対策	１．軽症者は各世帯で処置 ２．各世帯で不可能な場合は救護班が処置 ３．重傷者などの医療機関への搬送	各世帯 救出救護班 〃
情報対策	１．各世帯による情報班への被害状況報告 ２．情報の集約 ３．重要情報の各世帯への広報 ４．市民の安否、入院先、疎開先等の情報収集	各世帯 情報班 〃 〃
要配慮者対策	１．要配慮者の避難救護 ２．避難所における要配慮者への協力	避難誘導班
他組織との 連携対策	１．被災状況等の市本部への報告 ２．市内防災機関や隣接自治会、事業所との情報交換 ３．安否等市民に関する情報の市への提供	会長 副会長
避難対策	１．避難路の安全確認 ２．避難者の誘導（組織的避難の実施）	避難誘導班
給食給水対策	１．飲料水の確保 ２．炊出しの実施 ３．飲料水、食料などの公平配分	給食給水班

③：「表．地区防災計画一覧」

番号	計画名称	規定年月日	提案者
1	地区防災計画（板所自治会）	令和５年２月 10 日	板所自治会長
2	地区防災計画（川原自治会）	令和５年２月 10 日	川原自治会長
3	地区防災計画（中自治会）	令和５年２月 10 日	中自治会長
4	地区防災計画（越卒自治会）	令和６年５月 17 日	越卒自治会長
5	地区防災計画（門脇自治会）	令和６年５月 17 日	門脇自治会長
6	地区防災計画（大井自治会）	令和６年５月 17 日	大井自治会長
7	大門自治会防災計画（大門自治会）	令和６年５月 17 日	大門自治会長

①：「本巣市防災会議条例」

本巣市防災会議条例

平成 16 年２月１日
条例第 14 号
改正　平成 24 年３月 29 日条例第３号
平成 24 年 10 月２日条例第 24 号
平成 30 年４月１日条例第２号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、本巣市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　本巣市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(2)　岐阜県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(3)　市長がその部内の職員のうちから指名する者
(4)　教育長
(5)　本巣消防署長
(6)　消防団長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め任命する者
６　前項の委員の定数は、２５人以内とする。
７　第５項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
８　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則
この条例は、平成１６年２月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第３号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年条例第２４号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年条例第２号）
この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

---

②：「表．広域防災拠点施設」

施設名	所在地	電話番号	進出ルート
もとまるパーク	本巣市随原 201-1	058-324-7899	都市計画道路 長良糸貫線

---

③：「表．緊急消防援助隊等野営可能箇所」

施設名	所在地	電話番号	進出ルート	施設の種類
本巣多目的広場	本巣市文殊 326	0581-34-2511	県道 157 号	芝生広場 他
本巣市民スポーツプラザ	本巣市長屋 262	058-323-4191	国道 157 号	野球場 他
しんせい運動広場	本巣市国領 173		県道 53 号	運動広場

---

③：「表．広域応援体制の確立」

県域を越えた広域相互応援協定		県外の市町又は友好市等との相互応援協定
県内内相互応援	**広域消防相互応援協定**	消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するための「岐阜県広域消防相互応援協定」。
	県広域防災相互応援体制	災害対策基本法第 67 条の規定による災害発生時の応急要求に基づかない、自主的な相互応援体制としての県内全市町村による協定。 （この協定は、被災市町村に対し国、県、近隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点を置いたものである。）
その他の応援体制	**広域航空消防応援**	消防組織法第 44 条の規定に基づいて他の都道府県または他の都道府県に属する市町村に要請する、ヘリコプターを用いた消防に関する応援。要請するときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。
	大規模土砂災害発生時の相互応援	市は、大規模土砂災害発生時に迅速かつ円滑な災害対応を関係機関と連携しつつ実施するため、「越美山系大規模土砂災害危機管理検討会」に参画し、連携体制構築に必要な事項を申し合わせる。

③：「図．広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート」

広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート
（都道府県がヘリを保有する場合）

＊応援要請の際明示すべき事項
① 要請先都道府県
② 要請者、要請日時
③ 災害の発生日時、場所、概要
④ 必要な応援の概要

＊応援の種別
① 調査出場…現場把握、情報収集、指揮支援等
② 火災出場…消火活動
③ 救助出場…特別な人命救助活動（付随する救急搬送含む）
④ 救急出場…救急搬送（③を除く）
⑤ 救援出場…救援物資、資機材、人員等の輸送

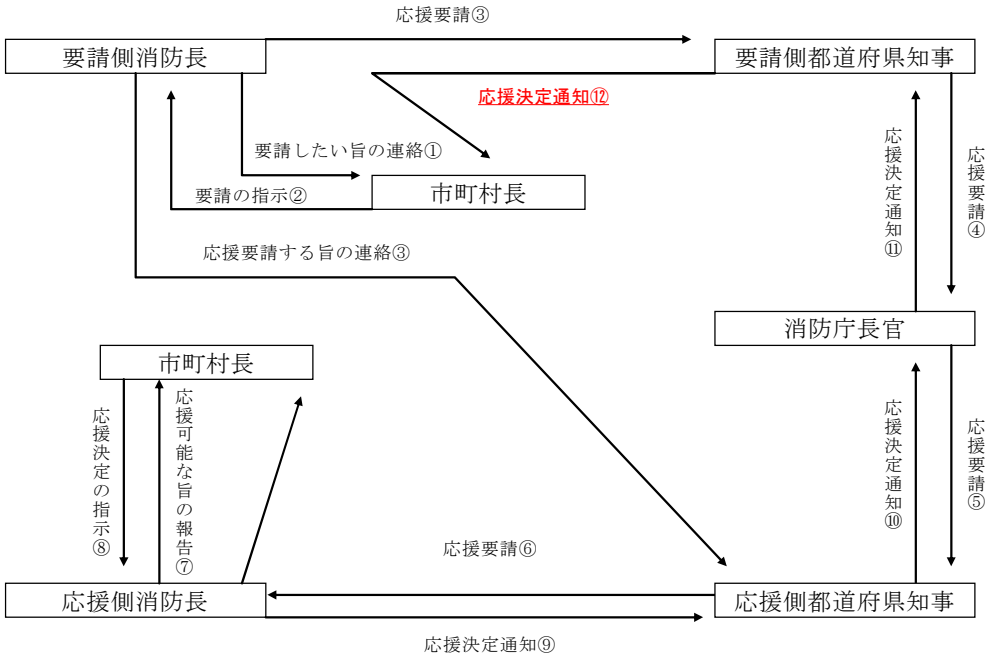

---

⑤：「表．救急体制状況」

令和6年4月現在

所　有　機　関	救急自動車数	救　急　隊　員		
		計	専　任	兼　任
岐阜市消防本部 本巣消防署	5	40		40

---

⑤：「表．地震災害等医療救護計画の内容」

市町村医療救護計画	広域医療救護計画
1）医療救護施設（救護所、救護病院）設置 2）1）以外の医療機関への対応 3）搬送体制 4）医療ボランティア受入体制整備	1）広域救護病院の指定 2）地域救護病院の設置 3）医療救護活動の調整 4）広域的な応援 5）重病患者等の広域搬送 6）国等に対する医師等の派遣要請 7）医療ボランティア受入調整

⑤：「表．トリアージ選別基準」

優先度	処置	色別	疾病状況	診断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉塞又は呼吸困難、重傷熱傷、心傷害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機的	黄	２～３時間処置を遅らせても悪化しないもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能な程度のもの	小骨折外傷、範囲小熱傷（対表面積の 10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	すでに死亡しているもの

注）トリアージ選別：患者の重傷度と治療優先度を決めること

第２節　緊急輸送網の整備

①：「表．緊急通行車両の事前届出」

（１）事前届出の対象とする車両

①災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両。（同項では、災害応急対策は右の事項について行うものとされている。）	ア）警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する用務に従事する車　両 イ）消防、水防その他の応急措置に関する用務に従事する車両 ウ）被災者の救護、救助その他保護に関する用務に従事する車両 エ）災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する用務に従事する車両 オ）施設及び設備の応急復旧に関する用務に従事する車両 カ）清掃、防疫その他の保健衛生に関する用務に従事する車両 キ）犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序維持に関する用務に従事する車両 ク）緊急輸送の確保に関する用務に従事する車両 ケ）その他災害の発生の防御又は防止に関する用務に従事する車両
②次のいずれかに該当する車両	ア）市が保有している車両 イ）市との契約等により専用に使用される車両 ウ）災害時に市が調達する車両

（２）事前届出の申請

①事前届出者	緊急通行に係わる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）とし、具体的には、市長又は総務課長もしくは当該業務担当の責任者とする。
②事前届出先	警察署
③事前届出に必要な書類	当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類 （市の上申書、輸送協定書等により災害応急対策に従事する車両にあっては輸送協定書等）

②：「表．広域防災拠点施設」

施設名	所在地	電話番号
もとまるパーク	本巣市随原 201-1	058-324-7899

---

③：「表．救援物資集積場所」

番　号	施設名	所在地	電話番号
1	本巣体育センター	本巣市文殊 324	0581-34-5029
2	糸貫体育センター	本巣市三橋 1101-6	058-323-7765
3	真正体育センター	本巣市軽海 725-1	058-324-6407
4	もとまるパーク	本巣市随原 201-1	058-324-7899

第３節　防災訓練の実施

①：「表．総合防災訓練」

訓練科目	訓練実施機関
気象警報等伝達訓練	関係防災機関
通信訓練	防災行政無線・その他関係機関（ＮＴＴ等）
避難訓練	警察・消防機関・学校関係・幼稚園・幼児園・保育園・各自治会
救助訓練	消防・警察機関・自衛隊
救護訓練	消防・医療機関・日赤
避難所開設訓練、 炊出しその他救助訓練	奉仕団体（自治会、女性の会、日赤等）・学校関係・自衛隊
消防・水防訓練	消防・警察機関
その他訓練	関係機関

---

②：「表．個別訓練」

図上訓練		１）応急対策に従事又は協力する者等の動員及び配置 ２）復旧資材、救助物資等の緊急輸送 ３）緊急避難及びこれに伴う措置 ４）大規模な災害発生時における国や県等関係機関との連携
実地訓練	①予警報の伝達及び通信訓練	気象業務法、水防法、消防法に定める予警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用する。 また、有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。 予警報等の市民に対する伝達訓練、停電時等非常事態における伝達訓練も、必要により実施する。
	②災害防御訓練	災害による被害の拡大を防御するための訓練は、概ね次のとおりとする。 ア）災害対策本部設置訓練 災害時における応急活動体制を確立できるよう、気象・降雨状況に応じた各機関の災害対策本部の設置・設営及び運営訓練を実施する。 イ）非常参集訓練

		市及び防災関係機関は、災害時における応急対策に万全を期すため、職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。 ウ）情報収集・非常通信訓練 災害時には、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信が輻輳したり途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、市は災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する エ）消防、救急・救助訓練 消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不足の事態を想定して火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等市民と一体となった消防訓練を実施する。 オ）水防訓練 市及び関係機関は、出水・台風期の警戒避難活動の万全を期すため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置、水位・雨量観測、消防機関及び市民の動員、水防資機材の輸送等の訓練を実施する。 カ）避難訓練 市及び防災関係機関は、避難の指示、伝達方法、避難の誘導等の訓練を実施し、自主防災組織、市民参加による地域の実情にあわせた実践的な訓練となるよう努める。 なお、学校、医療機関、社会福祉施設等は、災害時における避難情報に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や児童生徒、入所者等が行動要領を習熟するよう努める。 キ）医療救護訓練 市及び医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。 ク）その他 ・非常無線通信訓練　　・必要資材の応急手配訓練 ・防災活動従事者の応急手配訓練
	③災害応急復旧訓練	災害の応急復旧を実施するための訓練は、概ね次の項目について行う。 ア）道路の交通確保　　イ）復旧資材、人員の緊急輸送 ウ）決壊堤防の応急修復　　エ）電力、通信施設の応急修復
合同訓練		市単独では対応が困難な大規模土砂災害等に適切に対処するため、国や県等関係機関からの受援や関係機関間の連携を実施するための訓練を行う。

①：「表．避難計画の内容」

①避難情報発令の基準及び伝達方法	
②土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報が通知された場合の対応	
③避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
④土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位	
⑤避難場所・避難所への経路及び誘導方法	
⑥避難所（被災者入所施設）開設に伴う被災者救援措置に関する事項	ア）給水計画 イ）給食計画 ウ）毛布、寝具等の支給 エ）衣料、日用必需品の支給 オ）負傷者に対する応急救護
⑦避難所の管理に関する事項	ア）避難受入れ中の秩序保持 イ）避難者に対する災害情報の伝達 ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 エ）避難者に対する各種相談業務
⑧広域避難所等の整備に関する事項	ア）避難者入所者施設 イ）給水施設 ウ）情報伝達施設
⑨避難の心得、知識の普及啓発に関する事項	ア）平常時における広報 • 掲示板への提示、広報紙、パンフレット等の発行 • 市民に対する巡回指導　• 防災訓練等 イ）災害時における広報 • 広報車による周知　• 住民組織を通じて広報 • 避難誘導員による現地広報

---

①：「表．防災上重要な施設の管理者の留意事項」

①病院	病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について留意する。
②社会福祉施設等	高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに受入れ施設の確保、保健、衛生及び給食等の実施方法等について留意する。
③不特定多数の者が出入りする施設等	駅や商業施設等不特定多数の者が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所・避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等について留意する。

①：「表．避難誘導体制の整備」

１）避難計画の習熟と訓練	市は予め定めた避難計画に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。
２）避難情報発令の実施要領の明確化	市長による避難情報の発令が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、予め本計画、避難計画等において実施要領を定めておく。
３）避難者の誘導体制の整備	避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導体制を整備しておく。 ①避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等との連携のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全な避難を優先する。 ②災害の種類、危険地域ごとに避難場所・避難所への避難経路を予め指定しておき、一般への周知徹底を図る。地震の場合は、火災の輻射熱、液状化、斜面崩壊等のおそれがあるため周辺の状況を検討し、危険箇所を避けるようにする。 ③状況に応じて誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。
４）自主避難体制の整備	市は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における市民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じてその指導に努める。 また、市民においても、豪雨等により災害発生の危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。
５）避難情報の伝達体制の整備	避難情報の伝達は、市民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう以下の点に留意し、予め伝達系統や伝達体制を整備しておく。 ①同報無線等無線施設を利用して伝達する。 ②自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。 ③サイレンをもって伝達する。 ④広報車における呼びかけにより伝達する。 ⑤有線放送、電話等の利用により伝達する。 市長は、避難計画において、危険区域ごとに避難情報の伝達組織及び伝達方法を定め、予め危険地域の住民に周知徹底を図る。
６）要配慮者に対する避難誘導体制及び避難所等の指定・整備	高齢者、障がい者その他のいわゆる要配慮者が適切に避難できるよう以下の点に留意し、平常時から要配慮者に係る避難誘導体制の整備に努める。 ①避難情報の伝達体制の確立 日ごろから要配慮者の掌握に努めるとともに、予め自治会、民生児童委員など市民の協力体制について検討し、避難情報が確実に伝達できる手段・方法を講じる。 ②地域ぐるみの避難誘導体制の整備 市は、要配慮者が避難するに当たって、地域住民をはじめ、避難誘導員、自主防災組織など、地域ぐるみの避難誘導等の方法を予め具体的に定めておく。また、学校、幼児園、医療機関等の施設の管理者は、避難計画に基づき、状況に応じて適切な集団避難を行う。特に幼児園、幼稚園、保育園では女性職員が多いことから、消防団員や父母の協力が得られるような対策を講じる。 ③要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備 避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。 なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、

	介護等のためのマンパワーの確保など、避難所における避難生活に配慮する。

---

②：「表．自主避難所」

番　号	施設名	所在地
1	根尾文化センター	本巣市根尾板所 625-1
2	本巣公民館	本巣市文殊 324
3	糸貫老人福祉センター	本巣市三橋 1101-6
4	真正公民館	本巣市下真桑 1060

---

②：「表．本巣市指定避難所」

【根尾地域】　（令和 6 年 4 月改正）

番号	施設名	所在地	連絡先	面積（㎡）	収容可能人数（3.3 ㎡/人）	災害への対応		
						地震	土砂災害	洪水
1	根尾文化センター	本巣市根尾板所 625-1	0581-38-2515	1,341	250	○	○	○（3 階以上）
2	根尾学園（校舎）	本巣市根尾神所 268-1	0581-38-2041	2,202	450	○	○	○
	根尾学園（体育館）			1,372	250	○	○	○
3	旧根尾小学校（校舎）	本巣市根尾市場 461	0581-38-2044	2,523	500	○	○	○
4	根尾幼児園	本巣市根尾高尾 775-1	0581-38-8037	1,107	200	○		○
5	NEO 桜交流ランド	本巣市根尾門脇 422		2,711	550	○		○
6	NEO キャンピングパーク	本巣市根尾下大須 1428-1	0581-38-9022	586	100	○		○

【本巣地域】

番号	施設名	所在地	連絡先	面積（㎡）	収容可能人数（3.3 ㎡/人）	災害への対応		
						地震	土砂災害	洪水
7	本巣中学校（校舎）	本巣市文殊 120	0581-34-2045	1,084	200	○	—	○
	本巣中学校（体育館）			835	150	○	○	○
8	本巣小学校（校舎）	本巣市文殊 179	0581-34-2011	919	150	○	—	○
	本巣小学校（体育館）			1,458	300	○	—	○
9	本巣幼児園	本巣市曽井中島 1429-2	0581-34-5011	3,122	650	○	○	○
10	外山小学校（校舎）	本巣市神海 1328-3	0581-32-5030	742	150	○	—	○
	外山小学校（体育館）			588	100	○	○	○
11	神海幼児園	本巣市神海 459-1	0581-32-5021	612	100	○	—	○
12	本巣老人福祉センター	本巣市曽井中島 1170-6	0581-34-2944	939	150	○	○	○
13	本巣公民館	本巣市文殊 324	0581-34-5029	1,482	300	○	○	○

【糸貫地域】

番号	施設名	所在地	連絡先	面積（㎡）	収容可能人数（3.3 ㎡/人）	災害への対応		
						地震	土砂災害	洪水
14	一色小学校（校舎）	本巣市見延16	058-324-0603	2,643	550	○	○	○
	一色小学校（体育館）			1,029	200	○	○	○
15	土貴野小学校（校舎）	本巣市七五三658	058-324-0505	2,712	550	○	○	○
	土貴野小学校（体育館）			788	150	○	○	○
16	席田小学校（校舎）	本巣市郡府37	058-323-0519	4,328	900	○	○	○
	席田小学校（体育館）			747	150	○	○	○
17	糸貫中学校（校舎）	本巣市三橋1101-8	058-323-1203	4,993	1,050	○	○	○
	糸貫中学校（体育館）			2,428	500	○	○	○
18	本巣松陽高等学校	本巣市仏生寺859-1	058-324-1201	1,350	250	○	○	○
19	糸貫富有柿の里	本巣市上保1-1-1	058-323-4511	1,939	400	○	—	○
20	もとす広域連合老人福祉施設大和園	本巣市曽井中島1156-4	0581-34-2555	935	150	○	○	○
21	糸貫老人福祉センター	本巣市三橋1101-6	058-323-7765	1,132	200	○	○	○

【真正地域】

番号	施設名	所在地	連絡先	面積（㎡）	収容可能人数（3.3 ㎡/人）	災害への対応		
						地震	土砂災害	洪水
22	真正公民館	本巣市下真桑1060	058-324-2811	1,078	200	○	○	○
23	真正体育センター	本巣市軽海725-1	058-324-6407	1,398	250	○	○	○
24	本巣市民文化ホール	本巣市軽海718	058-323-5373	2,084	400	○	○	○
25	真正中学校（校舎）	本巣市下真桑1010	058-324-4148	4,454	900	○	○	○（2階以上）
	真正中学校（体育館）			1,782	350	○	○	○（2階以上）
26	真桑小学校（校舎）	本巣市下真桑223-1	058-323-1590	4,746	1,000	○	○	○
	真桑小学校（体育館）			1,615	300	○	○	○
27	弾正小学校（校舎）	本巣市政田2100	058-324-0529	2,831	600	○	○	○
	弾正小学校（体育館）			740	150	○	○	○
28	真正幼児園	本巣市下真桑443-2	058-324-8323	1,620	300	○	○	○
29	真桑幼児園	本巣市下真桑178-1	058-323-0524	1,142	200	○	○	○
30	弾正幼児園	本巣市国領148	058-320-5518	2,620	500	○	○	○
31	岐阜工業高等専門学校（第一体育館）	本巣市上真桑2236	058-320-1211	1,400	250	○	○	○
	岐阜工業高等専門学校（第二体育館）			880	150	○	○	○

番				面積	収容可能	災害への対応		
32	真正スポーツセンター	本巣市小柿368-3	なし	708	150	○	○	○

※収容可能人数は、有効面積（面積×有効率【70％】）÷１人あたりの必要面積【3.3 ㎡】で算出した人数を 50 人単位で切り下げて示しています。

②：「図．指定避難所位置図」

指定避難所位置図 - ①

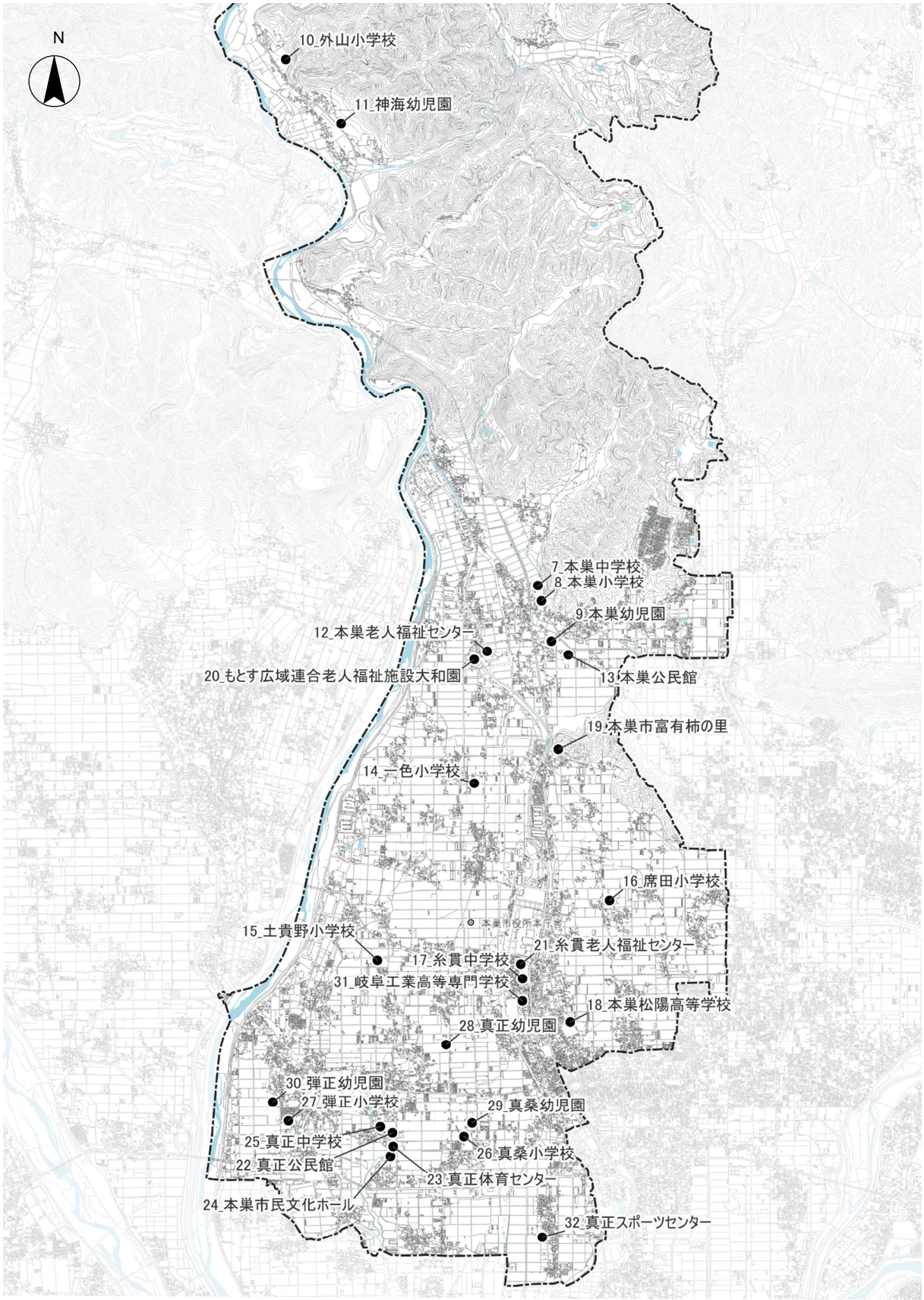

指定避難所位置図 - ②

N
6_NEOキャンピングパーク
5_NEO桜交流ランド
2_根尾学園
3_旧根尾小学校
1_根尾文化センター
本巣市役所根尾分庁舎
4_根尾幼児園

②：「表．本巣市指定緊急避難場所」

【根尾地域】

番号	施設名	所在地	連絡先	面積（㎡）	収容可能人数（2.0㎡/人）	災害への対応		
						地震	土砂災害	洪水
1	平野集会所	本巣市根尾 平野 113-2	なし	87	30	○	—	○
2	板所集会所	本巣市根尾 板所 356	0581-38-2016	92	30	—	—	○
3	川原集会所	本巣市根尾 板所 617-2	0581-38-3263	92	30	○	○	—
4	樽見集会所	本巣市根尾 樽見 104-2	058138-2044	78	20	—	—	○
5	市場集会所	本巣市根尾 市場 215	0581-38-3262	78	20	○	—	○
6	神所集会所	本巣市根尾 神所 174	なし	78	20	○	○	○
7	越卒集会所	本巣市根尾 越卒 347	0581-38-2468	78	20	○	○	○
8	門脇集会所	本巣市根尾 門脇 166	0581-38-3417	78	20	○	—	○
9	八谷集会所	本巣市根尾 八谷 1082	なし	78	20	○	—	○
10	長嶺集会所	本巣市根尾 長嶺 157-6	0581-38-2518	78	20	○	—	○
11	長島集会所	本巣市根尾 長島 233-1	なし	78	20	○	—	○
12	能郷集会所	本巣市根尾 能郷 266-1	0581-38-3078	79	20	○	○	○
13	越波集会所	本巣市根尾 越波 866	なし	223	70	—	—	○
14	大河原集会所	本巣市根尾 大河原 123-1	なし	67	20	○	—	○
15	小鹿集会所	本巣市根尾 小鹿 252-3	なし	78	20	○	—	○
16	松田第一集会所	本巣市根尾 松田 531-1	0581-38-3217	92	30	—	—	○
17	下大須第一集会所	本巣市根尾 下大須 1312-9	なし	147	50	○	○	○
18	上大須集会所	本巣市根尾 上大須 1779	なし	56	10	○	—	○

【本巣地域】

番号	施設名	所在地	連絡先	面積（㎡）	収容可能人数（2.0㎡/人）	災害への対応		
						地震	土砂災害	洪水
1	外山小学校運動場	本巣市神海1328-3	0581-32-5030	7,055	2,460	○	—	○
2	東外山ふれあい広場	本巣市外山1100-1	0581-34-2511	700	240	○	—	○
3	本巣中学校運動場	本巣市文殊120	0581-34-2045	13,161	4,600	○	—	○
4	本巣小学校運動場	本巣市文殊179	0581-34-2011	8,577	3,000	○	—	○
5	本巣多目的広場	本巣市文殊326	0581-34-2511	7,117	2,490	○	○	○
6	本巣総合運動場	本巣市文殊50-1	0581-34-2511	29,252	10,230	○	○	○
7	外山基幹集落センター	本巣市神海459-3	0581-32-5207	407	140	—	—	○
8	日当公民館	本巣市日当1144	なし	77	20	○	—	○
9	金原公民館	本巣市金原353-2	なし	61	20	○	○	○
10	佐原公民館	本巣市佐原178-9	なし	128	40	○	—	○
11	木知原公民館	本巣市木知原807	なし	146	50	—	○	○
12	木倉公民館	本巣市外山448	なし	250	80	—	—	○
13	川内公民館	本巣市外山1694-1	なし	215	70	—	—	○
14	神海公民館	本巣市神海917-1	なし	149	50	○	○	○
15	山口公民館	本巣市山口559-1	なし	213	70	○	○	○
16	向道公民館	本巣市曽井中島415-4	なし	184	60	○	○	○
17	東川原公民館	本巣市曽井中島593-1	なし	119	40	○	○	○
18	辻屋公民館	本巣市曽井中島644-4	なし	135	40	—	○	○
19	中島公民館	本巣市曽井中島1368-1	なし	233	80	○	○	○
20	西川原公民館	本巣市曽井中島722-1	なし	116	40	—	○	○
21	川西公民館	本巣市曽井中島902-49	なし	119	40	○	○	○
22	向野社宅集会場	本巣市曽井中島404-14	なし			—	○	○
23	南原住宅集会場	本巣市曽井中島867-3	なし	75	20	○	○	○
24	法林寺公民館	本巣市法林寺179	なし	116	40	—	—	○

番				面積	収容可能	災害への対応		
25	西之門公民館	本巣市文殊1128-2	なし	186	60	○	○	○
26	中谷公民館	本巣市文殊1309-1	なし	153	50	—	○	○
27	武備公民館	本巣市文殊1355-8	なし	108	30	○	—	○
28	宝珠公民館	本巣市文殊1487-2	なし	97	30	—	—	○
29	宝珠集荷場	本巣市文殊938-3	なし	150	50	—	○	○
30	上新町公民館	本巣市文殊131-6	なし	150	50	—	○	○
31	新町公民館	本巣市文殊1737	なし	228	70	○	○	○
32	宝珠ハイツ公民 12 館	本巣市文殊57-254	なし	145	50	○	○	○
33	文殊団地集会所	本巣市文殊141-86	なし	150	50	○	○	○
34	徳山団地集会所	本巣市文殊115-101	なし	178	60	○	—	○

【糸貫地域】

番号	施設名	所在地	連絡先	面積（㎡）	収容可能人数（2.0㎡/人）	災害への対応		
						地震	土砂災害	洪水
1	石神農事集会所	本巣市石神242-3	なし	156	50	○	○	○
2	上高屋研修センター	本巣市上高屋 70	なし	108	30	○	○	○
3	長屋研修センター	本巣市長屋1110-5	なし	151	50	○	○	○
4	大構公民館	本巣市長屋1400-77	なし	115	40	○	○	○
5	見延公民館	本巣市見延1067－1	なし	141	40	○	○	○
6	数屋研修センター	本巣市数屋524-2	なし	100	30	○	○	○
7	有里公民館	本巣市有里533－2	なし	60	20	—	○	○
8	随原公民館	本巣市随原565-1	なし	187	60	○	○	○
9	北屋井集会所	本巣市屋井1353	なし	130	40	○	○	○
10	新屋敷公民館	本巣市屋井151-2	なし	143	50	○	○	○
11	南屋井公民館	本巣市屋井568－2	なし	119	40	○	○	○
12	下屋井公民館	本巣市屋井731-1	なし	63	20	—	○	○

番				面積	収容可能	災害への対応		
13	更屋敷公民館	本巣市七五三 399	なし	127	40	○	○	○
14	小弾正公民館	本巣市七五三 1263-2	なし	109	30	○	○	—
15	南出公民館	本巣市七五三 1208-11	なし	130	40	○	○	—
16	中野会館	本巣市七五三 1574	058-324-6044	229	70	○	○	○
17	早野公民館	本巣市早野 450-1	なし	113	30	○	○	○
18	ひばり町公民館	本巣市早野 864-112	なし	123	40	—	○	○
19	上保中央公民館	本巣市上保 430	なし	120	40	—	○	○
20	郡府研修センター	本巣市郡府 119-1	なし	113	30	○	○	○
21	北野公民館	本巣市北野 223	なし	93	30	○	○	○
22	春近公民館	本巣市春近 276	なし	165	50	○	○	○
23	石原研修センター	本巣市石原 117-1	なし	109	30	○	○	○
24	三橋公民館	本巣市三橋 393	なし	200	70	○	○	○
25	天神公民館	本巣市仏生寺 320-1	なし	195	60	—	○	○
26	仏生寺公民館	本巣市仏生寺 611-8	なし	109	30	○	○	○
27	高砂防災センター	本巣市仏生寺 868-673	058-324-1193	333	110	○	○	○
28	一色小学校グラウンド	本巣市見延 16	058-324-0603	11,080	3,850	○	○	○
29	土貴野小学校グラウンド	本巣市七五三 658	058-324-0505	7,715	2,700	○	○	○
30	席田小学校グラウンド	本巣市郡府 37	058-323-0519	7,160	2,500	○	○	○
31	糸貫中学校グラウンド	本巣市三橋 1101-8	058-323-1203	14,779	5,150	○	○	—

【真正地域】

番号	施設名	所在地	連絡先	面積（㎡）	収容可能人数（2.0㎡/人）	災害への対応		
						地震	土砂災害	洪水
1	真正グラウンド	本巣市軽海171-1	058-324-2811	7,010	2,450	○	○	○
2	真正中学校グラウンド	本巣市下真桑1010	058-324-4148	17,213	6,020	○	○	—
3	真桑小学校グラウンド	本巣市下真桑223-1	058-323-1590	10,548	3,690	○	○	○
4	弾正小学校グラウンド	本巣市政田2100	058-324-0529	6,405	2,240	○	○	—
5	真正幼児園グラウンド	本巣市下真桑443-2	058-324-8323	2,829	990	○	○	○
6	真桑みどり公園	本巣市上真桑1636-1	058-324-2811	1,200	420	○	○	○
7	岐阜工業高等専門学校グラウンド	本巣市上真桑2236	058-320-1211	7,700	2,690	○	○	—
8	浅木公園	本巣市浅木45-1		5,746	2,010	○	○	—
9	北部研修センター	本巣市上真桑331	058-323-5288	148	50	○	○	○
10	本郷公民館	本巣市上真桑331	なし	60	20	—	○	○
11	西町公民館	本巣市上真桑603	なし	173	60	○	○	○
12	旦内北公民館	本巣市上真桑1065－1	なし	106	30	○	○	○
13	旦内南公民館	本巣市上真桑1266－1	なし	107	30	○	○	○
14	旦内南集荷場	本巣市上真桑1315	なし	180	60	—	○	○
15	東町公民館	本巣市上真桑1488－7	なし	222	70	○	○	○
16	南町公民館	本巣市上真桑2258－100	なし	112	30	○	○	○
17	緑町公民館	本巣市上真桑1455－34	なし	210	70	—	○	○
18	北町公民館	本巣市上真桑1179－6	なし	80	20	○	○	○
19	八ツ又公民館	本巣市上真桑2075－18	058-323-0115	241	80	—	○	○
20	大門公民館	本巣市下真桑506－1	なし	236	80	○	○	○
21	神明公民館	本巣市下真桑690－4－5	なし	266	90	○	○	○
22	曲り田公民館	本巣市下真桑982-19	なし	73	20	○	○	○
23	住吉公民館	本巣市下真桑1165	なし	217	70	○	○	—
24	西軽海公民館	本巣市軽海636－1	なし	111	30	—	○	—

番				面積	収容可能	災害への対応		
25	東軽海公民館	本巣市軽海269－1	なし	242	80	○	○	○
26	十四条上公民館	本巣市十四条817-10	なし	118	40	○	○	○
27	十四条下公民館	本巣市十四条597－2	なし	257	90	—	○	—
28	宗慶公民館	本巣市宗慶96－1	なし	274	90	○	○	○
29	小柿北組公民館	本巣市小柿609－2	なし	143	40	—	○	○
30	小柿共栄公民館	本巣市小柿219－2	なし	71	20	—	○	○
31	小柿南栄公民館	本巣市小柿408	なし	92	30	—	○	○
32	小柿坪内公民館	本巣市小柿307	なし	149	50	—	○	○
33	東村公民館	本巣市政田81	なし	189	60	○	○	○
34	更屋敷公民館	本巣市政田320－2	なし	215	70	○	○	—
35	清水公民館	本巣市政田1706	なし	209	70	—	○	—
36	国領公民館	本巣市国領43	なし	120	40	○	○	○
37	竹後公民館	本巣市政田991－2	なし	229	80	○	○	○
38	溝口公民館	本巣市政田1410－5	なし	345	120	○	○	○
39	天神前住宅公民館	本巣市政田717	058-323-3150	68	20	○	○	○
40	下福島公民館	本巣市下福島702－2	なし	160	50	○	○	—
41	温井公民館	本巣市温井162－1	なし	166	50	○	○	—
42	浅木公民館	本巣市浅木84－1	なし	128	40	○	○	○
43	海老公民館	本巣市海老59	なし	147	50	○	○	—
44	真正団地公民館	本巣市政田2157	なし	89	30	—	○	○
45	浅木北町公民館	本巣市浅木13－1	なし	50	10	○	○	—
46	あさぎ苑公民館	本巣市浅木255－6	なし	117	40	○	○	—
47	しんせい運動広場	本巣市国領173	058-324-2811	19,953	6,980	○	○	—

※収容可能人数は、有効面積（面積×有効率【70%】）÷１人あたりの必要面積【2.0 ㎡】で算出した人数を 10 人単位で切り下げて示しています。

②：「表．避難場所、避難所の指定と確保」

１）指定緊急避難場所の指定基準

・指定緊急避難場所：災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される場所。
・指定緊急避難場所の指定は、次の基準を基本とする。
①各種災害（地震、洪水、土砂）に対して安全を確保できる施設を災害種別ごとに指定する。

■指定条件

地震災害	・新耐震基準に該当するもの （建築年月が昭和 56 年６月以降のもの） ・新耐震基準に該当しないもののうち、耐震診断を実施した結果基準を満たしているもの又は耐震改修済みのもの
土砂災害	・施設の位置が土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の「区域外」のもの
洪水災害	・浸水区域「外」のもの ・浸水区域「内」において、想定浸水深以上の高さへ避難できるもの １）想定浸水深が「0.5 メートル未満」の場合、「１階以上」が有効 ２）想定浸水深が「0.5～3.0 メートル未満」の場合、「２階以上」が有効 ３）想定浸水深が「3.0～5.0 メートル未満」の場合、「３階以上」が有効

②木造密集地以外を原則とし、オープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とする。適切な避難場所が選定できない場合は、予め延焼等の防止対策を計画する。
③河道閉塞地点周辺及び湛水域、その他状況変化によって環境が悪化する可能性の無いところ。
④一人当たりの必要面積は、概ね２㎡以上とする。
⑤指定緊急避難場所は、対象地区の全ての市民を受入れできるよう配慮する。
⑥原則として、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するもの。

２）指定避難所の指定基準

・指定避難所：被災者が避難生活を送るための場所。
・指定避難所の指定は、次の基準を基本とする。
①各種災害（地震、洪水、土砂）に対して安全を確保できる施設を災害種別ごとに指定する。

■指定条件

地震災害	・新耐震基準に該当するもの （建築年月が昭和 56 年６月以降のもの） ・新耐震基準に該当しないもののうち、耐震診断を実施した結果基準を満たしているもの又は耐震改修済みのもの
土砂災害	・施設の位置が土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の「区域外」のもの
洪水災害	・浸水区域「外」のもの ・浸水区域「内」において、想定浸水深以上の高さへ避難できるもの １）想定浸水深が「0.5 メートル未満」の場合、「１階以上」が有効 ２）想定浸水深が「0.5～3.0 メートル未満」の場合、

	「２階以上」が有効 ３）想定浸水深が「3.0～5.0 メートル未満」の場合、「３階以上」が有効 ②木造密集地以外を原則とし、オープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とする。適切な避難場所が選定できない場合は、予め延焼等の防止対策を計画する。 ③河道閉塞地点周辺及び湛水域、その他状況変化によって環境が悪化する可能性の無いところ。 ④一人当たりの必要面積は、概ね３．３㎡以上とする。 ⑤被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有するもの。 ⑥救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。 ⑦施設、設備については、避難所に指定された建物については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット（断熱ボート等）、通信機器（電話、パソコン等）、テレビ、ラジオ等の災害情報を入手するための機器等、避難の実施に必要な施設・設備の整備を図る。 ⑧備蓄については、避難所に、食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物質等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

---

②：「表．避難路の選定」

避難路の選定基準	１）避難路は概ね８ｍ以上の幅員を有するものとする。 ２）避難路は相互に交差しない。 ３）避難路は斜面崩壊等による危険のない安全なルートを選定する。 ４）避難路沿いには火災･爆発等の危険度の高い工場等の延焼危険物施設がないよう配慮する。 ５）避難路の選択に当たっては、市民の理解と協力を得て選定する。 ６）避難経路は２箇所以上の複数の経路を選定する。

②：「表．避難場所等の市民への周知」

1）市広報紙等	
2）案内板等の設置	①誘導標識 ②避難場所・避難所案内図 避難場所・避難所案内図は「避難場所・避難所」の配備を地図上に示し、地域住民はもちろん観光客等に対しても周知が図れるよう、適切な避難所案内図の整備を進める。 ③避難場所・避難所表示板 夜間の災害時には、停電等により避難所の存在もわからなくなるおそれがあるため、夜間照明の整備等を図るとともに、当該避難場所・避難所が土砂災害に対して安全な場所か否かを表示する。また、外国人のために、外国語表示の設置に努める。
3）防災訓練	災害発生時又はそのおそれがある場合に適切な措置をとれるよう、予め避難場所、避難所、避難路等の選定を行うとともに、市民を含めた訓練を行う。
4）防災啓発パンフレットの作成、配付	

第２節　食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保

①：「表．備蓄に関する基本的事項」

対象者	避難者（被災者）及び災害救助従事者とする。
品目	発災直後は、乾パン、パン、缶詰等とする。 その後は、炊出し用の米、即席麺、レトルト食品等調理の容易な品目とする。乳児食は調節粉乳とし、ほ乳瓶も併せて確保・調達する。
実施責任者及び実施内容	食料の調達、給与は市長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。
食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定	市は被害想定に基づく必要数量等を把握の上、食料の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項についての計画を策定するものとする。

①：「表．緊急時応急生活物資の品目」

段階 想定	第　1　段　階 ライフラインストップ	第　2　段　階 電　　気　　復　　旧	第　3　段　階 水　　道　　復　　旧
期間	災害当日～３日	４日～６日	７日～
品目	水・飲料　　＊ レトルト食品（ごはん）＊ 缶詰（イージーオープン） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ アルミホィール マスク	水・飲料 調理パン・弁当 レトルト食品（ごはん） 缶詰（イージーオープン） インスタントラーメン 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ 濡れティッシュ 生理用品 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 なべ トイレットペーパー	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品（おかず類） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク
冬	毛布		

（１）応急生活物資は、概ね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急時の状況に合わせて調達する。
（２）品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。
注）＊印は、災害直後、最優先に調達すべき品目

---

①：「表．食料及び給水用資機材の備蓄」

１）市は、予め定めた計画に基づき、避難者及び災害救助従事者を対象とする食料及び給水用資機材の備蓄を行う。	
２）災害時に市民に食料及び給水用資機材の調達・給与が円滑に行えるよう、生産者・販売業者及び輸送業者と十分に協議し、業者との協定締結に努めるものとする。	
３）県及び市は、昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための食料の備蓄体制の整備を事業者へ要請するとともに、休日における近隣住民への備蓄食料の給与について要請する。	
４）食料及び給水用資機材の輸送体制の整備	災害時における食料及び給水用資機材の調達･給与を円滑に行えるよう、輸送業者と十分協議しておく。
５）食料及び給水用資機材の集積地の指定	集積地を定め、その所在地、経路等について予め知事に報告しておく。

①：「表．飲料水及び給水用資器材の調達体制の整備」

対象者及び品目等	①対象者：避難者（被災者）及び災害救助従事者とする。 ②被災者及び災害従事者のための飲料水及び給水用資器材を確保する。
飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定	市は被害想定に基づく必要数量等を把握の上、災害時における調達先、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達についての計画を作成する。
飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達	発災時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、市及び各家庭・事業所は、平常時から飲料水の備蓄に努める。 また、迅速な応急給水を行うために必要な飲料水及び給水用資器材（ポリ容器、給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力が得られるように努める。

---

①：「表．生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備」

対象者及び品目等	1）対象者 災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品が喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。 2）品目 ア）寝具　イ）衣服　ウ）はだ着　エ）身回り品 オ）炊事用具　カ）食器　キ）日用品　ク）光熱材料 ケ）簡易トイレ　コ）情報機器　サ）要配慮者向け用品 シ）紙おむつ　ス）女性用衛生用品 3）民間事業者等への協力の要請 県及び市は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。
生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定	市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について計画を策定しておく。
生活必需品の備蓄及び調達体制の整備	1）市は、予め定めた計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて市長が決めることとする。 2）生活必需品等の調達体制の整備 災害時における生活必需品の調達・給与が円滑に行えるよう、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、業者との協定の締結に努めるものとする。

①：「表．備蓄資材・食料等計画一覧表（避難所等）」

	品　目	単位	包装形態	保存期間	避難所		広域避難所		その他		庁舎		計（計画数）	備考
					各小学校（7ヶ所）	旧根尾小学校	各中学校（3ヶ所）	根尾学園	うすずみ温泉 NEO ｷｬﾝﾋﾟﾝﾊﾟｰｸ	備蓄倉庫3ヶ所（神海・本巣総合運動場・宝珠ハイク）	本庁舎	根尾分庁舎		
【資材】														
寝具等	災害救助用毛布	箱	10枚	－	20	30	20	30		3	60	10	339	
	災害備蓄マット	箱	10枚	－						6			18	
	マットレス	枚	－	－	4	4	4	4			2		50	
トイレ	トイレ用テント	張	－	－	6	6	6	6	3		24	8	110	
	ボックストイレ	個	－	－	6	6	6	6	3		30	10	118	
	簡易トイレ用便座	個	－	－							84	28	112	
	災害用トイレ（排便収納袋）	箱	100枚	7年	10	8	10	8	2				120	処理能力：小便100又は大便50
	汚物圧縮保管袋（青）	箱	10枚	－	1	1	1	1					120	
	汚物圧縮保管袋（緑）	箱	10枚	－	1	1	1	1					120	
	圧縮保管袋用ポンプ	本	－	－	1	1	1	1					12	
	ダンボール用個室	個	－	－	3	3	3	3			6	3	45	
調理	給水用ポリ容器	個	－	－			5	5			66	22	108	広域避難所及び各庁舎に配置
	非常飲料水袋	箱	100枚	－			7	7			9	3	40	広域避難所及び各庁舎に配置
	はそり	式	－	－						3			9	
	かまど	式	－	－			2	2		1	6	2	19	広域避難所のみ配置
照明	投光器	個	－	－	2	2	3	3		1			31	
	LEDランタン	個	－	－	10	10	10	10					120	電源　単3電池4本使用
	LED懐中電灯	個	－	－	10	10	10	10					120	電源　単3電池1本使用
電源	発電機	機	－	－	1	1	1	1	(1)	1	3	1	17	
	ガソリン携行缶	缶	－	－	1	1	1	1	(1)	1	3	1	17	
	コードリール	巻	－	－	3	3	3	3					36	
	水電池（単3）	箱	100本	20年	1	1	1	1					12	
	消耗品	－	－	－	1	1	1	1					12	
機器	防災ラジオ	台	－	－	1	1	1	1			3	1	16	
	防災行政無線戸別受信機	台	－	－	1	1	1	1					12	
	拡声器	台	－	－	1	1	1	1					12	
衛生用品	生理用品	袋	28枚	10年	9	9	9	9	1				110	
	紙おむつ(大人用)	袋	17枚	10年	4	4	4	4	1				50	
	紙おむつ(0歳)	袋	58枚	10年	1	1	1	1	1				14	
	紙おむつ(1-2歳)	袋	42枚	10年	2	2	2	2	1				26	
	紙おむつ(3歳)	袋	36枚	10年	1	1	1	1	1				14	
その他	救助工具セット	ｾｯﾄ	－	－	1	1	1	1		1			15	
	台車	台	－	－							6	2	8	
	リヤカー	台	－	－							3	1	4	
	一輪車	台	－	－							3	1	4	
	踏台	台	－	－	1	1	1	1					12	
	ブルーシート	枚	－	－	5	5	5	5			54	18	132	
	防水シート(トリアージ用)	ｾｯﾄ	4	－	3	3	3	3			3	1	40	
	伸縮テント(簡易テント)	張	－	－	1	1	1	1					12	
	イベント用テント	張	－	－							54	18	72	
	担架(兼簡易ﾍﾞｯﾄﾞ)	台	－	－	1	1	2	2			3	1	20	
	簡易ベッド	台	－	－	1	1	2	2			3	1	20	
	バケツ	個	－	－	3	3	3	3					36	
	脚立兼用はしご	台	－	－							6	2	8	
	油圧ジャッキ	基	－	－							3	1	4	
	車椅子	台	－	－	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)				(14)	※既存のものを使用
	常備薬	ｾｯﾄ	－	－	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)				(14)	※既存のものを使用
	AED	台	－	－	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)				(14)	※既存のものを使用
【食料等】														
主食	ユニフーズ米	箱	20食	5年	75	75	75	75	3				906	
	防災パン	箱	50食	5年	17	9	15	15	1				190	
	アルファ米	箱	50食	5年	7	2	7	3			(33)	(11)	75(44)	※各庁舎に予備を配置
	缶パン	箱	24缶	5年	7	4	7	4					78	
副食	クラッカー	箱	70食	5年							(3)	(1)	(4)	※各庁舎に予備を配置
	乾パン	箱	128食	5年							(9)	(3)	(12)	※各庁舎に予備を配置
飲料等	粉ミルク(0-1歳)	缶	－	1年	5	5	5	5					60	
	粉ミルク(2-3歳)	缶	－	1年	5	5	5	5					60	
	哺乳ビン	箱	12本	－	2	2	2	2					24	
	水(500ml)	箱	24本	5年	93	93	93	93	3				1,122	
【感染症対策整備資材】														
備蓄資材	段ボールベッド	床	－	－							100		100	※本庁舎に保管
	段ボールパーティション	枚	－	－							400		400	※本庁舎に保管
	室内簡易テント	張	－	－							50		50	※本庁舎に保管
	ポータブル蓄電池	式	－	－							8		8	※本庁舎に保管
	充電用ソーラーパネル	式	－	－							8		8	※本庁舎に保管

②：「表．災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備」

対象者及び品目等	1）対象者 災害時に県及び市が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に避難所及び広域避難において一時的に受入れした避難者（被災者）とする。 2）品目 ア）ヘルメット、安全靴、中敷き、安全手袋 イ）バール、ジャッキ、のこぎり ウ）発電機、投光器 エ）ハンドマイク オ）移送用具（自転車、バイク、担架等） カ）テント、防水シート キ）懐中電灯､ヘッドランプ､乾電池 ク）仮設トイレ(簡易トイレ) ケ）道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材 3）民間事業者等への協力の要請 事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。
災害救助用物資・資機材の備蓄計画の作成	市は、被害想定及び各避難所・広域避難所の受入れ人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法等必要事項についての計画作成に努める。
災害救助用物資・資機材の備蓄及び調達体制	1）市は予め定めた計画に基づき、災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。 2）市は、災害時における災害救助用物資・資機材が円滑に調達できるように、備蓄物資の拠出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておくほか、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者との協定の締結に努める。 3）市は、「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」（第６章）に規定される内容に基づき、災害時に円滑に防災対策用資機材の調達が行えるよう備える。

第３節　防疫予防対策

①：「図．災害時における防疫体制」

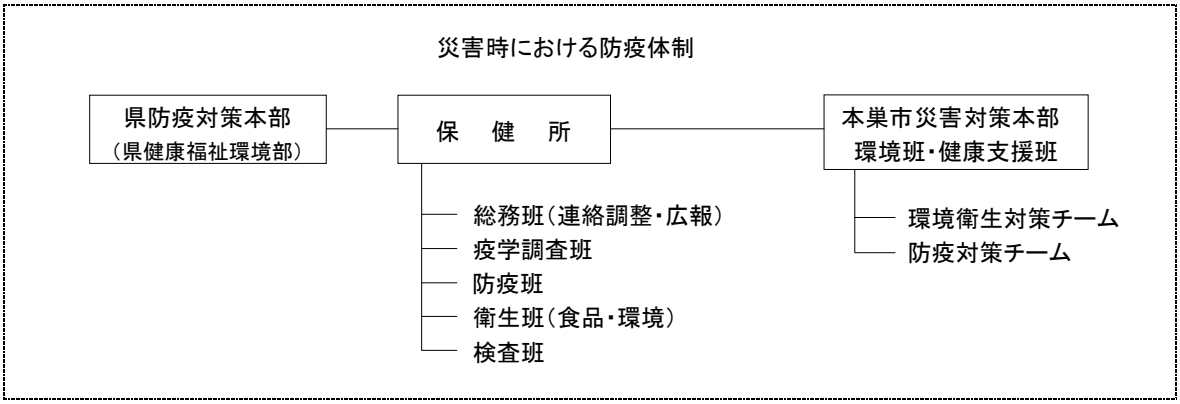

第４節　要配慮者の安全確保

①：「表．在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施」

防災知識等の普及啓発	・要配慮者及びその家族に対し、講習会の開催、わかりやすい広報資料や防災パンフレット等の配布を通し、要配慮者の実態に合わせた災害に対する基礎的知識、家庭内における予防・安全対策、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。 ・ホームヘルパーや民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等や防災知識の普及を推進する体制を整備する。
防災訓練	・防災訓練を実施する際には、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるよう支援体制の整備に努める。 ・地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するよう努める。

---

①：「表．避難行動要支援者対策の取組方針」

１　避難支援等関係者となる者	岐阜市消防本部本巣消防署、本巣市消防団、岐阜県警察北方警察署、民生委員・児童委員、本巣市社会福祉協議会、自主防災組織（自治会）
２　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	「単身世帯で次のいずれかである人」又は「次のいずれかに準ずる人のうち、平常時における名簿提供に同意する人」ただし、施設入所者は除く。 ○要介護者 ・介護保険法による「要介護３」以上の人 ○高齢者 ・75 歳以上の人 ○障がい者 ・身体障害者手帳「１級」又は「２級」の人 ・療育手帳「Ａ１」又は「Ａ２」の人 ・精神障害者保健福祉手帳「１級」の人
３　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	○必要な個人情報 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・本人連絡先（電話番号） ・緊急時連絡先（連絡先となる者の氏名、電話番号、住所、本人との関係） ・避難支援等を必要とする事由 ・その他支援に関する特記事項 ・平常時における名簿提供に係る同意の意思 ○入手方法 名簿に掲載される個人情報のうち、氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由は、市の関係部局で管理している情報を集約する。 また、本人連絡先、緊急時連絡先、その他支援に関する特記事項は、市から名簿掲載対象者に対して「平常時における名簿提供に係る同意の意思」を確認する際に、本人（もしくはその親族等）から収集する。

4　名簿の更新に関する事項	１年を超えない範囲で更新する。
5　名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置	名簿の作成に当たり提供を受けた情報については、本巣市情報セキュリティポリシーを遵守し適正に管理するとともに、名簿情報の避難支援等関係者への提供に際しては、該当する地域の避難行動要支援者に限り提供するなど無用に共有、利用されないようにするほか、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることなどその利用について適切な取扱いがなされるよう指導を徹底する。 なお、自主防災組織等は、市から提供を受けた名簿及び本人から収集した情報の管理責任者を設置するものとする。
6　円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	市が避難行動要支援者の円滑な避難のための立ち退きが行えるよう、次のとおりの配慮を行う。 （１）高齢者等避難の伝達 　避難行動要支援者が避難を開始する目安となる高齢者等避難は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。 　避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、 ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。 ・同じ障がい者であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。 ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。 など、その情報伝達について、特に配慮する。 （２）多様な手段の活用による情報伝達の実施 　市は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を組み合わせて情報伝達を実施する。 　また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段の確保に努める。 　さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的な生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。
7　避難支援等関係者への安全確保	避難支援等関係者は、提供した名簿情報に基づき避難行動要支援者の避難支援を行うが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、可能な範囲での支援を行うよう指導する。 また、避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることについて理解を得るよう努める。

②：「表．要配慮者利用施設一覧」

【根尾地域】

番号	施設名	所在地	連絡先（電話番号）	備考
1	根尾幼児園	本巣市根尾高尾 775-1	0581-38-8037	土砂災害特別警戒区域内

【本巣地域】

番号	施設名	所在地	連絡先（電話番号）	備考
2	本巣幼児園	本巣市曽井中島 1429-2	0581-34-5011	
3	神海幼児園	本巣市神海 459-1	0581-32-5021	土砂災害警戒区域内
4	特別養護老人ホーム　さはら苑	本巣市佐原 353-1	0581-32-5303	土砂災害警戒区域内
5	介護老人保健施設 根尾川ガーデン	本巣市佐原 340-2	0581-32-5880	土砂災害警戒区域内
6	ケアハウスもとす	本巣市佐原 348-1	0581-32-5580	土砂災害警戒区域内
7	本巣老人福祉センター 障がい者就労支援センターほたる	本巣市曽井中島 1170-6	0581-34-2944	
8	もとす広域連合老人福祉施設 大和園	本巣市曽井中島 1156-4	0581-34-2555	
9	サロン･ド･フレール本巣	本巣市文殊 959-1	0581-34-3060	
10	特別養護老人ホーム ほたるの里千手	本巣市曽井中島 1698-1	0581-34-3100	
11	ニチイケアセンター本巣	本巣市曽井中島 665-5	0581-34-5363	浸水想定区域内

【糸貫地域】

番号	施設名	所在地	連絡先（電話番号）	備考
12	糸貫西幼児園	本巣市見延 698	058-322-0015	
13	糸貫東幼児園	本巣市石原 39-1	058-323-6622	
14	糸貫ぬくもりの里	本巣市上保 1261-4	058-320-0531	
15	グループホーム　本巣ひまわり	本巣市七五三 709-1	058-320-5020	浸水想定区域内
16	特別養護老人ホーム フレンドリーおりべ	本巣市七五三 735	058-320-5320	浸水想定区域内
17	障がい者就労支援センター 杉の子	本巣市七五三 674-4	058-323-0346	浸水想定区域内
18	糸貫老人福祉センター	本巣市三橋 1101-6	058-323-7765	
19	ファミリーケア本巣	本巣市三橋鶴舞 98	058-320-0333	
20	仙寿苑	本巣市仏生寺 111－1	058-322-5566	
21	堀部クリニック	本巣市仏生寺 24-5	058-324-8181	
22	ブックネスト	本巣市三橋 100-63	058-324-0317	浸水想定区域内

【真正地域】

番号	施設名	所在地	連絡先（電話番号）	備考
23	真正幼児園	本巣市下真桑 443-2	058-324-8323	
24	弾正幼児園	本巣市国領 148	058-324-5518	浸水想定区域内
25	真桑幼児園	本巣市下真桑 178-1	058-323-0524	
26	真正老人福祉センター	本巣市下真桑 1199-1	058-324-8989	浸水想定区域内
27	真正すこやかセンター	本巣市下真桑 1199-1	058-320-0151	浸水想定区域内
28	スマイルデイまくわ	本巣市軽海 628-5	058-320-0211	浸水想定区域内
29	障がい者就労支援センター みつば	本巣市政田 663	058-323-3666	浸水想定区域内
30	もとす広域連合療育医療施設 幼児療育センター	本巣市政田 500-1	058-323-0584	浸水想定区域内
31	どんぐり村　福祉工場	本巣市政田 2332	058-320-3450	浸水想定区域内
32	ここネット	本巣市上真桑 2240-93	058-323-7007	
33	ふれあいホームみつばの家	本巣市政田 2225-D-12	058-323-1697	浸水想定区域内
34	グループホーム マイハウスしんせい	本巣市十四条 557	058-323-0311	浸水想定区域内
35	グループホーム　樫の木	本巣市政田 2326-2	058-323-4915	浸水想定区域内
36	オリオン軽海	本巣市軽海 970-1	058-322-8635	浸水想定区域内
37	デイサービスセンターれんげ	本巣市下真桑 670―1	058-323-8861	浸水想定区域内
38	ホノカデイサービスセンター	本巣市小柿 713	058-260-7503	
39	デイサービスアクティブワン	本巣市下福島 831-3	058-320-3224	浸水想定区域内
40	シンシア本巣デイサービス	本巣市上真桑 2240-110	058-320-0968	浸水想定区域内
41	デイサービス温咲南ぎふ	本巣市小柿 851-1	058-325-8000	浸水想定区域内
42	ウェル・ファーム	本巣市軽海 353-1	058-324-8355	浸水想定区域内
43	ウエムラ社中・小柿	本巣市小柿 713-1	058-372-2018	浸水想定区域内

【病院】

番号	施設名	所在地	連絡先（電話番号）	備考
1	えさきクリニック	本巣市三橋 3-60	058-320-2800	
2	糸貫内科クリニック	本巣市三橋 78-1	058-323-7117	
3	国枝医院	本巣市文殊 881-1	0581-34-2262	
4	白木医院	本巣市下真桑 716	058-323-0357	
5	つじクリニック	本巣市七五三 319-1	058-320-5200	
6	なかしま医院	本巣市早野 653-1	058-320-3838	
7	橋本整形外科	本巣市上真桑 2240-102	058-323-6677	
8	堀部クリニック	本巣市仏生寺 24-5	058-324-8181	
9	まくわクリニック	本巣市軽海 495-7	058-323-9199	浸水想定区域内
10	みやざき眼科クリニック	本巣市三橋 1044-4	058-320-1088	
11	本巣市国民健康保険根尾診療所	本巣市根尾樽見 80	0581-38-2571	
12	本巣市国民健康保険本巣診療所	本巣市神海 624-1	0581-32-5211	
13	本巣内科クリニック	本巣市曽井中島 1011	0581-34-4643	
14	やま皮膚科	本巣市三橋 3-85	058-320-0055	
15	土田歯科医院	本巣市神海 650-2	0581-32-5570	

番	施設名	所在地	連絡先	備考
16	もんじゅ歯科	本巣市文殊 1684-4	0581-34-3301	
17	勝野歯科クリニック	本巣市政田 2435-1	058-324-9069	浸水想定区域内
18	ココデンタルクリニック	本巣市下真桑 357-5	058-320-3055	
19	しんせい歯科医院	本巣市軽海 439-4	058-323-9222	浸水想定区域内
20	ミュウデンタルクリニック	本巣市政田 1404 リオウエルネスモール 2 階	058-323-1948	浸水想定区域内
21	本巣歯科医院	本巣市上真桑 2113-5	058-323-0038	
22	あずま歯科	本巣市三橋 1044-1	058-323-3833	
23	後藤歯科医院	本巣市三橋 760-1	058-324-3824	

①：「表．災害体制の参集基準」

体制	基準	体制をとる課（班）・人員	摘要
準備体制	①次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき。 大雨注意報・洪水注意報 ②大雪警報が発表されたとき。 ③台風の接近情報が発表されたとき。	総務課防災安全係　自宅待機	
警戒第一体制	①次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 大雨警報（土砂災害） 大雨警報（浸水害） 洪水警報・暴風警報 暴風雪警報 ②指定河川洪水予報（氾濫危険情報）が発表されたとき。	風水害警戒班 （本庁舎、根尾分庁舎） ※警報等の状況により、根尾分庁舎へ風水害警戒班を配備。 ※災害警戒本部設置に備え、さらに次の者が加わる。 総務課　5名 建設課 農政課　合計５名 教育委員会　2名	状況の悪化、被害発生のおそれがあり、高齢者等避難を発令する必要性が高い場合は、災害警戒本部を設置
警戒第二体制	①大雨、洪水、暴風のすべての警報が発表されたとき。 ②台風の接近情報が発表されたとき。 ③土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ④記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ⑤指定河川洪水予報（氾濫警戒情報）が発表されたとき。 ⑥特別警報が発表されたとき。	各部局長　全員 総務課　全員 地域調整課　全員 建設課　全員 農政課　全員 教育委員会　5名 ※左記のほか、市長は被害発生の危険性が高いと認めたときは、さらに必要に応じて招集する。	1 災害警戒本部を設置 2 市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置
非常体制	①指定河川洪水予報（氾濫発生情報）が発表されたとき。 ②土砂災害緊急情報が通知されたとき。 ③災害が発生し、市内の広範囲にわたり大規模な被害が予想されるとき。	全職員	災害対策本部を設置

①：「表．災害警戒本部体制」

	体制の基準及び手続き	災害体制の内容
災害警戒本部体制（準備体制）	「表．災害体制の参集基準」の準備体制基準を参照。	被害状況等の情報を収集し、的確な警戒活動及び情報連絡活動を推進する。災害の程度により警戒体制に移行できるように準備する。 災害警戒本部の構成員となる本部員は、災害情報等に留意し、時間外の登庁に備え自宅等で待機する。準備体制の対象となる課は、準備体制の指示に備えるものとする。
災害警戒本部体制（警戒第一体制）	「表．災害体制の参集基準」の警戒体制基準を参照。 なお、災害が発生し、市長が必要と認めた場合は、災害警戒本部体制を継続する。 体制の決定及び解除は、副市長が関係部局長と協議し、必要があると認めるときは、市長が決定する。	関係各課は、継続して災害警戒本部体制のもとで防災活動に従事し、相互に情報連絡を行い、対策を協議し、応急対策を推進する。この時点で召集する関係課等の範囲は、事前に定められた災害体制別動員計画のとおりである。 関係各課は、被害の程度により警戒第二体制もしくは、非常体制（災害対策本部体制）に即座に移行できるよう準備する。

---

①：「表．災害対策本部の設置」

（１）設置概要

体制	災害対策本部長：市長 本部長不在時の職務代理者： 第１位　副市長、第２位　教育長、第３位　総務部長	
本部	本巣市役所本庁舎２階災害対策本部室 ※本部が被災した場合は、本巣すこやかセンター（２階地域交流室）に設置し、職員、市民及び防災関係機関に周知する。 また、使用する既存施設がないときは、野外に仮設するものとする。	
現地災害対策本部	体制	現地本部長及び現地本部員は、市長（又は代理者）が指名する者をもって充てる。
	本部	被災地に近い学校や公民館等の公共施設

（２）組織

〈本 部 長〉
・市長
〈副本部長〉
・副市長　・教育長
［総務部］
・総務部長（部長）
・会計管理者
・議会事務局長
総務班（班長：総務課長）
総務課・議会事務局・会計課
財政班（班長：財政課長）
財政課
地域調整班（班長：地域調整課長）
地域調整課（根尾支所）
［企画部］
・企画部長（部長）
人事班（班長：人事秘書課長）
人事秘書課
広報班（班長：企画広報課長）
企画広報課
通信整備班（企画広報課長）
企画広報課
［市民部］
・市民部長（部長）
市民班（班長：市民課長）
市民課・本巣診療所・根尾診療所
税務班（班長：税務課長）
税務課
［健康福祉部］
・健康福祉部長（部長）
福祉支援班（班長：福祉支援課長）
福祉支援課
長寿支援班（班長：長寿支援課長）
長寿支援課
健康支援班（班長：健康支援課長）
健康支援課
［産業経済部］
・産業経済部長（部長）
農政班（班長：農政課長）
農政課
林政班（班長：林政課長）
林政課
商工観光班（班長：商工観光課長）
商工観光課
［都市建設部］
・都市建設部長（部長）
建設班（班長：建設課長）
建設課
都市計画班（班長：都市計画課長）

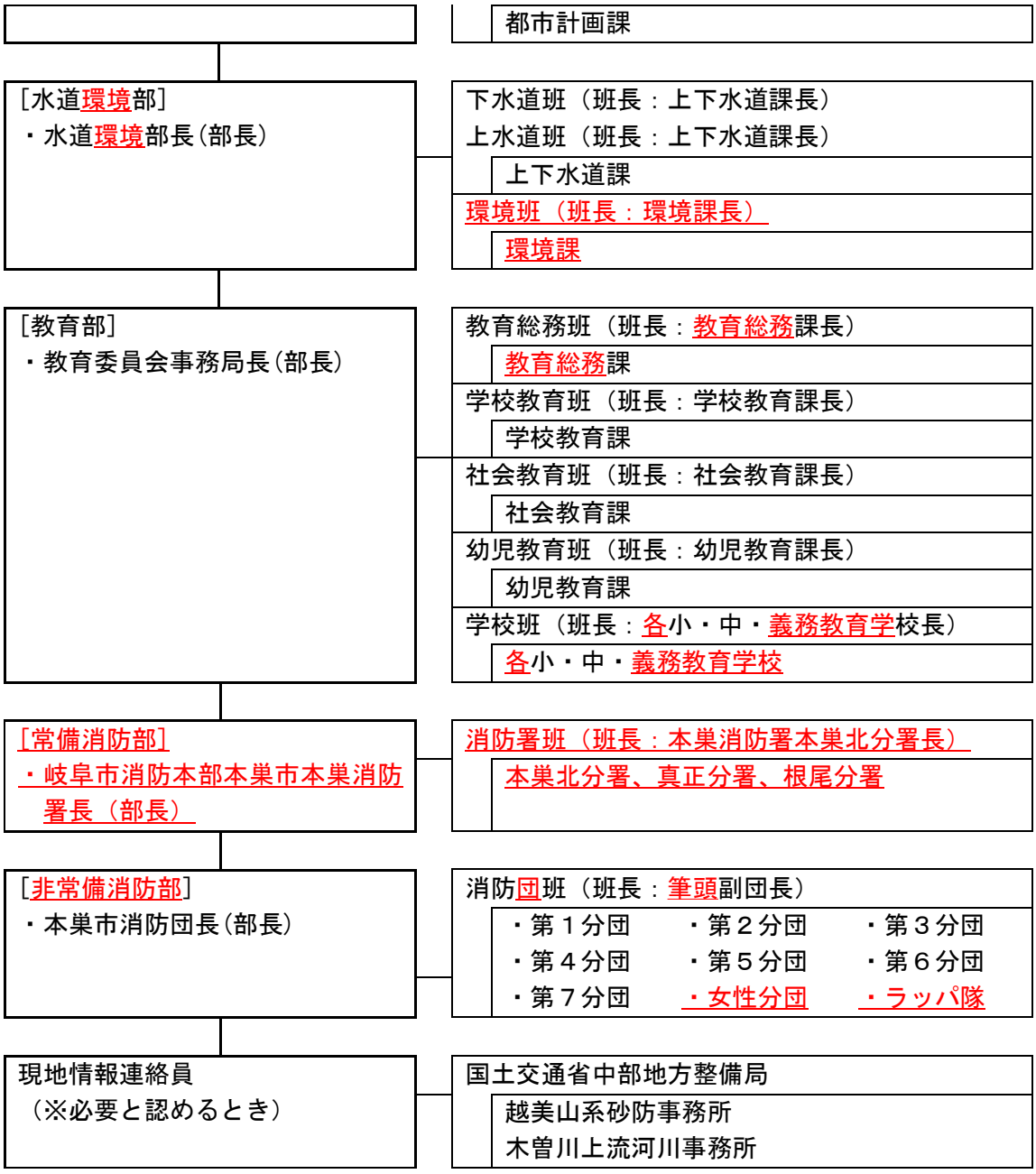

災害情報集約センター
（市長または代理者の指示により組織化）

災害対策プロジェクトチーム
（市長または代理者の指示により組織化）

緊急初動特別班
（市庁舎より、徒歩２０分程度〔概ね２㎞圏内〕の事務職員により構成）

現地対策本部（市長の指示により各支所等に設置）

①：「表．災害対策本部の業務の概要」

（１）区分及び業務

区分	業務
本部員会議	本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たる。
本部の各班	市本部に部・班を設け、班は各課等で構成する。 （災害対策本部事務分掌参照）
災害情報集約センター	災害により、被害の発生が予想される場合に設置し、各班担当箇所及び市内全域から被害情報を収集する。市本部に情報受発信の総合窓口を設ける。
災害対策プロジェクトチーム	災害時の各対策毎に、重要かつ班を超えて調整が必要な事項を検討し対応する。
緊急初動特別班	市役所本庁舎から、徒歩 20 分程度の事務職員（通勤距離 2km 以内）で構成する。 ①災害情報集約センターの開設 ②災害対策本部の設置準備 ③関係機関との連絡調整
風水害時警戒班	風水害等の災害が迫ってきた時の必要な警戒を行う。 １班は４～８名で構成し、総務部長の指示により動員する。
現地災害対策本部	本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。

（２）業務の概要

１）設置の基準	次の各号のいずれかに該当するとき、市長は本部を設置する。 ①大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると市長が認めるとき。 ②災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要すると市長が認めるとき。
２）廃止の基準	①発生が予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。 ②当該災害にかかる応急対策が概ね終了したと認めるとき。
３）本部設置及び廃止の手続き	①発生後直ちに副市長は、関係機関から情報を収集し、関係部長会議に報告し、本部設置について協議する。 ②副市長は必要があると認めるときは、関係部長会議の協議結果を市長に報告し、本部設置について協議する。 ③本部の廃止については、市内の状況を把握し、災害対策本部会議で協議し、市長が本部の廃止を決定する。
４）本部の設置及び廃止の公表	①本部を設置したときは、その旨を公表するとともに、本部の標識を市役所庁舎前に掲示する。 ②本部を設置及び廃止したときは知事に報告するとともに、関係諸機関、隣接市町村並びに市民に対し、電話、防災行政無線放送等適当な方法で通知、公表する。

５）本部の任務	本部は、災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な体制を確立するとともに、本計画に定めるところにより、本巣市防災会議と緊密な連携のもとに災害予防及び災害応急対策を実施する。
６）本部員会議等	①本部員会議は、本部長・副本部長・本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。 ②本部員会議の開催 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて召集する。 ③本部員会議協議事項 ア）対策本部の災害体制に関すること。 イ）災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。 ウ）指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他市町村に対する応援の要求に関すること。 エ）その他災害対策に関する重要事項。 ④協議事項の実施 本部員会議の決定事項については、関係班長は他の班長と緊密な連絡のもとに、その実施を図るものとする。 ⑤本部員会議の庶務は、総務課が担当する。 ⑥関係班長会議 関係班長会議は、本部を設置していない場合に、災害対策に関する事項を協議するために開催されるもので、会議の構成、開催協議事項等については、本部員会議に準じて行う。
７）本部の所掌事務	本部に設置する班の所掌事務は、「本巣市災害対策本部の分掌事務」のとおりとする。なお、本部が設置されていないときであっても、防災対策のための所掌事務を実施する。

※なお、詳細については、「災害対策本部運営マニュアル」による。

①：「表．本巣市災害対策本部等の分掌事務」

（１）本巣市災害対策本部の分掌事務

◇設置に関する事務	部・班名等
・本部の運営、庶務に関すること	総務班
・本部会議に関すること	総務班
・災害対策職員の動員に関すること （本部連絡員／現地連絡員の配置を含む）	総務班
・消防団の動員に関すること	総務班
・各班の連絡調整に関すること	総務班
◇情報管理に関する事務	部・班名等
・気象情報の把握、伝達に関すること	総務班、広報班、通信整備班
・防災行政無線等に関すること	総務班
・火災被害情報の収集に関すること	総務班、広報班
・民家倒壊等被害情報の収集に関すること 〈■情報収集・伝達（調査）チームを編成〉	総務班、地域調整班、税務班、市民班、都市計画班
・不明者の身元確認に関すること	市民班、福祉支援班、長寿支援班
・教育関係施設等被害情報の収集に関すること	教育総務班、学校教育班、社会教育班、幼児教育班
・福祉・健康施設関係施設等被害情報の収集に関すること	福祉支援班、長寿支援班、健康支援班
・公有財産関係施設等被害情報の収集に関すること	財政班
・商工、観光関係被害情報の収集に関すること	商工観光班
・道路、河川関係施設等被害情報の収集に関すること	建設班
・農業関係（施設含む）被害情報の収集に関すること	農政班
・上水道施設関係被害情報の収集に関すること	上水道班
・下水道施設関係被害情報に関すること	下水道班
・林業関係被害情報の収集に関すること	林政班
・公園施設関係被害情報の収集に関すること	都市計画班
・災害廃棄物被害情報の収集に関すること	環境班 地域調整班
・文化財関係被害情報の収集に関すること	社会教育班
・各災害被害収集情報の集約、報告に関すること 〈■情報収集・伝達（調査）チームを編成〉	総務班、広報班、健康福祉部各班（福祉支援班・長寿支援班・健康支援班）、産業経済部各班（農政班・林政班・商工観光班）、都市建設部各班（建設班・都市計画班）、教育部各班（教育総務班・学校教育班・幼児教育班、社会教育班・学校班）
・災害被害広報活動の総括に関すること 〈■情報収集・伝達（調査）チームを編成〉	総務班、広報班

・報道関係機関との連絡調整に関すること 〈■渉外チームを編成〉	総務班、広報班、通信整備班
◇災害救助法の適用に関する事務	部・班名等
・災害救助法の適用手続きに関すること	総務班
・救助の実施状況の記録、整理、報告に関すること	総務班
◇激甚災害の指定に関する事務	部・班名等
・激甚災害指定手続きに関すること	総務班
◇ボランティア団体等の要員確保に関する事務	部・班名等
・ボランティア要員に関すること 〈■ボランティア対策チームを編成〉	市民班、福祉支援班
・ボランティア要員の要請に関すること 〈■ボランティア対策チームを編成〉	市民班、福祉支援班
・ボランティア要員の受け入れに関すること 〈■ボランティア対策チームを編成〉	市民班、福祉支援班
・ボランティア要員の連絡調整に関すること 〈■ボランティア対策チームを編成〉	市民班、福祉支援班
◇受援に関する事務	部・班名等
・受援業務の統括及び進捗の管理に関すること 〈■受援チームを編成〉	総務班、人事班
・人的支援の調整に関すること 〈■受援チームを編成〉	人事班
・物的支援の調整に関すること 〈■受援チームを編成〉	財政班
◇避難、救出救助に関する事務	部・班名等
・住民の避難指示等の決定に関する情報集約に関すること 〈■避難対策チームを編成〉	総務班、地域調整班、市民班、教育部各班（教育総務班・学校教育班・幼児教育班・社会教育班・学校班）
・住民避難の誘導に関すること 〈■避難対策チームを編成〉	総務班、地域調整班、消防団班、教育部各班（教育総務班・学校教育班・幼児教育班・社会教育班・学校班）
・学校安全、児童生徒等の避難対策に関すること	学校教育班、 学校班（各小・中・義務教育学校）
・福祉施設等の入所者及び幼児園幼児等の避難対策に関すること	福祉支援班・幼児教育班
・観光客等の避難誘導に関すること	商工観光班
・避難所の管理運営に関すること 〈■避難対策チームを編成〉	教育総務班、学校教育班、社会教育班、学校班、幼児教育班
◇災害応急対策・復旧に関する事務	部・班名等
・水道施設の応急対策、復旧に関すること 〈■ライフライン対策チームを編成〉	上水道班

・下水道施設の応急対策、復旧に関すること	下水道班
・電気、通信設備の応急対策、復旧に関すること 〈■ライフライン対策チームを編成〉	通信整備班
・危険物施設等の応急対策、復旧に関すること	総務班
・河川等の出水、被害の応急対策、復旧に関すること	建設班、農政班
・土砂災害の応急対策、復旧に関すること	建設班、農政班
・火災の応急対策、復旧に関すること	総務班、消防署班、消防団班
・道路等交通機関の応急対策、復旧に関すること 〈■交通対策チームを編成〉	広報班、建設班
・公有財産の応急対策、復旧に関すること	財政班
・被害者の救急医療等に関すること（搬送体制等を含む）	市民班、福祉支援班、 長寿支援班、健康支援班
・医療機関との連絡調整に関すること 〈■救護・保健活動チームを編成〉	市民班、福祉支援班、 長寿支援班、健康支援班
・医療品等の確保対策に関すること 〈■救護・保健活動チームを編成〉	市民班、福祉支援班、 長寿支援班、健康支援班
・被災地の環境保健衛生応急対策、復旧に関すること 〈■環境衛生対策チーム、防疫対策チームを編成〉	環境班、健康支援班
・緊急輸送に関すること 〈■交通対策チームを編成〉	総務班、建設班
・緊急物資の調達に関すること 〈■食糧物資供給チームを編成〉	税務班、市民班、商工観光班、 教育総務班
・食糧の調達、確保等に関すること 〈■食糧物資供給チームを編成〉	税務班、市民班、農政班、商工 観光班
・飲料水の供給に関すること 〈■ライフライン対策チームを編成〉	市民班、上水道班
・生活必需品の供給に関すること 〈■食糧物資供給チームを編成〉	税務班、市民班、商工観光班、 教育総務班
・行方不明者（遺体）の捜索に関すること	総務班、消防署班、消防団班
・遺体の処理に関すること	市民班、 地域調整班
・応急住宅の確保に関すること	総務班、都市計画班
・応急教育に関すること	学校教育班、学校班
・学校教育施設（幼児教育施設を含む）の応急対策、復旧に関すること	教育総務班、学校教育班、 幼児教育班、学校班
・学用品の調達等に関すること	学校教育班、学校班
・文化財施設等の応急対策、復旧に関すること	社会教育班
・農産物等の応急対策、復旧に関すること	農政班
・林産物等の応急対策、復旧に関すること	林政班
・災害に対する議会活動に関すること	総務班（議会事務局）
・災害関係予算措置に関すること	財政班

	・災害経費の執行に関すること	総務班（会計課）
	・復興計画に関すること	総務班、建設班
◇生活再建等支援対策に関する事務		部・班名等
	・罹災証明に関すること	税務班
	・住宅等再建支援に関すること	総務班、都市計画班
	・被災者の生活相談に関すること 〈■市民相談チームを編成〉	市民班、福祉支援班、 長寿支援班
	・雇用機会の確保に関すること	商工観光班
	・義援金品の受入れ等に関すること	総務班（会計課）、市民班
	・生活資金等に関すること	総務班
	・授業料等の減免措置に関すること	学校教育班
	・被災児童生徒の就学、生活指導等に関すること	学校教育班
	・市税等の減免措置等に関すること（所得税等を含む）	税務班
	・国保税の減免措置等に関すること	市民班
	・国民年金の減免措置等に関すること	市民班
	・災害弔慰金等に関すること	総務班
	・被災者生活再建支援法に関すること	総務班、市民班

（２）災害対策プロジェクトチームの事務分掌

主な役割：市災害対策本部の下に災害対策プロジェクトチームを置き、部・班を越えての対策が必要な事項についてライフライン、避難対策等テーマ別の部・チームで調整・検討します。
状況に応じて部・課を追加したり、非設置としたりして柔軟に運用します。

チーム名	事　務　分　掌〔上段〕 関係部・班名等〔下段〕
連絡調整	①災害対策プロジェクトチーム全体の調整・指揮・総括 ②他機関への応援要請 ③国との連絡調整等
	総務班
情報収集・ 伝達（調査）	①災害対策本部における広報 ②被害情報収集
	財政班、税務班、地域調整班、広報班、通信整備班、市民班、環境班、福祉支援班、長寿支援班、健康支援班、農政班、林政班、商工観光班、建設班、都市計画班、教育総務班、学校教育班、社会教育班、幼児教育班 〔協力〕本巣市アマチュア無線クラブ
受援	受援に関する庁内外の調整等
	総務班、人事班、財政班
避難対策	①住民避難状況把握 ②避難者への対応

	③避難所に関する連絡調整
	総務班、地域調整班、市民班、教育部各班（教育総務班、学校教育班、社会教育班、学校班、幼児教育班）、消防署班、消防団班
食糧物資供給	①被災者用の食糧、生活必需物資等の確保・供給
	税務班、市民班、商工観光班、教育総務班〔協力〕ぎふ農業協同組合
ライフライン対策	①ライフライン（電気・電話・ガス・水道）の被害・復旧状況の把握
	市民班、上水道班、通信整備班　〔協力〕岐阜県エルピーガス協会本巣支部
交通等対策	①土木被害・復旧状況把握 ②交通規制状況把握 ③鉄道・バスの被害・復旧状況把握
	総務班、建設班　〔協力〕本巣市建設協会
ボランティア対策	①ボランティア活動の支援 ②特殊ボランティアの派遣に関する連絡調整
	人事班、市民班、健康福祉部各班（福祉支援班、長寿支援班） 〔協力〕本巣市社会福祉協議会
環境衛生対策	①ごみ対策　②し尿処理対策　③産業廃棄物対策
	環境班、
防疫対策	①浸水家屋、下水、その他の消毒 ②避難所の便所、その他の消毒 ③井戸の消毒 ④感染症患者の対応
	環境班、健康支援班
救護・保健活動	①被災者の応急救護 ②被災者の健康管理活動
	市民班、福祉支援班、長寿支援班、健康支援班 〔協力〕(一社)もとす医師会、もとす薬剤師会、(一社)もとす歯科医師会
市民相談	災害時の市民からの各種相談対応
	市民班、福祉支援班、長寿支援班

②：「表．職員の動員の伝達系統及び方法」

１）平常執務時の伝達及び系統	総務部長は、本部が設置された場合（本部に準ずる体制の場合も同じ）、本部長（市長）の指示に従い、各班長に対し定められた配備体制を指令するものとする。本部員は、直ちに所属職員（団員）に連絡し、これを指揮して所掌事務又は業務を実施する体制を確立する。
２）休日又は退庁後の伝達	《退庁後における職員の連絡方法》 本部員は、所属職員の居住地域及び電話、その他連絡の方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。 《当直者による非常伝達》 当直者は、次に掲げる情報を収受又は察知したときは、直ちに次の者に連絡して指示をあおぎ、必要に応じ関係課長に連絡するとともに、関係職員に対しても電話、携帯電話、又は防災行政無線放送等により速かに連絡するものとする。

	①気象予報・警報が発令されたとき。→風水害警戒班　班長 ②災害が発生し、又は災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。→総務課長

---

②：「表．職員の動員配備」

職員の動員	１）平常勤務日の動員配備	動員された職員は直ちにその所属班長の指揮下に入り、その指示にしたがって所掌事務を遂行しなければならない。
	２）勤務時間外の動員配備	勤務時間外又は休日に動員された職員は、災害発生現地連絡要員を除いて直ちに各庁舎又は指示された場所に集合し、所属班長の指揮を受けなければならない。なお、職員は勤務時間外又は休日に災害が発生し、又は発生するおそれのある情報を察知したときは、その状況により所属課長等と連絡、もしくは自らの判断により登庁する。
	３）動員配備確立後の報告	本部長（市長）の配備体制の指示に基づき、各対策班が体制の確立を完了したときは、直ちに本部長に報告する。
	４）各対策班間の応援	災害の状況により、災害対策実施に緩急が生じ、又は局限されたときは、本部長（市長）は必要に応じ各対策班に所属する職員を他の対策班の応援に動員させるものとする。
	５）緊急初動特別班	① 本部長（市長）は、非常体制をとる場合は、緊急初動班を設置する。 ② 緊急初動班は、庁舎から徒歩 20 分以内の地に住所を有する職員の中から、予め指名しておく。 ③ 緊急初動班に指名された職員は、参集後直ちに予め与えられた任務に就くものとする。 ●緊急初動班の任務 ・災害情報集約センターの開設 ・災害対策本部の設置準備 ・関係機関との連絡調整
	６）被災地からの要員の確保	職員の被災により最低限の要員確保が困難なとき、被災地外の職員を動員し、必要人数を確保するものとする。
消防団の動員	１）緊急動員	消防団の動員は、本部長（市長）が消防団長を通じてこれを行うが、緊急の場合でそのいとまがないときは、副団長が分団長を通じておのおのの所属する団員を動員することができる。 ただし、この場合動員した時刻、動員の範囲等をできる限り速やかに団長を通じて本部長（市長）に報告しなければならない。
その他	１）動員等に関する記録	各対策班長、消防団本部及び各分団長等の責任者は、災害対策のための動員を行った場合及び応援を受けた場合は、その始期及び終期、人員作業内容等必要な事項を明確に記録しておくものとする。
	２）災害対策要員の標示等	応援のため派遣された県や市町村の職員は、腕章を付することとする。また、消防団員等服装が定められているものは、作業の如何をとわずこれを着用しなければならない。

第２節　災害応援要請

①：「表．自衛隊の災害派遣窓口」

機　関　名	電　　話	防災行政無線
陸上自衛隊 第 35 普通科連隊 （守山）第３科	TEL　052-791-2191（内線 461） 　　052-791-2191（内線 477）夜間 FAX　052-791-2191（内線 411）	7-651-712（事務室） 7-651-711（当直室） 651-710（FAX）
航空自衛隊小牧基地 防衛部運用班	TEL　0568-76-2191（内線 432） FAX　0568-76-2191（内線 404）	7-653-711（事務室） 7-653-712（当直室） 653-710（FAX）
航空自衛隊岐阜基地	TEL　0583-82-1101（内線 2314） FAX　0583-82-1101（内線 2318）	7-652-712（事務室） 7-652-711（当直室） 652-710（FAX）

②：「表．災害派遣部隊の活動内容」

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）にあたる。
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急 輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し、給食、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資の無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点においては、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第 63 条第 3 項、第 64 条第 8 項～第 10 項及び第 65 条第 3 項に基づく警戒区域の設定等の措置。

③：「表．派遣部隊の受入体制」

派遣部隊の受入体制	1） 活動拠点、宿営地又は野営施設を下記のとおりとする。 本巣市民スポーツプラザ　所在地　　本巣市長屋２６２番地 電話番号　　０５８－３２３－４１９１ 2） 自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。 3） 災害時における作業等に関しては、自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。 4） その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。 5） 経路の交通規制、誘導及び作業に必要な資機材の集積確保又はヘリポートの設置等について、県関係地方機関又は警察機関と密接な連絡調整を図り、所要の措置をとる。 6） 飛行機による物資投下が決定したときは、直ちに職員を投下地点に派遣し、物量投下についての責任者として現地の指揮に当たらせるものとする。 7） 市民に対し、派遣部隊の活動に積極的に協力するよう要請する。 8） 派遣部隊の任務等について、県連絡員を通じて申入れ等を行う。

---

③：「表．市が負担する経費」

市が負担する経費	1） 派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費。 2） 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料。 3） 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等。 4） 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）。 5） その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合、自衛隊と市が協議する。

---

④：「表．相互応援協定の締結状況」

No.	協定締結先		協定内容及び締結年月日	備考
1	岐阜県及び県下市町村		岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（R3.6.30）	
2	岐阜県内市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合		岐阜県広域消防相互応援協定（R3.11.30）	
3	岐阜県、岐阜県下市町村及び消防事務に関する一部事務組合		岐阜県防災ヘリコプター応援協定（H31.1.1）	
4	越前市	（福井県）	災害相互応援協定（H19.5.21）	友好都市
5	岐阜市		消防相互応援協定（H30.2.14）	
6	新ひだか町	（北海道）	全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援協定（H26.4.17）	
7	仙北市	（秋田県）		
8	柴田町	（宮城県）		
9	富岡町	（福島県）		
10	日立市	（茨城県）		
11	前橋市	（群馬県）		
12	幸手市	（埼玉県）		
13	五泉市	（新潟県）		
14	吉野町	（奈良県）		
15	雲南市	（島根県）		
16	大村市	（長崎県）		
17	日南市	（宮崎県）		
18	岐阜市		岐阜圏域における越境避難に関する協定（H28.2.18）	
19	羽島市			
20	各務原市			
21	山県市			
22	瑞穂市			
23	岐南市			
24	笠松町			
25	北方町			
26	大野町		越境避難に関する協定(H29.12.18)	

27	牧之原市	（静岡県）	災害相互応援協定（H29.1.12）	
28	養父市	（兵庫県）	災害相互応援協定（H29.8.24）	都市連携協定
29	下野市	（栃木県）	災害相互応援協定（R4.3.20）	友好都市
30	泉南市	（大阪府）	災害相互応援協定（R5.2.13）	

（令和6年4月現在）

---

⑤：「表．要請必要事項」

（１）派遣の区分と相手方

区分	派遣の相手方		
	他市町村	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第 252 条の 17	自治法第 252 条の 17	災対法第 29 条第２項
派遣あっせん （あっせん要請先）	自治法第 30 条第２項 （知事）	自治法第 30 条第２項 （知事）	自治法第 30 条第１項 （知事）

（２）要請必要事項

要請の内容	要請に必要な事項	備考
１.他の市町村に対する応援要請 ２.県への応援要請又は応急措置の実施要請	１）災害の状況 ２）応援（応急処置の実施）を要請する理由 ３）応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 ４）応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ５）応援を必要とする活動内容（必要とする応急処置） ６）その他必要な事項	災対法第 67 条 災対法第 68 条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	１）派遣のあっせんを求める理由 ２）派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ３）派遣を必要とする期間 ４）派遣される職員の給与その他の勤務条件 ５）その他参考となるべき事項	災対法第 30 条 自治法第 252 条の 17

⑤：「表．防災関係機関の連絡先」

名称	ＴＥＬ	ＦＡＸ	所在地
県危機管理部　防災課 管理調整係	058-272-1132	058-278-2522	岐阜市薮田南 2-1-1
防災企画係	058-272-8189		
地域支援係	058-272-1125		
災害対策係	058-272-1124		
山岳遭難・火山対策室	058-272-1131		
県危機管理部　危機管理政策課 政策企画係	058-272-1121	058-278-2524	
管理調整係	058-272-1120		
防災情報管理係	058-272-1119		
岐阜地域防災係	058-272-1120		
原子力防災室　原子力防災係	058-272-1134		
県防災航空センター	058-385-3772	058-385-3774	各務原市那加官有無番地
岐阜保健所本巣・山県センター	058-213-7268 058-213-7269	058-278-0053	岐阜市薮田南 5 丁目 14-53 OKB ふれあい会館 6 階
岐阜保健所　健康増進課	058-380-3004	058-371-1233	各務原市那加不動丘 1-1
岐阜土木事務所	058-214-9525	058-278-0052	岐阜市薮田南 5 丁目 14-53 OKB ふれあい会館 8 階
北方警察署	058-324-0110		本巣郡北方町北方 3219-27
国土交通省中部地方整備局 越美山系砂防事務所	0585-22-2163	0585-22-6971	揖斐郡揖斐川町極楽寺 137
国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所	058-271-9811	058-271-3175	岐阜市茜部本郷 1 丁目 36-1
国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 揖斐川第一出張所	0585-32-1011	0585-32-1503	揖斐郡大野町黒野 2269-3
岐阜地方気象台（防災事務課）	058-271-4108	058-271-4108	岐阜市加納二之丸 6
東海農政局　岐阜県拠点	058-271-4044	058-274-0656	岐阜市中鵜 2 丁目 26
陸上自衛隊第 35 普通科連隊 （守山）第３科	052-791-2191 （内線 4821） 052-791-2191 （内線 4509）土日祝 24 時間対応	052-791-2191	名古屋市守山区守山 3 丁目 12-1
航空自衛隊小牧基地 防衛部運用班	0568-76-2191 （内線 432）	0568-76-2191 （内線 404）	小牧市春日寺 1-1
岐阜自衛隊　岐阜基地	058-382-1101	058-382-6725	各務原市那加
中部電力パワーグリッド(株) 岐阜営業所	058-337-6930	058-337-6929	岐阜市美江寺町 2 丁目 5
中部電力(株)岐阜水力センター	0574-58-6902	0574-58-6903	美濃加茂市中富町 2 丁目 2179-2

名称	ＴＥＬ	ＦＡＸ	所在地
西日本電信電話株式会社 岐阜支店	058-214-8417		岐阜市八ツ寺町 1-15 NTT 八ツ寺ビル 4 階
(株)ＮＴＴドコモ東海支社 岐阜支店	058-252-7257		岐阜市香蘭 1 丁目 2 番地 ＮＴＴﾄﾞｺﾓ東海岐阜ﾋﾞﾙ
樽見鉄道㈱	0581-34-8039		本巣市曽井中島 680-11
東邦ガス株式会社岐阜営業所	058-272-2166		岐阜市加納坂井町 2 丁目
ぎふ農業協同組合	058-265-3521		岐阜市司町 37
本巣市社会福祉協議会	058-324-8989	058-320-3985	本巣市下真桑 1199-1
本巣市建設協会	058-323-1331	058-323-1886	本巣市海老 430
岐阜県エルピーガス協会本巣支部	058-260-5106	058-324-4406	本巣郡北方町高屋太子 2 丁目 50
岐阜市消防本部本巣消防署	058-324-0119	058-324-8922	本巣郡北方町加茂 1 丁目 23
（一社）もとす医師会	058-324-0364	058-324-6471	本巣郡北方町北方 1633
（一社）もとす歯科医師会	058-329-5531		瑞穂市本田 174－1
本巣管工事組合	058-323-1241		本巣市上真桑 2258-427
本巣地区トラック協議会	058-327-0015		瑞穂市十九条 331
本巣市役所総務課	058-323-1155 058-323-5191 (総務課直通) 058-323-8137 (災害警戒本部及び災害対策本部設置時)	058-323-5192	本巣市早野 255

⑥：「表．自主防災組織との協力内容」

自主防災組織との協力内容	• 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力 • 救助・救急活動を実施する各機関への協力 • 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等への協力 • 被災地域内の社会秩序維持への協力 • その他の災害応急対策業務への協力 • 要配慮者の保護など

⑦：「表．応援協定締結機関」

協定(覚書)名	締結先	締結年月日	協定(覚書)内容
災害時における飲料水等の供給並びに生活用水の給水及び運搬に関する協定	奥長良川名水株式会社	R6. 4. 25	災害時における飲料水等の供給並びに生活用水の給水及び運搬
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社イノアックコーポレーション 西濃事業所	R6. 2. 26	災害時における応急生活物資等の提供
農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	一般社団法人 地域環境資源センター	R6. 2. 1	災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力

協定(覚書)名	締結先	締結年月日	協定(覚書)内容
災害時における施設開放及び運動支援に関する協定	株式会社ルネサンス	R6.1.29	災害時における避難場所の提供及び避難者への運動支援
損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	R5.11.24	損害調査結果の提供及び利用
本巣市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	R5.11.24	防災・減災及びリスクマネジメント
災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	一般社団法人DPCA 一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会（RUSEA）	R5.10.25	ドローンを活用した情報収集等
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団仙寿会(仙寿苑有料老人ホーム悠々)	R5.9.7	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団仙寿会(介護老人保健施設仙寿苑)	R5.9.7	災害時における福祉避難所の設置運営
福祉の推進、大規模災害対応並びに地域の健康づくりに向けた相互連携に関する包括協定	中北薬品株式会社	R5.6.30	高齢者等支援と災害時における生活物資の供給
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人あしたの会(共同生活支援センターどんぐり)	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人あしたの会（どんぐり村福祉工場）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社れんげグループ(ショートステイれんげ)	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社エステートホーム（サロン・ド・フレール本巣）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	有限会社マイハウス(グループホームマイハウスしんせい)	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社介護社希望が丘(グループホーム本巣ひまわり)	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人和光会(ファミリーケア本巣うぐいす庵)	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人和光会(ファミリーケア本巣)	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社千代田商会(オリオン軽海)	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営

協定(覚書)名	締結先	締結年月日	協定(覚書)内容
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人井ノ口会（フレンドリーおりべ）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人淡墨会(根尾川ガーデン)	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人淡墨会(さはら苑)	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	もとす広域連合(老人福祉施設大和園)	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
大規模災害時における相互応援協定に関する協定	大阪府泉南市	R5.2.13	相互応援
災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	R4.10.14	避難者への一時避難場所の提供
災害時における施設開放に関する覚書	株式会社スギヤマメカレトロ	R4.9.15	避難者への避難場所の提供(北屋井自治会との三者による覚書)
災害時における相互応援協定	栃木県下野市	R4.3.20	相互応援
災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の撤去等に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	R3.3.29	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	R2.8.17	災害時における物資の供給協定
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R1.12.10	災害時における情報発信の協力
災害時における応急対策資機材の提供に関する協定	株式会社東海大阪レンタル	H31.3.27	災害時における応急対策資機材の優先貸与
災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人本巣市社会福祉協議会	H30.12.28	災害時におけるボランティア活動に関する協力体制
災害時における施設開放に関する覚書	株式会社 Hozumi 加藤精密	H30.12.17	避難者への避難場所の提供(屋井工業団地周辺の４自治会との六者による覚書)
特設公衆電話の設置等に関する覚書	西日本電信電話株式会社岐阜支店	H30.10.31	指定避難所における特設公衆電話の設置、利用及び管理
災害時における施設開放に関する覚書	杉山建設株式会社	H30.3.29	避難者への避難場所の提供(海老自治会との三者による覚書)
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県	H30.3.26	県及び他市町村による応援
越境避難に関する協定	岐阜県揖斐郡大野町	H29.12.18	自治体の境界を越えての越境避難
災害発生時における本巣市と北方郵便局及び本巣市内郵便局の協力に関する協定	北方郵便局、根尾郵便局、外山郵便局、本巣郵便局、 糸貫郵便局、三橋郵便局、真正郵便	H29.12.13	郵便事業における相互支援、協力 ※「災害支援協力に関する覚書」(H17.10.1) を解除し、新たな協力条項を追加し再締結

協定(覚書)名	締結先	締結年月日	協定(覚書)内容
災害時における防災活動協力に関する協定	イオンタウン株式会社、イオンビッグ株式会社	H29.12.6	食料・生活物資の提供 避難者への一時避難場所の提供
災害時の相互応援に関する協定	兵庫県養父市	H29.8.24	相互応援
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H29.8.7	災害時における地図製品等の供給
災害時における施設開放に関する覚書	日本印刷	H29.6.20	避難者への避難場所の提供（海老自治会との３者協定）
災害時のテレビ放送に関する協定	中部ケーブルネットワーク株式会社	H29.2.22	災害時のケーブルテレビによる情報提供
災害時における情報収集に関する協定	株式会社創信	H29.1.16	無人航空機(ドローン)を活用した情報収集
災害時等の相互応援に関する協定	静岡県牧之原市	H29.1.12	相互応援
災害時における施設開放に関する覚書	株式会社ギフ加藤製作所	H28.4.4	避難者への避難場所の提供（屋井工場周辺の４自治会との６者による協定）
災害時における応急対策活動に関する協定	岐阜県瓦葺組合本巣支部	H27.3.27	被災住宅の瓦屋根への応急対策
災害時における応急生活物資供給に関する協定	生活協同組合コープぎふ	H26.10.7	生活物資の調達及び供給
災害時における施設開放に関する覚書	森松工業株式会社	H26.10.6	避難者への避難場所の提供（屋井工場周辺の４自治会との６者による協定）
全国さくらサミット加盟自治体の災害時における相互応援に関する協定	さくらサミット加盟自治体のうち12市町（北海道新ひだか町、秋田県仙北市、宮城県柴田町、福島県富岡町、茨城県日立市、群馬県前橋市、埼玉県幸手市、新潟県五泉市、奈良県吉野町、島根県雲南市、長崎県大村市、宮崎県日南市）	H26.4.17	相互応援
災害時における施設開放に関する覚書	株式会社秋田屋本店	H26.3.24	避難者への避難場所の提供（本巣屋井工場周辺の４自治会との６者による協定）
災害時における施設開放に関する覚書	ハビックス株式会社	H25.2.6	避難者への避難場所の提供（本巣工場周辺の４自治会との６者による協定）
災害時における支援協力に関する協定	セッツカートン株式会社	H24.6.25	避難所生活に必要な段ボール製品等の提供
災害時の応援業務に関する協定	公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H23.12.20	公共施設の被害状況、応急対策及び復旧のための調査

協定(覚書)名	締結先	締結年月日	協定(覚書)内容
災害時応援協力に関する協定	一般社団法人岐阜県造園緑化協会本巣支部	H23.12.5	倒木等の被害の応急復旧に対応
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23.5.6	災害時の各種情報交換のためのリエゾン派遣
災害時における施設開放に関する覚書	岐阜カリモク株式会社	H23.3.8	避難者への避難所の提供（数屋自治会との三者協定）
災害時における施設開放に関する覚書	岐阜キャビネット株式会社	H23.3.8	避難者への避難所の提供（数屋自治会との三者協定）
災害時における施設開放に関する覚書	モレラ岐阜	H21.5.1	避難者への避難所の提供
災害時における物資の供給の応援に関する協定	モレラ岐阜	H21.5.1	物資供給の応援
災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定	一般社団法人岐阜県測量設計業協会	H21.4.1	公共土木施設の被害状況調査
アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	本巣市アマチュア無線クラブ	H19.12.26	災害時のおける通信確保や情報収集
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社バロー	H19.10.12	生活物資の調達及び供給
災害相互応援協定	福井県越前市	H19.5.21	相互応援
災害時における学校開放に関する覚書	岐阜工業高等専門学校	H19.2.1	避難者への避難所の提供
災害応急対策に必要な輸送車両の確保等に関する協定	本巣地区トラック協議会	H18.5.25	物資等の輸送
災害時の歯科医療救護に関する協定	一般社団法人もとす歯科医師会	H17.12.13	医療救護活動及び医療品等の供給
災害支援協力に関する覚書	市内の各郵便局	H17.10.1	郵便事業における相互支援、協力
災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人もとす医師会	H17.6.1	医療救護活動及び医療品等の供給
災害時における学校開放に関する協定	岐阜県立本巣松陽高等学校	H16.11.15	避難者への避難所の提供
本巣市の災害応援協力に関する協定	本巣市管工事組合	H16.10.25	水道施設の復旧等に対応
本巣市の災害応援協力に関する協定	本巣市建設協会	H16.5.7	災害時における被災者の救出及び応急復旧
地震災害時における緊急食料及び生活必需品の確保に関する協定	株式会社フードセンター富田屋	H15.4.1	食料及び生活必需品の供給
大規模災害時におけるプロパンガス等の確保に関する協定	一般社団法人岐阜県ＬＰガス協会本巣支部	H14.4.1	プロパンガスの調達及び供給
地震災害時における緊急食料及び生活必需品の確保に関する協定	株式会社カーマ	H11.5.17	食料及び生活必需品の供給

第３節　予報及び警報・災害情報の収集・伝達

①：「表．予警報等の種類及び内容」

（１）気象警報等の発表基準

発表官署　岐阜地方気象台（令和5年6月8日現在）

本巣市	府県予報区		岐阜県	
	一次細分区域		美濃地方	
	市町村等をまとめた地域		岐阜・西濃	
	二次細分区域		本巣市	
特別警報	大雨特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪特別警報		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪特別警報		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	25
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	150
	洪水		流域雨量指数基準	糸貫川流域＝9、犀川流域＝6.2、根尾東谷川流域＝24.1
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	揖斐川中流[岡島・万石・山口]、長良川中流[忠節・墨俣]
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ20cm
				山地　12時間降雪の深さ50cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	17
			土壌雨量指数基準	100
	洪水		流域雨量指数基準	糸貫川流域＝7.2、犀川流域＝4.9、根尾東谷川流域＝19.2
			複合基準	根尾川流域＝(14,39.2)、根尾東谷川流域＝(13,15.4)
			指定河川洪水予報による基準	揖斐川中流[山口]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ10cm
				山地　12時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		融雪により災害が発生するおそれのある場合	
	濃霧		視程	100m

	乾燥	最小湿度 25％で、実効湿度 60％	
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 30cm以上で積雪が 70cm以上になる場合 ②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ③積雪の深さが 70cm 以上あって、降雨が予想される場合	
	低温	平野部	冬期：最低気温−5℃以下
		平野部以外	冬期：最低気温−9℃以下
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm
土砂災害警戒情報		大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったと予想される場合	

※1　発表基準欄に記載した数値は岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

※2　土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨等に雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。5km 四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算する。

※3　流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨量が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

※4　表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

（２）水防活動用警報等

区分	警報等の内容	
ア　水防活動用 気象注意報	気象注意報のうち、大雨注意報の発表があったとき、本注意があったものとし、水防活動用の語をつけない。	
イ　水防活動用 気 象 警 報	気象警報のうち、大雨警報の発表があったとき、本警報があったものとし、水防活動用の語をつけない。	
ウ　水防活動用 洪水注意報	一般河川	気象洪水注意報の発表でこれに代える。水防活動用の語はつけない。
	協議河川	協議河川についての洪水注意報の発表をする。水防活動用の語はつけない。
エ　水防活動用 洪 水 警 報	一般河川	気象洪水警報の発表でこれに代える。水防活動用の語はつけない。
	協議河川	協議河川についての洪水警報の発表をする。水防活動用の語はつけない。

（３）水防警報等

区分	警報等の内容
１．水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報の関係機関に徹底する必要があるとき。
２．水防警報	水位が警戒水位に達するか、又は警戒水位を超えて危険が予想されるとき。

（４）火災警報

区分	警報発令の気象条件
火災警報	ア）実効湿度 60%以下、最低湿度 40%以下で最大風速 7 m/ s 以上のとき。また、危険度 6.5 を超えるとき。 イ）平均風速 10m/ s 以上の風が 1 時間以上にわたって吹くと予想されるとき。

①：「図．予報及び警報の伝達系統」

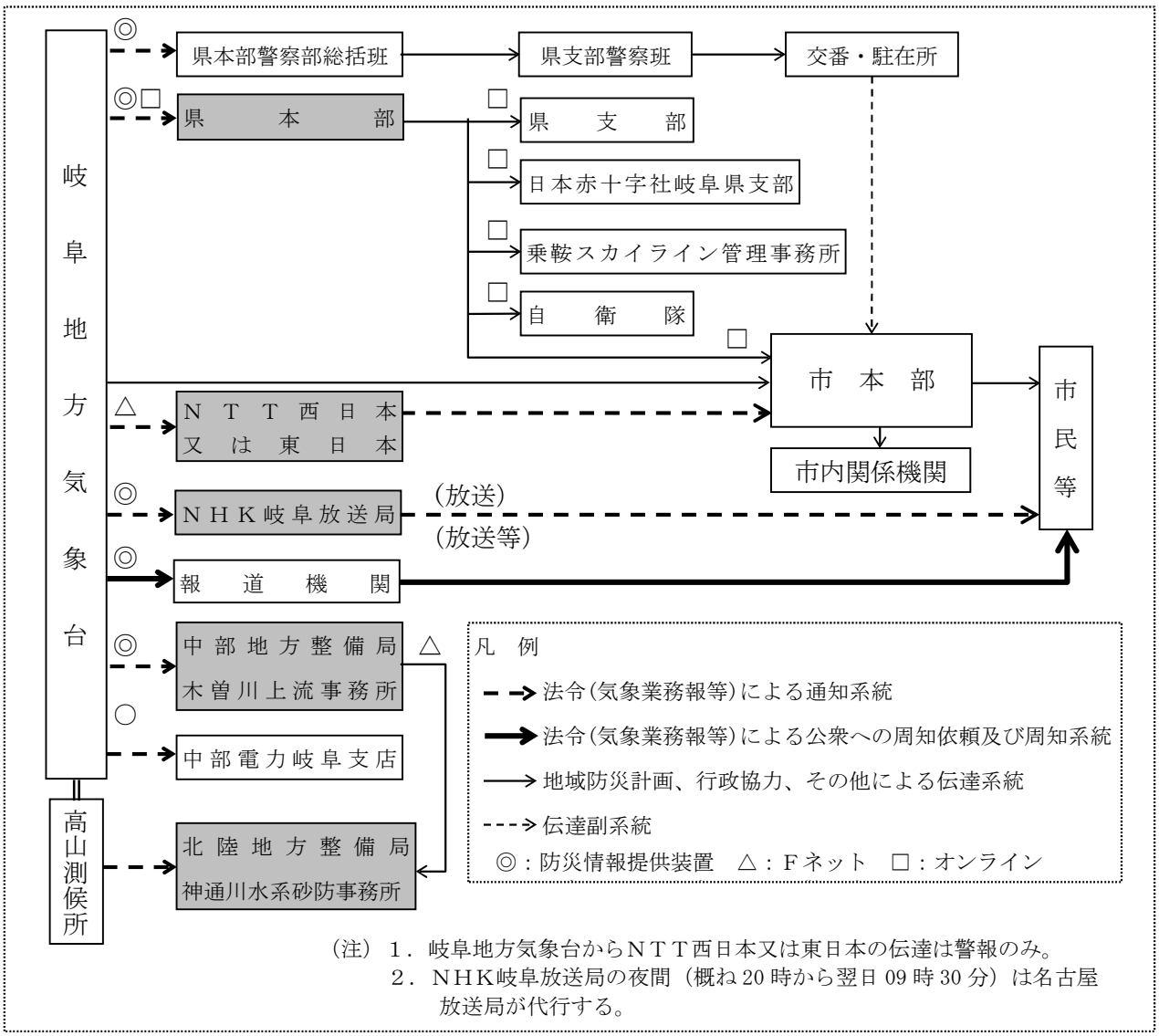

（注）１．岐阜地方気象台からＮＴＴ西日本又は東日本の伝達は警報のみ。
２．ＮＨＫ岐阜放送局の夜間（概ね 20 時から翌日 09 時 30 分）は名古屋放送局が代行する。

---

①：「表．予警報等の取扱い方法」

１）注意報	災害が予想される場合、必要に応じ市民に周知する。
２）警報	防災行政無線により市民に周知するものとし、必要に応じ所在官公署、団体、学校その他の施設に通報する。
３）市からの伝達	警報等の関係機関に対する伝達は、次の系統によって行う。 ア）風、雨、雪に関する注意報、警報、情報 本部長 副本部長 → 総務部 → 健康福祉部 → 教育委員会 → 幼稚園・幼児園・保育園 → 小・中・義務教育学校 → 都市建設部 → 危険区域内自治会長 → 産業経済部

	イ）霜及び異常低温に関する注意報 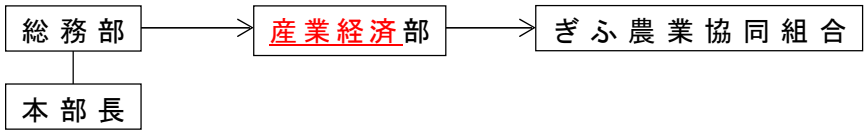
４）勤務時間外における伝達	勤務時間外（休日又は退庁時）における伝達は、宿日直者が担当するものとするが、宿日直者は、気象警報等の種類、内容等必要に応じて関係各班までの伝達及び市民への周知徹底を図る。
５）市民に対する徹底	市本部で掌握した気象警報のうち、市民にその内容を徹底する必要のあるときは防災行政無線（同報系）によって周知するものとする。 防災行政無線が使用できないときは、有線放送、広報車（市用車、消防車等）により徹底を図る。

---

②：「表．被害情報の収集・把握」

１）被害規模早期把握のための活動	①災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。 ②市域に甚大な被害が予想されるとき、県もしくは警察署に協力を要請し、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集に努める。 ③被害が広範にわたる場合は、自衛隊に対し航空偵察を県を通じて要請する。 ④参集途上にある職員に、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。 ⑤自主防災組織や自治会等から情報を収集する。 ⑥被害が甚大な場合にあっては、調査班を編成し、現地に派遣する。 ⑦甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

２）一般被害情報等の収集・連絡

市は、被害の情報を収集し、これを必要に応じて県、国に連絡する。
各種別ごとの被害調査は次の要領により行う。

被害等の区分	担当班
住家等一般被害	総務班・地域調整班・税務班・市民班・都市計画班
社会福祉施設被害	福祉支援班、長寿支援班
医療衛生施設被害	環境班・健康支援班
水道施設被害	上水道班
下水道施設被害	下水道班
商工業関係被害	商工観光班
観光施設被害	商工観光班
農業関係（施設含む）被害	農政班
土木施設被害	建設班
都市施設被害	都市計画班
教育関係被害	教育総務班・学校教育班・社会教育班・幼児教育班・学校班
市有財産被害	財政班・地域調整班
土砂災害や前兆現象の情報	建設班
火災等の情報	総務班・広報班
水防の情報	消防署班・消防団班・建設班・地域調整班

総務部長は、被害状況をとりまとめるとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から本部長（市長）に報告し、直ちに県及び国に連絡する。

①被災状況等の報告

県（防災課）に災害発生及びその経過に応じて岐阜県被害情報集約システム等により逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報する。なお、県に報告ができない場合、消防庁に直接報告する。（災対法第 53 条）

●報告の要領

報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行う。

第１段階　発生速報（被害の概況）	・発生の都度 ・概ね 60 分～120 分以内に把握した状況について報告する。
第２段階　被害速報	・被害状況調査の進展にともない、順次報告する
第３段階　確定報告	・当該災害に係る応急対策措置完了後７日以内

②情報共有

「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」（第２章）に基づき、国や県等関係機関と情報を共有する。

３）応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を岐阜県総合防災情報システム等により連絡し、応援の必要性等も連絡する。

４）情報集約センターの設置

市は、情報受発信の総合窓口として、災害情報集約センターを設置する。センターは、各課から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。

５）異常現象又は突発的災

災害の発生するおそれのある異常な現象、又は災害の発生した場合における情報の伝達は、次のとおり行うものとする。

害の発生に対する措置	①発見者の通報 災害の発生するおそれのある異常な現象（異常水位、地すべり、地割れ、河道閉塞、なだれ、火災等）又は災害の発生を発見した者は、直ちに次に掲げる最も近い者に通報する。 ア）市役所あるいは近くにいる市職員　　イ）警察官 ウ）消防団長その他消防団員　　エ）消防署 ②市長への通報 市民から異常現象等通報を受けた者は、直ちに総務課を通じて市長に通報する。 ③情報受領及び伝達責任者 異常現象等情報の受領及び伝達の責任者は総務部長とする。
６）市民に対する周知徹底	異常現象の通報を受けたとき、市長（本部長）は直ちに予想される災害地の住民及び関係団体等に予警報伝達計画により通報事項を周知徹底させる。

※なお、詳細については、「防災情報管理業務マニュアル」による。

---

②：「図．被害情報等の報告ルート」

災害対策基本法 53 条及び
消防組織法第 40 条に基づく被害状況等の報告ルート

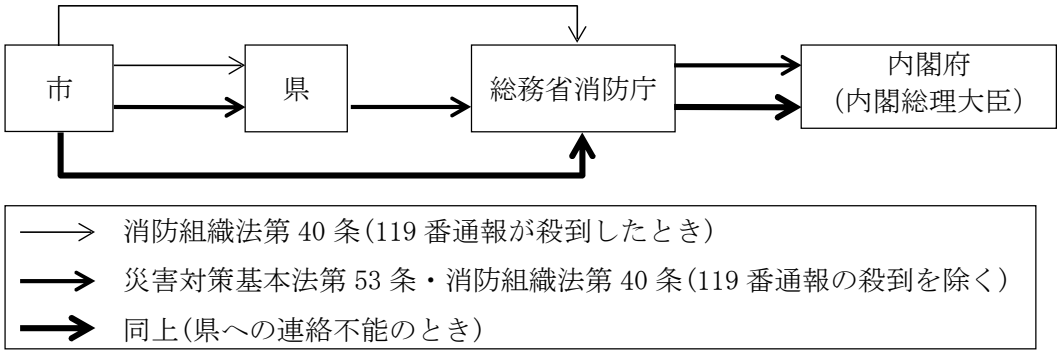

---

②：「表．総務省消防庁連絡先」

	平日（9:00～17:45） ※震災等応急室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
消防防災無線	7527 7537（FAX）	7782 7789（FAX）
地域衛生通信ネットワーク	ＴＮ-048-500-7527 ＴＮ-048-500-7537（FAX）	ＴＮ-048-500-7782 ＴＮ-048-500-7789（FAX）

（注）ＴＮは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

第４節　通信の確保

②：「表．電話・電報施設の優先利用」

（１）一般電話及び電報

事項	対策
１．非常緊急用電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもって予め「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社岐阜支店に申請し、承認を受けておくものとする。
２．非常・緊急扱い通話	非常・緊急時の通話は、災害優先電話（一般加入電話）の利用により通話を行う。
３．非常・緊急扱いの電報	全ての電報に優先して取扱われる。また、非常電報については、「緊急電報」とし他の電報（非常扱いの電報を除く。）に先立って取扱われる。 １）電報の申し込み 電話から１１５番ダイヤル受付にて発信人（発信機関）は、「非常電報」又は「緊急電報」であることを告げ申し込むものとする。 ２）電報の内容等 電報内容は、防災等に関する緊急事項とする。
４．非常電報電話	地方公共団体のうち非常時の電報電話取扱機関は、非常電報電話を使用できる。

（２）専用電話

ア）一般的使用	有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図るものとする。
イ）災対法の規定に基づく使用	知事、市長が、市民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。
ウ）使用手続き	知事、市長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、予め、設置機関と協議して手続き等を定めておくものとする。
エ）非常通話の発受人	下記「非常通信の利用」の項に記述
オ）非常通信の内容及び利用料金	下記「非常通信の利用」の項に記述

---

②：「表．防災関係機関の無線通信の利用」

事項	措置事項
１．非常通信の利用	県、市及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。 この場合の要件としては、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非

	常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救授、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。 1）非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。 災害対策関係機関（専用電話使用に係る発受人と共通） ア　官庁（公共企業体を含む）及び地方自治体 イ　中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部 ウ　日本赤十字社 エ　全国都市消防長会 オ　電力会社 カ　地方鉄道会社 キ　非常通信協議会構成員 また、免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。 2）東海地方非常通信協議会 非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、免許人を構成機関とする「東海地方非常通信協議会」が設置されている。 3）非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 ア）電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 イ）本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく 200 字以内にまとめること。 4）非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 ア）非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 イ）陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、東海地方非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。 5）非常無線・有線に共通する事項 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。 ア）人命の救助に関するもの イ）天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの ウ）緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 エ）電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第７４条実施の指令及びその他の指令 オ）非常事態に際しての事態の収集、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

	カ）暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの キ）非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの ク）遭難者救護に関するもの ケ）非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの コ）鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの サ）中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救授その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの シ）救助法第２４条及び災対法第７１条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
２．災害対策機器の使用	１）災害時等にＮＴＴは、災害対策機器の配備を行い、避難所等に特設公衆電話を設置する等、必要に応じて通信の確保を行う。 ア）ポータブル衛星通信システム イ）移動電源車 ウ）防災用機材等 ２）この無線装置等は、ＮＴＴが、災害応急対策用として、被災地の避難所等に設置し、基地局を通じて全国の一般加入電話及び無線電話（移動端末局）との相互間で通話ができることから、通信の途絶時には、これを活用するなどして通信の確保を図る。

②：「表．避難情報の発令基準」

	基準
高齢者等避難	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が警戒（赤）となった場合 ② 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③ 強い降雨をともなう台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④ 洪水予報河川・水位周知河川の水位観測所の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ⑤ 洪水警報危険度分布が警戒（赤）となった場合
避難指示	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布が非常に危険（紫）な状態となり、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 近隣で前兆現象（渓流内での流木の発生、斜面から小石がぱらぱら落下、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 ⑤ 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した場合 ⑥ 洪水予報河川・水位周知河川の水位観測所の水位がはん濫危険水位に達した場合 ⑦ 洪水警報危険度分布が非常に危険（紫）な状態となった場合
緊急安全確保	① 本巣市に特別警報が発表された場合 ② 土砂災害が発生した場合 ③ 土砂移動現象、前兆現象（地鳴り・山鳴り、流水の急激な濁りや渓流水位激減、斜面の亀裂等）が発見された場合 ④ 河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合 ⑤ 破堤を確認した場合 ⑥ 災害を知覚し、災害の拡大が予測されるとき
土砂災害緊急情報が通知される、または通知されると想定される区域	○ 国（越美山系砂防事務所）と県から「土砂災害緊急情報」が通知され、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、地すべりといった土砂災害の急迫した危険があり避難等が必要である場合 ○ 「土砂災害緊急情報」が通知される以前において、緊急調査に関する情報を関係機関から収集・分析した結果、土砂災害発生により避難等が必要であると見込まれる場合 ○ 当該土砂災害による被害が想定される土地の区域及び時期の情報に基づき「高齢者等避難」、「避難指示」「緊急安全確保」のいずれかを選択する

②：「表．避難情報発令権者及び時期」

（１）避難情報発令権者及び時期

避難情報	発令権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	発令の対象	発令の内容	取るべき措置
市長（委任を受けた吏員）	市長（委任を受けた吏員）	災対法第 60 条第1項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示 立退き先の指示	県知事に報告
知事（委任状を受けた吏員）		災対法第 60 条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなかった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第 61 条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	立退きの指示 警告を発すること必要な限度で避難の指示（特に急を要する場合）	災対法第 61 条による場合は市長に通知（市長は知事に報告）
自衛官		自衛隊法第 94 条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第４条の規程の準用
知事（その命を受けた県職員）		地すべり等防止法第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事（その命を受けた県職員）水防管理者		水防法第 22 条	洪水による災害 ・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上

（２）関係機関への通知

市町村長の措置		市長→県知事（防災課）
警察官又は自衛官の措置	a. 災害対策基本法に基づく措置	警察官→警察署長→市長→県知事（防災課）
	b. 職権に基づく措置	警察官→警察署長→警察本部長→県知事（防災課）→市長
	c. 自衛官の措置	自衛官→市長→県知事（防災課）
	d. 水防管理者の措置	水防管理者→市長→県知事（防災課）

---

②：「表．避難情報の区分」

１）避難指示	河川出水等による浸水、山・がけ崩れ、河道閉塞、地すべり、出火・延焼等が予想される地域からの避難など、危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難のための立退きを指示し、避難させる。
２）緊急安全確保	山・がけ崩れ、河道閉塞、土石流等の土砂災害の兆候が直前に把握されたり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。
３）相互の連絡協力	関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは避難のための立退きの指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

---

②：「表．市民及び関係機関への伝達方法、内容」

１）一般的な伝達方法	ア）市防災行政無線による伝達：市本部放送室より、屋外拡声装置及び戸別受信機を通して、一斉、グループ及び戸別放送によりその徹底を図る。 イ）広報車による伝達：該当地域に広報車を派遣し、拡声器によりその徹底を図る。 ウ）戸別訪問による伝達：該当地域に職員等を派遣し、戸別訪問によりその徹底を図る。 エ）電話による伝達：該当世帯に電話によりその徹底を図る。 オ）メールによる伝達：緊急速報メールを利用しその徹底を図る。 カ）報道機関等による伝達：災害情報共有システム（Ｌ－アラート）により、報道機関等を通じてその徹底を図る。
２）要配慮者施設への伝達方法	ア）市防災行政無線による伝達：市本部放送室より、施設内に設置してある戸別受信機を通して、一斉、グループ及び戸別放送によりその徹底を図る。 イ）広報車による伝達：該当施設に広報車を派遣し、拡声器によりその徹底を図る。 ウ）戸別訪問による伝達：該当施設に職員等を派遣し、戸別訪問によりその徹底を図る。 エ）電話による伝達：該当施設に電話によりその徹底を図る。 オ）メールによる伝達：緊急速報メールを利用しその徹底を図る。 カ）報道機関等による伝達：災害情報共有システム（Ｌ－アラート）、により、報道機関等を通じてその徹底を図る。

３）市長等による避難情報	市長等、避難情報を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。 ア）避難が必要である状況　イ）危険区域　ウ）避難対象者 エ）避難単位　オ）避難経路　カ）避難所 キ）移動方法　ク）避難時の留意事項
	（参考）避難にあたり次の事項を市民に周知徹底するものとする。 ・戸締り、火気の始末を完全にすること。 ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。 （食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等） ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

---

②：「表．関係機関相互の通知及び連絡」

① 避難情報の発令を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。

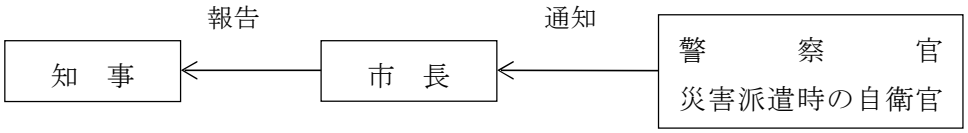

ア）市長が避難情報を発令したとき又は他の実施責任者が避難情報を発令した旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。また、避難指示等を解除した場合も同様とする。この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。

a．避難情報を発令した場合
- ○ 災害等の規模及び状況
- ○ 避難情報を発令した日時
- ○ 発令した地域
- ○ 対象世帯数及び人員
- ○ 避難所開設予定箇所数

b．避難情報を解除した場合
- ○ 避難情報を解除した日時

イ）警察官が避難情報を発令したときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

ウ）水防管理者が避難情報を発令したときは、その旨を北方警察署長に通知するものとする。

エ）知事又はその命を受けた職員が避難情報を発令したときは、直ちにその旨を北方警察署長に通知するものとする。

② 避難情報を発令したときは、①のほか、「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」（第２章～第４章）に基づき、他の関係機関と相互に連絡をし、協力するものとする。

③ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を市長に通知するものとする。

③：「表．警戒区域の設定権者」

実施責任者	内容（要件）	根拠法
市長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第 63 条
警察官	災害全般 同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらのものから要求があったとき	災害対策基本法第 63 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、市長等、警察官がその場にいないとき	災害対策基本法第 63 条
消防団員	水害を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	消防法第 28 条、第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	水防法第 14 条

---

③：「表．警戒区域の設定」

警戒区域の設定方法	1） 時機を失することのないよう迅速に実施する。 2） 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。 3） 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。 4） 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。 5） 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。 ①設定の理由 警戒区域とした理由を簡素に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。 ②設定の範囲 「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。
警戒区域の設定が必要とされる場合	• 土砂災害危険地域 ※ 山地災害危険箇所 ※ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 ※ 河道閉塞により湛水または決壊による土石流の危険がある土地の区域（土砂災害緊急情報の対象区域） ※ その他担当部長が必要と認める箇所 • 倒壊危険のある大規模建物周辺地域 • 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域 • 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域 • その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

---

④：「表．巡視すべき事項」

巡視事項	1）土砂災害（特別）警戒区域及びその付近の地表並びにわき水の状況 （落石・湧水の濁りの有無、湧水量の増加など） 2）土砂災害（特別）警戒区域及びその付近の亀裂の有無 3）土砂災害（特別）警戒区域及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況 4）土砂災害（特別）警戒区域及びその付近の建築物等の損壊等の状況 5）土砂災害（特別）警戒区域及びその付近の住民及び滞在者の数 6）土砂災害（特別）警戒区域その他市民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

---

④：「表．警戒態勢をとるべき時期と応急措置の内容」

（1）土砂災害（特別）警戒区域（土石流）の場合

種別	基準雨量等	応急措置の内容
警戒態勢第1	市域に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。	1．危険区域内の警戒・巡視 2．その他必要な応急措置
警戒態勢第2	時雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき、又は土砂災害警戒情報が発令。	1．必要に応じ市民等に対して避難情報を発令 2．その他必要な応急措置

（2）その他の土砂災害の場合

種別	基準雨量等			応急措置の内容
	前日までの連続降雨量が100㎜以上あった場合。	前日までの連続降雨量が10～100㎜あった場合。	前日までの連続降雨量が10㎜未満若しくは降雨量がない場合。	
警戒態勢第1	当日の日雨量が50㎜を超えたとき。	当日の日雨量が80㎜を超えたとき。	当日の日雨量が100㎜を超えたとき。	1．危険区域内の警戒・巡視 2．その他必要な応急措置
警戒態勢第2	当日の日雨量が50㎜を超え、時間雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき、又は土砂災害警戒情報が発令されたとき。	当日の日雨量が80㎜を超え、時間雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき、又は土砂災害警戒情報が発令されたとき。	当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき、又は土砂災害警戒情報が発令されたとき。	1．必要に応じ市民等に対して避難情報を発令 2．その他必要な応急措置

---

⑤：「表．自主防災組織による避難活動」

自主防災組織による避難活動	1）避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底 2）避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知 3）高齢者、傷病者、障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送 4）防火、防犯措置の徹底 5）組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ 6）地域内居住者の避難者の把握

---

⑤：「表．学校、社会福祉施設等における避難対策」

1）避難	学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入園者等を避難させる必要があるときは、次の気象情報等の発表の状況等により実施するものとする。 ①　暴風警報　　②　その他の気象警報 ③　国民保護情報　　④　地震発生時
2）保育園・幼稚園・幼児園の対策	①　原則として、保護者に園児の引渡しを行う。 ②　園施設ならびに家屋の安全が確認できない場合は、必要に応じ、指定避難所を利用し、乳児・幼児の保護ならびに引渡しを行う。
3）小学校の対策	①　職員は通学路の危険箇所を確認し、教職員の引率や立哨のもと下校させる。 ②　下校が危険と判断される場合は、保護者への引渡しを行う。 ③　家屋等の安全が確認できない場合は、必要に応じ、指定避難所を利用し、児童の安全確保を行う。
4）中学校の対策	①　職員は通学路の危険箇所を確認し、教職員の引率や立哨のもと下校させる。 ②　下校が危険と判断される場合は、保護者への引渡しを行う。 ③　家屋等の安全が確認できない場合は、指定避難所を利用し、生徒の安全確保を行う。 ④　交通機関の利用者は、利用交通機関の指示に従う。
5）社会福祉施設の対策	①　施設の安全を確認し、保護を行う。 ②　施設ならびに家屋の安全が確認できない場合は、必要に応じ、指定避難所を利用し、安全を確保する。 ③　医療が必要な者は、医療機関へ搬送する。

※なお、詳細については、「学校等災害対応マニュアル」による。

---

⑤：「表．避難誘導の実施」

１）避難誘導体制の確立	① 避難立退きに当たっての移送及び輸送は、原則として避難者が各個に行うものとするが、避難者が自力による立退きが不可能な場合は、市が車両等によって行う。 避難場所が比較的遠距離にあり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所を定め、誘導責任者により警察等の協力を得ながら、できるだけ早めに自動車・船舶等を活用し、集団避難をできるようにする。 ② 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、市民等が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。
２） 避難経路	避難経路については、周辺の状況を検討し、河道閉塞箇所の周辺や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。 なお、避難誘導に先立ち、避難所への避難経路の周知・徹底を図る。
３）避難の順位	避難立退きの誘導は、原則として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。
４） 携行品の制限及び避難者の行動	① 携行品は、必要最小限の食料、医療、日用品、医薬品、貴重品等、必要最小限とする。 ② 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。
５） 危険防止措置	① 避難所の開設に当たっては、市長は、避難所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないか確認する。 ② 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張り等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。 ③ 避難所の携帯品は最小限にして行動の自由を確保し、夜間にあっては特に誘導者を配置し、避難者はその誘導に従うようにする。
６） 避難者の移送	被災地域が広範囲にわたり、予め定めた避難所が使用できない場合、あるいは避難所に受入れしきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。
７）その他避難誘導に当たっての留意事項	① 要配慮者の事前の避難誘導・移送 要配慮者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況に応じて車両や船艇等の手配、介護機能等を備えた福祉施設等へ移送などを実施する。 ② 避難が遅れた者の救出・受入れ 避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設へ受入れる。

⑤：「表．防災気象情報と警戒レベルとの関係」

警戒レベル（配色）	行動を促す情報（避難情報等）	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル５（黒）	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・危険度分布（災害切迫）	・大雨特別警報（土砂災害） ・危険度分布（災害切迫）
警戒レベル４（紫）	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（危険）	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（危険）
警戒レベル３（赤）	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）
警戒レベル２（黄）	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意）
警戒レベル１（白）	早期注意情報（警報級の可能性）			

---

⑥：「表．避難所の開設」

１）事前措置	① 避難所に配置する職員については、予め市区域の各方面別に担当を定めておき、避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。 ② 避難所配置職員の員数は、避難所１箇所当たり最低２人とし、受入れ状況により増員するものとする。 ③ 避難所に配置する職員について、教育部の各班職員のみで不足する場合には、各班に応援職員を要請するものとする。
２）避難所の開設	① 市長は、避難所を開設する必要があると認めるときは教育委員会事務局長に開設命令を発する。教育委員会事務局長は、本部長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設するものとし、直ちに職員

	を配置して所要の措置をとるものとする。なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、避難対策に協力する。 ② 市長は、避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告するものとする。 また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。 この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。 ア）開設した場合 ○ 避難所を開設した日時　○ 場所及び箇所数 ○ 避難世帯数及び人員　○ 開設期間の見込み イ）閉鎖した場合 ○避難所を閉鎖した日時 ③ 避難所開設の連絡 避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、受入れすべき市民を誘導保護するものとする。
３）避難所に受入れする者	避難所に受入れする対象者は次のとおりである。 ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ② 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者 ③ 避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者
４）避難所開設期間	避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として７日以内とする。
５）避難所における職員の任務	① 一般的事項 ア）避難所開設の掲示　イ）避難者の受付け及び整理 ウ）日誌の記入　エ）食料、物資等の受払及び記録 オ）避難者名簿の作成 ② 本部への報告事項 ア）避難所の開設（閉鎖）報告　イ）避難所状況報告 ウ）その他必要事項 ③ 避難所の運営管理 ア）費用 避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。 イ）避難所の責任者及び連絡員の指定 ａ．避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の運営管理と避難者の保護に当たらせるものとする。 ｂ．避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。 ｃ．避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。

⑥：「表．避難所の運営」

１）避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所運営	①　グループ分け ②　プライバシーの確保 ③　情報提供体制の整備 ④　避難所運営ルールの徹底 ・避難所を円滑に運営するための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。 ⑤　避難所のパトロール等 ⑥　要配慮者等の社会福祉施設等への移送等 ⑦　福祉避難所の開設等 ・福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設の要請の検討と要配慮者の移送・誘導等
２）避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所運営	①　自主運営体制の整備 ②　暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策 ③　避難所の早期閉鎖を考慮した運営
３）保健・衛生対策	避難所の衛生管理については、以下の点に留意し、感染症の発生等を防ぐ。 ①　救護所の設置　　②　巡回健康相談、栄養相談の実施 ③　仮設トイレの確保及び消毒等防疫　　④　入浴、洗濯対策 ⑤　食品衛生対策　⑥　害虫等の駆除
４）女性や子育て家庭のニーズへの配慮	女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ①　女性専用の物干し場　　②　更衣室 ③　授乳室の設置　　④　生理用品・女性用下着の女性による配布 ⑤　巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保
５）受入れ施設の確保	大規模災害時など、避難者が大量長期化した場合、公営住宅、公的宿泊施設のあっせんや体育館、公民館等の施設の提供を実施する。
６）避難の長期化対策	避難が長期化した場合、以下のような避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。 ①　プライバシーの確保状況　　②　簡易ベッド等の活用状況 ③　入浴施設設置の有無及び利用頻度　④　洗濯等の頻度 ⑤　医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 ⑥　暑さ・寒さ対策の必要性　　⑦　食料の確保、配食等の状況 ⑧　し尿及びごみの処理状況

※なお、詳細については、「避難所運営マニュアル」による。

第３節　消防対策

②：「表．出火等の防止のための広報事項」

出火等の防止のための広報事項	1）火気の使用を中止する。 2）ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給遮断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏出、流出等を防止する。 3）危険物施設の保安点検をするとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。 4）ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、市等へ通報する。 5）電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

---

④：「表．岐阜県防災ヘリコプターの救急出動基準」

岐阜県防災ヘリコプターの救急出動基準

第１　目的

ヘリコプターによる救急活動については、岐阜県防災ヘリコプター緊急運航要領に定めるところであるが、救急業務の需要増大に鑑み、ヘリコプターによる救急業務をより推進するための出動基準を下記のとおり定める。

第２　出動基準

1　事故等の目撃者等から（1）症例等の①から⑫のいずれかの 119 番通報があり、受信した指令課（室）員が、（2）の地理的条件又は（3）の絶対的地理的条件に該当すると判断した場合

（1）症例等

①　自動車事故
- イ　自動車からの放出
- ロ　運転者等の死亡
- ハ　自動車の横転
- ニ　車が概ね 50cm 以上つぶれた事故
- ホ　客室が概ね 30cm 以上つぶれた事故
- ヘ　歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

②　オートバイ事故
- イ　時速 35km 程度以上で衝突した事故
- ロ　ライダーがオートバイから放り出された事故

③　転落事故
- イ　3 階以上の高さからの転落
- ロ　山間部での転落

④　窒息事故
- イ　溺水
- ロ　生き埋め

⑤　森林伐採作業事故

⑥　列車衝突事故

⑦　航空機墜落事故

⑧　傷害事件（撃たれた事件・刺された事件）

⑨　重症が疑われる中毒事件

⑩　バイタルサイン

イ　目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある（ＪＣＳ30 以上）

ロ　呼吸が弱くて止まりそうな状態、遠く、浅い呼吸をしている状態、呼吸停止

ハ　呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきている

ニ　脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がない

⑪　外傷

イ　頭部、頸部、躯幹又は、肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血

ロ　２ヶ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足跡を含む）の切断

ハ　麻痺を伴う肢の外傷

ニ　広範囲の熱傷（体の概ね1／3 を超えるやけど、気道熱傷）

ホ　意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）

ヘ　意識障害を伴う外傷

⑫　疾病

イ　けいれん発作

ロ　不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）

ハ　新たな四肢麻痺の出現

ニ　強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

(2) 地理的条件

①　事案発生地点がヘリコプター有効範囲（救急車で傷病者を搬送するよりもヘリコプターで搬送した方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内である場合

②　①には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプターで搬送した方が覚知から病院搬送までの時間が短縮できる場合

(3) 絶対的地理的条件

傷病者が重症でなくとも、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急車よりも 30 分以上搬送時間が短縮できる場合

2　現場の救急隊員から傷病者の状態から緊急要請があり、１の（2）の地理的条件又は１の（3）の絶対的地理的条件に該当する場合

3　多数の傷病者が発生し、医師、看護師、救急救命士を緊急に搬送することによって早期救護体制の確立ができる場合

第３　医師搭乗

①　傷病者の症状等を考慮し、努めて医師を搭乗させるものとする。

②　医師の搭乗の手配は、要請側の消防本部で行う。

③　医師の搭乗場所は、現場到着時刻に大きく影響を及ぼさない飛行場外離着陸場（屋上ヘリポートを含む）とする。

第５節　大規模土砂災害対策

「表．大規模土砂災害対策における関係機関との情報共有」

１）関係機関との情報共有	速やかな応急復旧を実施するため、被害の状況や二次災害の可能性等について、国土交通省及び岐阜県等と情報共有を図る。 また、適切に避難情報を市民に伝達して安全を確保するため、国土交通省、岐阜県及び関係機関の把握している災害の状況や応急対策の状況等に関する情報を積極的に収集する。
２）協力・支援要請	大規模な土砂災害が発生または発生のおそれがあり、災害の規模等から、市単独では十分な応急対策が困難な場合、「大規模土砂災害発生時における地域連携マニュアル」により、災害対策用資機材の提供や土砂災害の専門家の派遣等について、国土交通省及び岐阜県に対して支援を要請する。支援要請をする場合、円滑な支援活動に資するよう受入れ体制を確立する。
３）（仮称）土砂災害時緊急連絡調整会議の開催	大規模な土砂災害が発生した場合において、国土交通省や岐阜県等関係機関との緊密な連絡調整を要する場合等において、「大規模土砂災害発生時における地域連携マニュアル」により、（仮称）土砂災害時緊急連絡調整会議の設置、運営する。

「表．警戒避難対応」

１）地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合は、岐阜県が緊急調査を実施する。市は緊急調査の状況に関する情報を収集するとともに、緊急調査の結果に基づき地すべりにより被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受ける。
２）河道閉塞	河道閉塞に起因する土砂災害で高さがおおむね 20M 以上あり、おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合は、国土交通省が緊急調査を実施する。市は緊急調査の状況に関する情報を収集するとともに、緊急調査の結果に基づき河道閉塞により被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受ける。
３）警戒避難対応	市は、緊急調査に関する情報及び土砂災害緊急情報を踏まえ警戒避難対応を実施する。

第８節　緊急輸送・交通規制対策

①：「表．緊急輸送の実施責任者」

輸送対象	被災者の輸送	災害応急対策及び災害救助の実施において必要な要員及び物資の輸送
実施責任者	市長（総務班）	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長
輸送に当たっての配慮事項	①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施	

①：「表．緊急輸送の対象」

段　階	輸　　送　　対　　象
第１段階 警戒避難期	①救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資 ②消防、水防活動等、火災の拡大防止のための人員・物資 ③国、県、市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等 ④後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資
第２段階 事態安定期	①第１段階の続行 ②食料、水等、生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第３段階 復旧期	①第２段階の続行 ②災害復旧に必要な人員・物資 ③生活必需品

---

①：「表．緊急輸送手段」

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自　動　車	①市所有の車両等及び市内の自動車運送業者等からの借上げによることを原則とする。なお、確保順位は以下のとおりである。 ア）市有車両 イ）農業協同組合等公共的団体所属の車両 ウ）営業者用車両 エ）その他の自家用車両等 ②車両が不足するときは、県トラック協会に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 ・県トラック協会 ・市内輸送業者等 ・農業協同組合 ・森林組合 ・市内土木業者
航　空　機	一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要なときは、県を通じて輸送条件を明示して航空機輸送を要請する。	

---

①：「表．緊急輸送車両の費用の基準及び支払い」

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げ	国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。
自家用車の借上げ	借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。
官公署及び公共的機関所有の車両使用	燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。
輸送費あるいは借上げ料の請求	債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

②：「表．緊急輸送道路（県管理国道、県道及び以下の市道）」

番号	路線名	区間	延長
1	市道本巣 1007 号線	自　本巣市文殊（本巣公民館） 至　本巣市文殊（国道 157 号線交差点）	0.2 km
2	市道糸貫 4 号線	自　本巣市三橋（糸貫老人福祉センター） 至　本巣市三橋（国道 157 号線交差点）	0.2 km
3	市道真正 2013 号線	自　本巣市下真桑（本巣市役所旧真正分庁舎） 至　本巣市軽海（県道岐阜関ヶ原線交差点）	0.6 km
4	市道本巣 1046 号線	自　本巣市文殊（宝珠ヘリポート） 至　本巣市文殊（市道本巣 1098 号線交差点）	0.2 km
	市道本巣 1098 号線	自　本巣市文殊（市道本巣 1046 号線交差点） 至　本巣市文殊（県道岐阜大野線交差点）	0.3 km
5	市道根尾 95 号線	自　本巣市根尾門脇（道の駅「うすずみ桜の里ねお」） 至　本巣市根尾門脇（国道 157 号線交差点）	0.6 km
	市道根尾 68 号線	自　本巣市根尾門脇（市道根尾 95 号線） 至　本巣市根尾門脇（国道 157 号線交差点）	0.1 km
6	市道木知原 1 号線	自　本巣市木知原（国道 157 号交差点） 至　本巣市木知原（本巣市・揖斐川町境）	0.7 km

---

③：「表．道路通行規制基準（県管理国道及び県道）」

（１）Ｉ種規制

番号	路線名	区間	延長
1	国道 157 号	自　本巣市根尾能郷 至　本巣市根尾温見峠	22.1 km

---

④：「表．緊急通行車両の確認」

1）緊急通行車両確認証明書の申請	車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、県又は公安委員会に、緊急通行車両確認証明書を申請する。
2）緊急輸送車両の証明書及び標章の交付	緊急輸送車両であると認定されたものについては、県、県警察本部又は北方警察署で証明書及び標章が交付される。
3）証明書及び標章の提示	交付を受けた標章は、当該車両の運転手席対側面前の見やすい箇所に掲示する。なお、証明書は、当該車両を運行する期間中運行責任者が常に携帯し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

---

⑤：「表．災害発生時に運転者のとるべき措置」

1）土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したとき	①走行中の場合は、次の要領により行動すること。 ア）できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。 イ）停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ）車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。 ②避難のために車両を使用しないこと。
2）道路の通行禁止等が行われたとき（通行禁止等の対象とされている車両）	①区域又は道路の区間に係る通行禁止が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。 ②当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車させるなど、緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ③警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

---

⑥：「表．道路啓開作業の実施」

啓開作業	道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。また、緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。 なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。 ①道路啓開は原則として第１次、第２次、第３次の緊急輸送道路の順で行うものとするが、災害の規模や道路被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。 ②警察、自衛隊、消防機関等の関係機関と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。 ③道路啓開に際しては、2 車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には 1 車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。 ④道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、

	消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。 ⑤啓開作業時においては、予め立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないよう調達する。 ⑥道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。 ⑦道路啓開で発生した土砂・流木・がれき等の仮置場等について、関係機関との調整を行う。

---

⑦：「表．県防災ヘリコプター緊急離着陸場」

施設名	所在地	地積
淡墨公園駐車場	根尾板所中野 830-1	100×60
根尾谷地震断層観察館駐車場	根尾水鳥 512	40×20
－	根尾高尾	20×50
－	根尾東板屋	50×70
旧長嶺小学校跡地	根尾長嶺	50×30
－	根尾上大須	130×25
本巣総合運動場	文殊 50-1	70×60
本巣公民館前駐車場	文殊 330-1	74×100
糸貫根尾川左岸スポーツ広場	屋井 1195-1 地先	63×81
本巣 CC11番ホール	外山 2120-30	90×30

第９節　医療救護体制の整備

①　:「表．医療救護活動」

１）医療の対象者	医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者。 災害発生の日前後一週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者とする。
２）医療救護班の編成	根尾診療所医師を中心に、もとす医師会の協力を得て編成し、医療救護活動を実施する。
３）医療救護活動の原則	医療救護活動は、原則として医療救護班による救護者等において行うものとするが、医療救護班を出動させるいとまがない等のやむを得ない事情があるときは、病院又は診療所において医療救護を実施することができる。
４）医療救護活動の業務内容	［医療救護］ ①　診　察 ②　薬剤又は治療材料の支給 ③　処置、手術その他の治療及び施術 ④　後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 ⑤　看　護 ⑥　遺体検案

---

③:「表．岐阜県内の災害拠点病院一覧」

	病院名	所在地
基幹災害拠点病院	地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色 4 丁目 6 番地 1
	岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸 1 番地 1
地域災害拠点病院	岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町 3 丁目 36 番地
	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地
	社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院	羽島郡笠松町田代 185 番地 1
	大垣市民病院	大垣市南頬町　4 丁目 86 番地
	地域災害医療センター 岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 西濃厚生病院	揖斐郡大野町下磯 293 番地 1
	地域災害医療センター 社会医療法人厚生会 中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち 1 丁目 1 番地
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	関市若草通 5 丁目 1 番地
	中津川市民病院	中津川市駒場 1522 番地 1
	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町 5 丁目 161 番地
	高山赤十字病院	高山市天満町 3 丁目 11 番地
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター 久美愛厚生病院	高山市中切町 1 番地 1

③：「表．傷病者搬送の手順」

１）傷病者搬送の判定	①　医療救護班の班長及び消防本部は、重傷度に応じた振り分けを行うトリアージタッグを実施し、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。 ②　傷病者の救護のため受入れを必要とする場合は、「広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用し、災害拠点病院等に受入れ。
２）傷病者搬送の要請	①　市及びその他の関係機関は搬送車両の手配・配所を要請する。 ②　重傷者等については、必要に応じて県、自衛隊等の関係機関が所有するヘリコプターの手配を要請する。
３）傷病者の後方医療機関への輸送	①　医療救護班が保有している自動車が使用可能な場合は、保有する自動車により該当する傷病者を搬送する。 ②　傷病者搬送の要請を受けた場合、市及びその他関係機関は、予め定められた搬送順位に基づき、災害拠点病院等に受入れ状況を十分確認の上、搬送する。

---

③：「表．透析患者・在宅難病患者への対応」

１）透析患者への対応	人工透析の必要な慢性腎不全患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要なため、救急医療情報センターにより受けた透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関に要請する。
２）在宅難病患者への対応	人工呼吸器を装着等している難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要するため、県及び保健所、医療機関と連携をとりながら、後方医療機関への搬送し、医療施設での救護を図る。

第 10 節　遺体の捜索、取り扱い及び埋・火葬

②：「表．遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容」

1）遺体の収容	・市長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 ・前記収容所（安置所）に遺体を収容するための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。 ・市長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について、必要な事項を定めておく
2）変死体の届出及び関係者への連絡	・変死体については直ちに警察署に届け出るものとする。 ・遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は市長に連絡のうえ遺体を引き渡す。
3）遺体の一時保存	・遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間で埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所に集めて埋葬の処理をするまで保存する。

③：「表．遺体の埋・火葬の方法」

1）遺体の火葬	①　遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。 ②　焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。
2）遺体の仮埋葬	①　収容した遺体が多数のため、火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。 ②　仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第 11 節　ライフライン施設の応急対策

①：「表．下水道施設の応急復旧対策」

応急対策	**①災害復旧用資機材等の確保**	応急復旧に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）は、可能な限り備蓄するとともに、なおも不足する場合は、関連事業者から調達するなど、調達体制の確立に努める。
	②施設の点検	ア）処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。 イ）管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。
	③応急措置	ア）処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。 イ）管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。 ウ）工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。 エ）応急仮設便所の確保 所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として応急仮設便所等の確保対策を行う。
復旧対策	**①処理場・ポンプ場**	停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。
	②管渠施設	復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水桝、取付管の復旧を行う。
	③広報活動	被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を行う。

第 12 節　公共施設の応急対策

①：「表．公共施設一覧」

区分	施設の名称	所在地	電話番号	FAX 番号	地域
市庁舎	市役所本庁舎	早野 255 番地	058-323-1155	058-323-1156	糸貫
	市役所根尾分庁舎	根尾板所 625 番地 1	0581-38-2511	0581-38-2202	根尾
教育機関	幼児園				
	真桑幼児園	下真桑 178-1	058-323-0524	058-323-0524	真正
	弾正幼児園	国領 148 番地	058-324-5518	058-320-0212	真正
	根尾幼児園	根尾高尾 775 番地 1	0581-38-8037	0581-38-8038	根尾
	本巣幼児園	曽井中島 1429 番地 2	0581-34-5011	0581-34-2236	本巣
	神海幼児園	神海 459 番地 1	0581-32-5021	0581-32-5021	本巣
	糸貫西幼児園	見延 698 番地	058-322-0015	058-322-0017	糸貫
	糸貫東幼児園	石原 39 番地 1	058-323-6622	058-323-6601	糸貫
	真正幼児園	下真桑 443 番地 2	058-324-8323	058-320-0511	真正
	小学校				
	外山小学校	神海 1328 番地 3	0581-32-5030	0581-32-5031	本巣
	本巣小学校	文殊 179 番地	0581-34-2011	0581-34-3875	本巣
	一色小学校	見延 16 番地	058-324-0603	058-324-1238	糸貫
	土貴野小学校	七五三 658 番地	058-324-0505	058-324-1358	糸貫
	席田小学校	郡府 37 番地	058-323-0519	058-323-0149	糸貫
	真桑小学校	下真桑 223 番地 1	058-323-1590	058-324-8948	真正
	弾正小学校	政田 2100 番地	058-324-0529	058-324-8903	真正
	中学校				
	本巣中学校	文殊 120 番地	0581-34-2045	0581-34-9020	本巣
	糸貫中学校	三橋 1101 番地 8	058-323-1203	058-323-3478	本巣
	真正中学校	下真桑 1010 番地	058-324-4148	058-324-8915	糸貫
	義務教育学校				
	根尾学園	根尾神所 268 番地 1	0581-38-2041	0581-38-9017	根尾
	その他				
	根尾学校給食センター	根尾神所 550 番地 4	0581-38-2021	0581-38-2021	根尾
	本巣市学校給食センター	見延 1414 番地 57	058-324-2342	058-324-1331	糸貫
	子どもセンター	見延 701 番地	058-324-2017	058-323-4055	糸貫
社会体育施設	本巣総合運動場	文殊 50 番地 1			本巣
	本巣神海運動場	神海 1299 番地 5			本巣
	本巣多目的広場	文殊 326 番地			本巣
	本巣体育センター	文殊 324 番地	0581-34-5029	0581-34-5039	本巣
	本巣テニスコート	文殊 19 番地			本巣
	糸貫根尾川スポーツ広場	屋井 1195 番地1			糸貫
	糸貫体育センター	三橋 1101 番地 6			糸貫
	席田北部公園	郡府 51 番地 1			糸貫

区分	施設の名称	所在地	電話番号	FAX 番号	地域
	本巣市民スポーツプラザ	長屋 262 番地	058-323-4191	058-323-5235	糸貫
	・糸貫川スタジアム	長屋 262 番地	058-323-4191	058-323-5235	
	・糸貫川テニスコート	長屋 262 番地	058-323-4191	058-323-5235	
	・糸貫川プール	長屋 262 番地	058-323-4191	058-323-5235	
	・糸貫川多目的広場	長屋 262 番地	058-323-4191	058-323-5235	
	真正グラウンド	軽海 181 番地 2			真正
	真桑みどり公園	上真桑 1636 番地 1			真正
	真正まくわゲートボール等広場	下真桑 1000 番地			真正
	真正体育センター	軽海 725 番地 1	058-324-6407	058-324-6407	真正
	真正テニスコート	軽海 425 番地			真正
	真正根尾川スポーツ広場	浅木 581 番地			真正
	しんせい運動広場	国領 173 番地			真正
	真正スポーツセンター	小柿 368 番地 3			真正
	真正多目的広場	政田 387 番地 3			真正
社会教育施設	根尾文化センター	根尾板所 625 番地 1	0581-38-2515	0581-38-2525	根尾
	根尾郷土文化保存伝習施設(能狂言舞台)	根尾能郷 162 番地			根尾
	根尾谷地震断層観察館	根尾水鳥 512 番地	0581-38-3560	0581-38-3560	根尾
	さくら資料館	根尾板所 1063 番地	0581-38-2410		根尾
	本巣民俗資料館	文殊 324 番地			本巣
	道の駅山門ギャラリー	山口 676 番地	0581-34-4755	0581-34-1011	本巣
	織部展示館	山口 676 番地	0581-34-4755	0581-34-1011	本巣
	船来山赤彩古墳の館	上保 1 番地 1 の 1			糸貫
	糸貫民俗資料館	七五三 676 番地 3			糸貫
	糸貫青少年館	三橋 1101 番地 8			糸貫
	本巣市民文化ホール	軽海 718 番地	058-323-5373	058-323-5362	真正
	しんせい ほんの森	軽海 424 番地	058-323-5757	058-323-5765	真正
	真正民俗資料館	宗慶 365 番地			真正
	根尾公民館	根尾板所 625 番地 1	0581-38-2515	0581-38-2525	根尾
	本巣公民館	文殊 324 番地	0581-34-5029	0581-34-5039	本巣
	糸貫公民館	三橋 1101 番地 6	058-323-7765	058-323-2965	糸貫
	真正公民館	下真桑 1060 番地	058-324-2811	058-324-2811	真正

区分	施設の名称	所在地	電話番号	FAX 番号	地域
福祉施設	本巣すこやかセンター	文殊 324 番地	0581-34-5028	0581-34-5038	本巣
	糸貫ぬくもりの里	上保 1261 番地 4	058-320-0500	058-320-0533	糸貫
	・糸貫いきいきセンター	上保 1261 番地 4	058-320-0531	058-320-0546	
	・糸貫ふれあい広場	上保 1261 番地 4			
	障がい者生活支援センターえがお(真正分庁舎)	下真桑 1000 番地	058-323-1145	058-323-1144	真正
	真正すこやかセンター	下真桑 1199 番地 1			真正
	・本巣市保健センター	下真桑 1199 番地 1	058-320-0153	058-320-0154	
	本巣老人福祉センター	曽井中島 1170 番地 6	0581-34-2944	0581-34-2167	本巣
	障がい者就労支援センターほたる	曽井中島 1170 番地 6	0581-34-2944	0581-34-2167	本巣
	糸貫老人福祉センター	三橋 1101 番地 6			糸貫
	真正老人福祉センター	下真桑 1199 番地 1	058-324-8989		真正
	障がい者就労支援センター杉の子	七五三 674 番地 4	058-323-0346	058-323-0346	糸貫
	障がい者就労支援センターみつば	政田 663 番地	058-323-3666	058-323-3666	真正
	本巣市シルバー人材センター	上保 20 番地 1	058-320-0023	058-320-3206	糸貫
	本巣市シルバー人材センター根尾連絡所	根尾樽見 33 番地 15	0581-38-2322	0581-38-2322	根尾
農山村等関連施設	織部の里・もとす	山口 676 番地	0581-34-4755	0581-34-4755	本巣
	外山基幹集落センター	神海 459 番地 3	0581-32-5207		本巣
	鍋原ポケットパーク物産販売所	佐原 452 番地 1			本巣
	本巣市富有柿の里	上保 1 番地 1 の 1	058-323-4511	058-323-4500	糸貫
	・農林業実習センター	上保 1 番地 1 の 1	058-323-4547		
	・ふれあいセンター	上保 20 番地 1	058-323-7389		
	根尾林業センター	根尾樽見 85 番地	0581-38-2004	0581-38-3241	根尾
	根尾生活改善センター	根尾市場 247 番地 1	0581-38-3075	0581-38-3666	根尾
	根尾物産販売所「ゆかい村」	根尾門脇 433 番地	0581-38-3430	0581-38-3431	根尾
	NEOキャンピングパーク	根尾下大須 1428 番地 1	0581-38-9022	0581-38-9033	根尾
その他施設	南原住宅	曽井中島 867 番地 3			本巣
	神海住宅	神海 1278 番地 21			本巣
	天神前住宅	政田 717 番地			真正
	水鳥住宅	根尾水鳥 310 番地 54			根尾
	神所住宅	根尾神所 325 番地			根尾
	コーポねお	根尾樽見 35 番地 1			根尾

区分	施設の名称	所在地	電話番号	FAX 番号	地域
	本巣市国民健康保険 根尾診療所	根尾樽見 80 番地	0581-38-2571	0581-38-2572	根尾
	本巣市国民健康保険 本巣診療所	神海 624 番地1	0581-32-5211	0581-32-5467	本巣
	NEO桜交流ランド	根尾門脇 422 番地			根尾

---

②：「表．河川砂防及び治山施設等の応急対策」

１）河川施設等応急対策	河川の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。 また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
２）砂防施設等	市は県と連携し、砂防施設等の損傷、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事の実施を図る。
３）治山施設等の応急復旧活動	市は県と連携し、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による現状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等に努める。

「表．市民に対する広報」

１）広報の方法	広報担当職員は、各対策班等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、気象状況、避難救助の状況等を把握し、必要あるときは関係機関及び各種団体、施設に対し情報の提供を求め、広報資料の整備を図る。 広報活動上写真等を必要とするときは、災害対策本部各対策班が撮影した写真等を利用するものとするが、特に広報用災害写真等を必要とするときは、写真等取材のため職員を派遣し、又は民間人に委託する等資料の確保を図る。 また、広報の実施に当たっては、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。
２）広報内容	①災害発生に関する警戒の広報（気象予警報等） ②災害発生直後の広報 災害に関する情報(災害の規模、災害その他の概要、気象等情報) ③災害直後の広報 ア）災害発生状況（人的被害、住家被害等の災害発生状況） イ）災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況） ウ）道路交通状況（道路交通規制等の状況、バスの被害、復旧状況等） エ）電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被害状況（途絶箇所、復旧状況等） オ）医療機関の開設及び医療救護所の設置状況 ④応急復旧活動段階の広報 ア）市民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等） イ）給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等） ⑤支援受入れに関する広報 ア）各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等） イ）義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報 ⑥市民の安否情報 市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 ⑦デマ等の発生防止対策 市は、県及び防災関係機関と連携し、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、デマ等の事実がある場合は、その解消のため適切な措置をとる。 ⑧その他の必要事項 安否情報等についての災害用伝言ダイヤルの登録・利用呼びかけなど。

「表．放送機関に対する放送要請」

１）報道機関への放送要請	１）災対法第５７条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告にかかる放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。 ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、報道機関に対し、直接要請を行うことができるものとする。 この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。
２）市の放送要請要領	①放送要請の指示 企画広報課長は、対策班長から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、放送要請手続きをとるよう指示する。 ②放送要請文の作成 放送を必要とする対策班は、広報班と協議の上、要請文を作成する。 ③放送要請の決定 放送要請は、本部長（市長）が決定する。市長不在の場合は、副本部長が決定する。 ④県若しくは放送機関への要請 広報班要請文を、ファクシミリ又は電話により県（防災課）へ各放送機関への伝達を要請する。県に連絡がつかない場合は、直接各放送機関へ伝達を要請する。

第２節　災害救助法の適用

②：「表．災害救助法の適用」

災害救助法の適用基準	１）本市の滅失世帯（住家滅失世帯）数が 60 世帯以上のとき。 ２）被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が 2,000 世帯以上に達したときで、かつ、本市の滅失世帯数が 30 世帯以上に達したとき。 ３）被害が県内全域に及ぶ大災害で、県内の滅失世帯数が 9,000 世帯以上に達した場合又は被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。 ４）多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
災害救助法の適用手続き	１）被害状況の把握（適用基準該当の確認） ２）適用申請（市長から知事へ） ３）適用（災害救助法による救助の実施）通知（知事から市長へ） ４）災害救助法による救助の実施指示（市長（本部長）から関係各班へ）

---

④：「表．住家の滅失等の認定」

１）住家が全壊・全焼・流失したもの	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの。 または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
２）住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度もので、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
３）住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

（注）住家及び世帯の単位

住家：現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯：生計を一つにしている実際の生活単位をいう

第３節　被災者救援対策

①：「表．被災者に対する給水」

１）給水活動体制	給水担当は上水道班・下水道班及び市民班とする。 応急給水等を実施するため、災害の態様に応じて給水班等を編成し、応急措置、復旧作業及び被災者の救援活動を実施する。
２）情報の収集	市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。 ①被災者や避難所の状況　②医療機関、社会福祉施設等の状況 ③通水状況　④飲料水の汚染状況
３）給水活動	給水施設の被災状況を把握し、次のような方法により給水活動を実施する。 ①給水の対象 災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。 ②給水方法の選択 給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。 ③水質の確認 災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。
４）広　報	給水場所、給水方法、給水時間等について、防災行政無線等を用いてきめ細かく市民に広報する。なお、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。
５）医療機関、社会福祉施設等の対応	医療機関、社会福祉施設等については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
６）要員の確保	災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
７）給水基準	被災地における最低給水量は、１人１日 20 リットルを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（１人１日３リットル）とするなど。）。
８）応援要請	激甚災害等のため市のみでは最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

---

①：「表．給水の方法」

給水方法	内　　容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	市民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。

給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	①避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが、実施が困難な場合、応援要請等により行う。 ②医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	①配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 ②復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

---

②:「表．食料の供給」

（１）食料の供給

１）供給対象者	①避難所に受入れされた者 ②住家の被害が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水等であって炊事のできない者 ③被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者 ④被災地において、救助、復旧作業等に従事する者(注:災害救助法の対象者にはならない。)
２）配分に当たっての留意事項	・各避難所等における食料の受入れ確認及び受給の適正を図るための責任者の配置 ・市民への事前周知等による公平な配分 ・要配慮者への優先配分 ・食料の衛生管理体制の確保
３）供給品目	①炊出し等の体制が整うまでの間は、市及び県の備蓄又は調達する食料等（乾パン、即席めん、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む）等）を支給する。 ②乳児に対する供給は、原則として粉ミルク及び調整粉乳とし、ほ乳瓶も併せて確保・調達する。 ③炊出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多用な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達体制についても整備する。 ④米飯の炊出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。 ⑤生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
４）配布基準	被災者に対する炊出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細目に定めるところによる。なお、1人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

品　目	基　準
米穀等	被災者（炊出し）　：１食当たり精米換算 200ｇ以内 応急供給　　：１人１日当たり精米 400ｇ以内 災害救助従事者　：１食当たり精米換算 300ｇ以内
乾パン 食パン 調整粉乳	１食当たり　：１包（100ｇ入り） １食当たり　：185ｇ以内 乳幼児１日当たり　：200ｇ以内

<table>
<tr><td>５）炊出しの実施</td><td>ア） 炊出し責任者
炊出しを行うときは、食料物資供給チームにより炊出し責任者を置き、炊出しに必要な原材料の調達管理は食料物資供給チームが行うものとする。なお、多大な被害により、市において炊出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、炊出し等についての協力を要請する。
イ） 炊出しの場所
炊出しの実施は、市学校給食共同調理場、市有施設調理室等を利用して行い運搬するものとする。ただし、その施設が使用できないとき、又は輸送不能の状態の場合は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所、あるいは施設で実施するものとする。
ウ） 協力団体
炊出しは、必要に応じ下表の協力団体に協力を求めるものとする。
<table>
<tr><th colspan="4">炊き出し協力団体</th></tr>
<tr><th>団　体　名</th><th>会員数</th><th>所 在 地</th><th>連絡方法</th></tr>
<tr><td>本巣市赤十字奉仕団</td><td>25</td><td>本巣市早野 255 番地 （福祉支援課）</td><td>電話(058-323-1155)</td></tr>
</table>
エ） 炊出し物資の確保
炊出し物資の確保については、応急配給による主食の確保のほか、副食、調味料、燃料その他炊出しに必要な物資等は、農協その他市内の関係機関、生産者、販売業者等の協力を要請し、優先提供により確保するものとする。
災害の状況等により、市内で確保することができないときは、隣接市町又は県に確保、輸送あるいはあっせんを要請する。</td></tr>
</table>

---

②：「表．広域防災拠点施設」

施設名	所在地	電話番号
もとまるパーク	本巣市随原 201-1	058-324-7899

---

②：「表．調達・救援食料の集積場所」

施設名	所在地	電話番号	施設の概況	配分対象区域
根尾文化センター	根尾板所 625-1	0581-38-2515	社会教育施設	根尾地域
本巣体育センター	文殊 324	0581-34-5029	社会体育施設	本巣地域
糸貫体育センター	三橋 1101-6	058-323-7765	社会体育施設	糸貫地域
真正体育センター	軽海 725-1	058-324-6407	社会体育施設	真正地域
もとまるパーク	随原 201-1	058-324-7899		市内全域

---

②：「表．救援食料の配分方法」

１）配分担当	食糧物資供給チーム
２）配分要領	①炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊出しを行う。 ②炊出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、女性の会、町内会等の各種団体の協力を得て行う。 ③避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として供給することは避ける。 ④避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を掌握する等の措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。 ⑤炊出しの配分 炊出し担当の責任者は、数量等を把握し、一括配分を受けるものとする。炊出し担当の責任者が被災者に配分する際は、受給者名を記録し、適切な配分を期するものとする。 ⑥個人に対する配分 受給者名を記録するとともに、地区会長等を通じ配分するものとする。 ⑦応急対策従事者に対する配分 各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分するものとする。

---

③：「表．生活必需物資の調達先」

調達先	所在地	電話番号
(株)カーマ	愛知県刈谷市日高町 3 丁目 411 番地	0566-25-2511
(株)バロー	多治見市大針町 661 番地の 1	0572-20-0860
(株)コノミヤ	名古屋市緑区滝ノ水 3 丁目 301 番地	052-892-1001
モレラ岐阜	本巣市三橋 1100 番地	058-320-2611
生活協同組合コープぎふ	各務原市鵜沼各務原町 1 丁目 4 番地の 1	058-370-6888
NPO 法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	025-371-4185

※　品名は、寝具、外衣、服衣、身の回り品、日用品、光熱衣料等

③：「表．生活必需物資の供給」

<table>
<tr><td>１）配布基準</td><td>被災者に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるものとする。被災者への配布基準は原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>２）供給の方法</td><td>食料物資供給チームは、被災者の実態、人員を確実に把握し、供給する。
①物資の品目
<table>
<tr><td>寝　　具</td><td>毛布、タオルケット、ふとん等</td></tr>
<tr><td>外　　衣</td><td>作業衣、婦人服、洋服、子供服等</td></tr>
<tr><td>肌　　着</td><td>下着類</td></tr>
<tr><td>身 廻 品</td><td>タオル、靴下、履物、傘等</td></tr>
<tr><td>炊事用品</td><td>鍋、包丁、炊飯器、ガス器具等</td></tr>
<tr><td>食　　器</td><td>茶わん、皿、はし等</td></tr>
<tr><td>日 用 品</td><td>石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷等</td></tr>
<tr><td>光熱材料</td><td>マッチ、ローソク、プロパンガス等</td></tr>
</table>
②物資の調達及び供給
市は、次により必要な生活必需物資を確保し、被災者等に供給する。
ア）備蓄物資の放出
イ）調達計画に基き地区内小売業者等から調達</td></tr>
</table>

---

③：「表．生活必需物資の輸送」

１）輸送及び移動	・調達した物資の市における集積地までの輸送及び市域内における物資の移動は市が行う。 ・災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から市が予め選定した集積地点への輸送が難しい場合、県は市と協議の上、適切な場所を定め卸売り業者に輸送依頼するか、もしくは市が引き取る。
２）集積地	・災害時における交通及び連絡に便利な避難（場）所、公共施設、公園広場等を予めの市における集積地として選定し、管理責任者を定め、同時に調達した物資の集配拠点とする。 ・市は県に対し選定した集積地を報告する。

---

③：「表．調達物資の集積場所」

施設名	所在地	電話番号	施設の概況	配分対象区域
根尾文化センター	根尾板所 625-1	0581-38-2515	社会教育施設	根尾地域
本巣体育センター	文殊 324	0581-34-5029	社会体育施設	本巣地域
糸貫体育センター	三橋 1101-6	058-323-7765	社会体育施設	糸貫地域
真正体育センター	軽海 725-1	058-324-6407	社会体育施設	真正地域
もとまるパーク	随原 201-1	058-324-7899		市内全域

第４節　応急教育対策

②：「表．災害復旧時の対応」

１）学校施設の確保	授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、概ね次の方法によるものとする。 ①校舎の一部が利用できない場合 残余施設を利用し、なお不足するときは２部授業等の方法をとる。 ②校舎の全部又は大部分が使用できない場合 公共施設等を利用するほか、隣接校の余剰教室を利用する。 ③特定地区が全体的に被害を受けた場合 被災をまぬがれた公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは応急仮校舎の対策を講ずる。
２）教育職員の確保	教育委員会は、教育職員の被災状況を把握するとともに県対策本部及び県教育委員会と綿密な連絡をとり、教育職員の確保に努める。
３）学校給食対策	教育委員会は、応急給食の必要があると認めたときは、総務班及び県、関係機関と協議の上、応急給食を実施する。 実施に当たっては、以下の項目に留意する。 ①給食施設の安全点検及び衛生管理 ②給食材料の衛生管理及び調理等における完全熱処理 ③調理従業者の確保及び健康診断 ④学校が避難所として使用され、その給食施設が被災者用炊出し用に利用されている場合は、学校給食と被災者用炊出しとの調整
４）被災教職員、児童生徒の健康管理	災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒に対し感染症予防接種や、健康診断等、保健所と協議し実施する。

---

③：「表．学用品の給与等」

１）給与対象者	住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を滅失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（義務教育学校、盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童生徒を含む。）。市長により罹災者として確認された児童生徒であること。
２）給与の時期	災害発生の日から、教科書（教材を含む）については１ヶ月以内、その他の学用品については 15 日以内とする。
３）給与の実施	《給与品目》 給与品目は、概ね次のとおりとする。ただし、被災状況程度等、実情に応じ例示以外の品目についても適宜調達支給する。 ・教科書 ・文房具 （ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等） ・通学用品（運動具、傘、カバン、靴等）

	①教科書、教材の給与 市長は、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査する。学用品の調査報告は、市長から知事へ行うものとする。学用品の給与は市長が行うが、市において調達が困難なときは、県が調達を行う。また、教科書については、県が市教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書提供所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。なお、教科書、教材が地域、学校によって異なる場合は、市長が学校長及び市教育委員会又は私立学校長の協力を得て、調達から配分までを行うこともある。 ②文房具、通学用品の給与 教育長は、学校長と緊密な連絡を保ち、給付の対象となる児童生徒を調査把握し、給付を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に現物をもって行う。

第６節　保健衛生対策

①：「表．ごみ処理対策」

１）収集処理体制の確立	災害廃棄物の処理には迅速な対応が必要で、要員、機材（クレーン車・バックホウ・ブルドーザ・ダンプトラック）等を確保し、収集処理体制の確立を図る。
２）生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物	生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるように体制の確立を図る。 被災地のごみ処理を優先するため、被災していない地区に対し、生ごみについては庭・畑等で自家処理するよう指導し、不燃物についても当面収集を抑制する。
３）災害廃棄物の仮置き	①被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、市民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。 ②不用になった自動車等は、集積し、回収業者に処理委託する事が望ましい。 ③仮置場は、学校校庭・河川敷等の公共広場を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないように市は仮置場の管理を徹底する。 ④道路・河川等に堆積したごみは原則として管理者が収集し指定した仮設場へ搬入後、最終処分場で処理する。 ⑤仮置場で減容化のため焼却する際は火災に対し十分配慮し、民家が近い場合は臭気や塩化水素等の煙の発生について注意を払うこと。なお、焼却残渣は最終処分場で処理する。
４）災害廃棄物の処分	①最終処分場は災害ごみを安全かつ衛生的に処理する埋立施設である。災害ごみは土砂や多量に水を含み焼却に適さないため埋立処分が適当で、原則として既存の埋立処分地で処理する。 ②既存の埋立処分地に余裕がない場合は代替処分地を確保する。 代替処分地の選定は、候補地を数地区選び搬入路の状況、容量、工事費、閉鎖後の管理の難易度を考慮し、市が県の指導のもと、速やかに選定する。
５）有害物を含む農産物等の処理	有害物を含む農産物等の処理は、専用処理施設で処理する。
６）へい獣処理	①牛、馬、豚、やぎ、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処理する。 ②死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事の指示により処分するものとする。

①：「表．保健活動チーム編成」

チーム	編成
避難所巡回保健チーム	医師１、保健師２、薬剤師１
精神科チーム	医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師
歯科チーム	歯科医師、歯科衛生士
リハビリチーム	医師、理学・作業療法士、保健師、看護師
栄養チーム	管理栄養士１～２
臨床心理チーム	臨床心理士１～２
家庭訪問チーム	保健師１～２
仮設住宅訪問チーム	保健師１～２
避難所巡回検診チーム	医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師
災害派遣医療チーム（DMAT）	厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた者（医師、看護師、業務調整員）
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	精神科医師、看護師、業務調整員
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	県の養成研修を受けた都道府県の職員等

---

①：「表．保健活動チームの活動内容」

１）避難所及び自宅、仮設住宅などの被災者の生活状況を把握し、生活環境の整備	①避難所のトイレなどの感染症対策避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導 ②手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導 ③衣類・寝具による体温調整、及び清潔の状態の把握と調整及び指導 ④歯磨・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導 ⑤食事の摂取状況の把握と調整及び指導 ⑥活動状況の把握と調整及び指導
２）避難所における巡回健康相談等の実施	①避難者個々の健康状態を把握し、対処する。 ②症状の出現者及び風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導 ③被災による症状や障害のある患者の観察と、疾病管理及び生活指導 ④慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理 ⑤寝たきり老人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理 ⑥妊婦の生活指導と管理 ⑦乳幼児の生活指導と管理 ⑧高齢者の生活指導と管理 ⑨難病・身体障がい者の生活指導と管理 ⑩結核既往者の管理と生活指導
３）市・保健所における定例保健事業の実施	
４）仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施	

②：「表．精神保健対策の内容」

１）精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保	① 住居を無くした精神障がい者の被災地外施設入所等の促進 ② 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービスの福祉援護策等
２）精神科入院病床の確保	入院必要患者の急増に対処するため被災地外での精神科入院病床の確保
３）24 時間精神科救急体制の確保	① 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置 ② 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置
４）治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供	閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開
５）被災者の心の傷へのケア	被災に伴う健常者の反応性病状としてのＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障がい）、不眠や不安、焦燥感、無力感などへの相談、診療、サポートが必要となる。 ① 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及 ② 心の健康に関しての相談体制の充実 ・精神科医、保健師等による常設の相談実施 ・民間の諸機関の協力による 24 時間電話による相談を受ける体制整備 ・仮設住宅、家庭等への巡回相談 ③ 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整
６）被災地職員、被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア	不眠不休の活動で、職員やボランティアの心も追い詰められる状況発生 ① 民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等 ② 必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施

第７節　ボランティア対策

①：「表．災害時のボランティア活動」

１）被災者の人命救助や負傷者の手当て	専門技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となって行う。
２）被災建物の危険度調査	被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となって行う。
３）被災者の生活支援	一般的なボランティア活動。内容としては次のようなものがある。 ・避難所援助 食料・飲料水の提供、炊出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子どもの世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（パソコン通信、ミニコミ紙の作成・配布） ・在宅援助 高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（パソコン通信、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯、入浴・理美容サービスなど ・その他 被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修理、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引越の手伝いなど

---

①：「表．ボランティアの受入体制」

１)「総合ボランティア部会」の設置	市は、災害対策本部に「総合ボランティア部会」を設け、県及び社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体との連携を保ちながら、生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行う。
２）ボランティアの参加呼びかけ	「総合ボランティア部会」は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。
３）ボランティア活動拠点の確保	市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。
４）ボランティアの活動状況等の把握	市は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
５）ボランティアの受付け	災害発生時におけるボランティア申出者を受付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。
６）個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備	個人的なボランティア申出者については、ボランティア団体等が中心となってグループ化を図るなど、活動が機能的に行われるよう体制を整備する。
７）ボランティアに対する情報提供	被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。
８）海外からの支援活動の受入れ	海外からの支援活動は国が受入れを決定し、国の受入れ計画に基づいて県が受入れるものとし、市はこれに協力する。

※なお、詳細については、「ボランティア対応マニュアル」による。

②：「表．災害復旧事業計画」

１）公共土木施設災害復旧事業計画	①　河川災害復旧事業計画 ②　砂防設備災害復旧事業計画 ③　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 ④　地すべり防止施設災害復旧事業計画 ⑤　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 ⑥　道路災害復旧事業計画
２）農林施設災害復旧事業計画	
３）上、下水道災害復旧事業計画	
４）社会福祉施設災害復旧事業計画	
５）公立学校施設災害復旧事業計画	
６）公営住宅災害復旧事業計画	
７）公立医療施設災害復旧事業計画	
８）災害廃棄物処理計画	

②：「表．災害弔慰金及び災害障害見舞金」

１）災害弔慰金	市は、市の条例の定めるところにより、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。
２）災害障害見舞金	市は、市の条例の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

---

②：「表．被災者生活再建支援法の運用」

（１）被災者生活再建支援法

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。市は、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

（２）対象災害及び被災世帯

１）対象災害	ア）災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害。 イ）10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害。 ウ）100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。
２）被災世帯	県は１）により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた者に支援金を支給する。 ア）住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯） イ）住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ウ）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） エ）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） オ）住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

（３）支援金の支給

支援金支給までの手続きは、以下のとおりである。

① 支援法適用（都道府県）
↓
② 県から国、支援法人、市に適用報告、公示（県）
↓
③ 罹災証明書の交付（市）
↓
④ 支援金支給申請（被災世帯）
↓
⑤ 市で受付、県がとりまとめ、支援法人に送付
↓
⑥ 被災世帯に支援金の支給（支援法人）
↓
⑦ 支援法人から国に補助金申請
↓
⑧ 国から支援法人に補助金交付

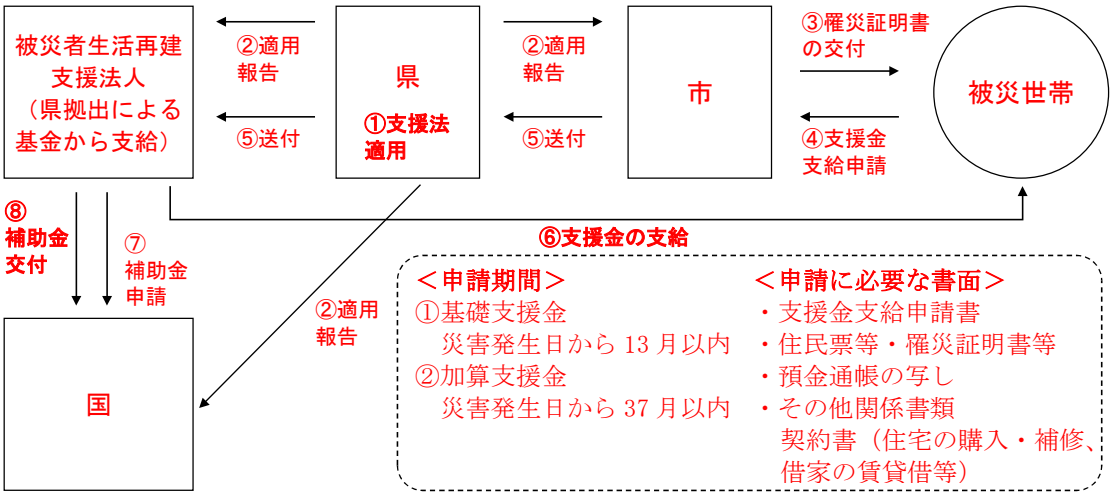

＜申請期間＞
①基礎支援金
災害発生日から 13 月以内
②加算支援金
災害発生日から 37 月以内

＜申請に必要な書面＞
・支援金支給申請書
・住民票等・罹災証明書等
・預金通帳の写し
・その他関係書類
契約書（住宅の購入・補修、借家の賃貸借等）

支援金の支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額となる。

---

②：「表．災害資金・住宅金等の貸付けの種別」

１）低所得世帯に対する災害援護資金又は生活福祉資金の貸付け
２）母子世帯に対する母子福祉資金の貸付け
３）寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付け
４）労働金庫会員又は会員を構成する者への労働金庫からの生活資金の貸付け
５）住宅を失い又は破損した者に対する住宅金融支援機構からの貸付け

---

②：「表．非常即時払い等の種別」

１）郵便貯金、年金、恩給等について、一定の金額の範囲内における非常即時払い
２）保険料、保険・年金貸付金の非常即時払い
３）保険料、年金掛金の特別振込等の非常取扱い
４）預金通帳等を紛失した預貯金の便宜払戻し
５）定期預金、定期積金等の期間前払戻し又は預貯金を担保とする貸付け等
６）損害日本銀行券及び補助貨幣の引換についての必要な措置

---

⑦：「表．応急仮設住宅設置可能場所」

用地の名称	所在地	敷地面積	有効面積	建設可能戸数	道路	給水	排水	電気	ガス
真正グラウンド	本巣市軽海 181-2	7,010	7,000	95	○	○		○	
真桑みどり公園	本巣市上真桑 1636-1	6,604	3,500	47	○	○		○	
浅木公園	本巣市浅木 45-1	5,753	3,000	41	○	○	○	○	
さいがわ公園	本巣市軽海 696	7,397	1,800	24	○	○		○	
しんせい運動広場	本巣市国領 173	27,222	16,850	228	○	○	○	○	
土貴野ばら公園	本巣市七五三 697	4,776	2,750	37	○	○	○	○	
席田きく公園	本巣市仏生寺 550-1	7,343	3,392	46	○	○		○	
一色ほたる公園	本巣市見延 1359-2	3,000	660	9	○	○		○	
敷波公園	本巣市三橋５丁目 96	3,760	3,760	51	○	○		○	○
本巣神海グラウンド	本巣市神海 1299-5	11,550	9,240	124	○	○		○	
本巣総合運動場	本巣市文殊 50-1	21,378	17,100	231	○	○	○	○	
席田北部公園	本巣市郡府 51-1	12,170	7,752	105	○	○	○	○	

---

⑧：「岐阜県地震被災建築物応急危険度判定要綱」

岐阜県地震被災建築物応急危険度判定要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、地震被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　地震被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被災状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

二　建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）判定業務に従事する者として、岐阜県震災建築物応急危険度判定士登録要綱に基づき知事が登録した者をいう。

三　判定コーディネーター　判定の実施のために、判定士の指導・支援を行う行政職員をいう。

四　判定士等　判定士、判定コーディネーターを総称して判定士等という。

五　地元判定士　被災市町村に在住する判定士をいう。

六　応援判定士　地元判定士以外をいう。

七　岐阜県建築物・宅地被災対策連絡協議会（以下「県協議会」という。）県、市及び建築関係団体等相互の支援等に関して事前に調整を行い、実施体制の整備を図るために設立された組織をいう。

八　県外協議会　都道府県相互の支援等に関して事前に調整を行い、実施体制の整備を図るため設立された次の組織をいう。

イ　全国被災建築物応急危険度判定協議会

ロ　中部９県１市被災建築物応急危険度判定協議会

ハ　近畿被災建築物応急危険度判定協議会

（市による震前対策）

第３条　市は地震発生前に次のことを行う。

一　地元判定士等の名簿管理

二　判定実施計画の作成

三　県協議会への参加

四　その他必要な事項

（県による震前対策）

第４条　県は地震発生前に次のことを行う。

一　判定士等の養成、登録

二　判定士等の名簿管理

三　判定支援計画の作成

四　判定資機材の調達、備蓄

五　県協議会の運営

六　県外協議会への参加

七　その他必要な事項

（建築関係団体等による震前対策）

第５条　建築関係団体等は地震発生前に次のことを行う。

一　所属する判定士の名簿管理

二　所属する判定士への連絡体制の整備

三　その他必要な事項

（判定の実施）

第６条　市長は、その地域において地震により多くの建築物が被災し、必要があると判断した時は、判定を実施する。

（市による判定実施本部の設置）

第７条　市長は各市の区域で、判定を実施するに当たり、市災害対策本部の下に判定実施本部を設置する。

（県による判定支援本部の設置）

第８条　知事は判定を支援するに当たり、県災害対策本部の下に支援本部を設置する。

（判定実施時の市の役割）

第９条　判定の実施に当たり、市は次のことを行う。

一　被災状況の把握
二　県との連絡調整
三　判定対象区域及び対象建築物の決定
四　判定資機材の調達等
五　地元判定士の召集、応援判定士の要請及び受入事務
六　判定実施本部の運営及び判定の実施
七　判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供
八　他の災害復旧活動等の調整
九　その他必要な事項

（判定実施時の県の役割）

第 10 条　判定の実施に当たり、県は次のことを行う。

一　被災状況の把握
二　国土交通省及び他の都道府県との連絡調整
三　国土交通省及び他の都道府県に対する支援要請並びに派遣される応援判定士等の受入事務
四　応援判定士等の派遣事務
五　判定資機材の調達等の後方支援活動
六　建築関係団体との連絡調整
七　判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供
八　市町村間の連絡調整
九　他の災害復旧活動等との調整
十　その他必要な事項

（判定実施時の建築関係団体等の役割）

第 11 条　判定の実施に当たり、建築関係団体は次のことを行う。

一　所属する判定士の確保

二　対応する全国組織及び他の都道府県組織との連絡調整

三　相談窓口の開設等、建築関係団体の特性を活かした活動

四　その他必要な事項

（他の都道府県等に対する支援要請）

第 12 条　知事は、被災の規模等により必要があると判断したときは、国土交通省又は、他の都道府県知事に対し判定の実施のための支援を要請することができる。

（他の都道府県等に対する応援）

第 13 条　知事は、国土交通省及び他の都道府県から応援要請を受けた場合、市、建築関係団体と協力し、支障のない限り応援に努めるものとする。

（判定活動等における補償）

第 14 条　民間の判定士が判定活動又は訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは障害の状態となった場合の補償のため、県は、市と協力して全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

二　補償制度の運用に関して必要な経費は、補償の対象となる事業の実施主体が負担する。

（財政上等の措置）

第 15 条　県及び市は、判定の的確な実施を図るため、財政上、組織体制上その他必要な措置を講じるよう努める。

（雑則）

第 16 条　この要綱に定めるほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第２節　被災中小企業、農林業の振興

①：「表．被災中小企業の振興対策」

１）日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付け条件の緩和措置 ２）再建資金の借入による債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん保率の引き上げ及び保険率の引き下げ ３）災害を受ける以前に貸付けを受けたものについての償還期間の延長等の措置 ４）事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助 ５）貸付け事務等の簡易迅速化 ６）被災関係手形につき呈示期間経過後の交換持出、不渡処分の猶予等の特別措置 ７）租税の徴収猶予及び減免 ８）労働保険料等の納付の猶予等の措置 ９）その他各種資金の貸付け等必要な措置

---

②：「表．日本政策金融公庫による融資」

１　農業関係資金	１）農業基盤整備資金 ２）農業経営基盤強化資金 ３）農林漁業セーフティネット資金 ４）農林漁業施設資金
２　林業関係資金	１）林業基盤整備資金 ２）農林漁業施設資金 ３）農林漁業セーフティネット資金

第３節　義援金の募集、受付、配分

①：「表．義援金品に関する広報事項」

１　義援物資	１）受入窓口 ２）受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとする。） ３）受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等
２　義援金	１）受入窓口 ２）振り込み金融機関口座（金融機関、口座番号、口座名等）

---

②：「表．義援物資の受入・配分」

１　受入	１）災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。 ２）義援物資の募集機関は、その受入に当たって、拠出者名簿を作成し、あるいは義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。
２　引継ぎ・集積	募集機関は、受入た義援物資の引継に当たっては、義援物資引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。
３　配分	１）配分の基準

	配分は、県及び被災市町村その他の義援物資募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。 なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。 ２）配分の時期 配分はできる限り受入又は引継を受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整するものとする。ただし、腐敗、変質のおそれがある物資は、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。
４　義援物資の管理	義援物資の配分機関（募集機関）は義援物資受払簿を備え付け、受入から引継又は配分までの状況を記録する。
５　各種様式	義援物資の受入、引継・集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別途定めるものによる。
６　費用	義援物資の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。
７　県本部における分掌	県本部における義援物資の募集・受入・管理・配分は福祉部福祉政策班が担当するものとするが、それらの内容によって教育部総務班等関係各班が協力して募集、配分にあたるものとする。

③：「表．義援金の受入・配分」

１　受入	１）災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。 ２）義援金の受入に当たっては、拠出者名簿を作成し、あるいは義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。
２　引き渡し・集積	募集機関で受入た義援金の送付、引き渡しは、銀行口座への振り込みの方法による。
３　配分	配分は、県、被災市町村、日本赤十字社県支部、県共同募金会、その他の義援金募集機関等により配分委員会を組織、十分協議のうえ行う。
４　義援金の管理	義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。
５　各種様式	義援金の受入、引き渡し・集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別途定めるものによる。
６　費用	義援金の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金・引き渡し、その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。
７　県本部における分掌	県本部における義援金の募集・受入・管理・配分は福祉部福祉政策班が担当する。

第３部　地震対策編

第１章　地震災害予防対策　―　第２項　迅速かつ円滑な災害対策への備え
第３節　地震防災訓練の実施

①：「表．総合防災訓練内容」

１）直下型大規模地震を想定した訓練	1　職員の動員訓練 2　情報の収集・伝達訓練 3　災害発生時の広報訓練 4　災害発生時の避難誘導訓練 5　交通規制その他の社会的秩序維持訓練 6　救援物資の準備及び輸送訓練 7　消防、水防活動訓練 8　救援活動訓練 9　道路警戒訓練	10　航空偵察訓練 11　応急復旧訓練 12　現場指揮本部訓練 13　広域消防応援体制訓練 14　避難所開設運営訓練 15　福祉避難所設置訓練 16　ボランティア受入活用訓練 17　広域防災応援受入体制訓練 18　学校防災訓練 など
２）東海地震を想定した予知型対応訓練	上記１に掲げるものの他 1　注意情報に基づく非常配備員の参集訓練 2　警戒宣言発令に伴う、知事から県民への「呼びかけ」訓練	

第１章　地震災害予防対策　―　第３項　民生安定のための備え
第３節　防疫予防対策

①：「図．災害時における防疫体制」

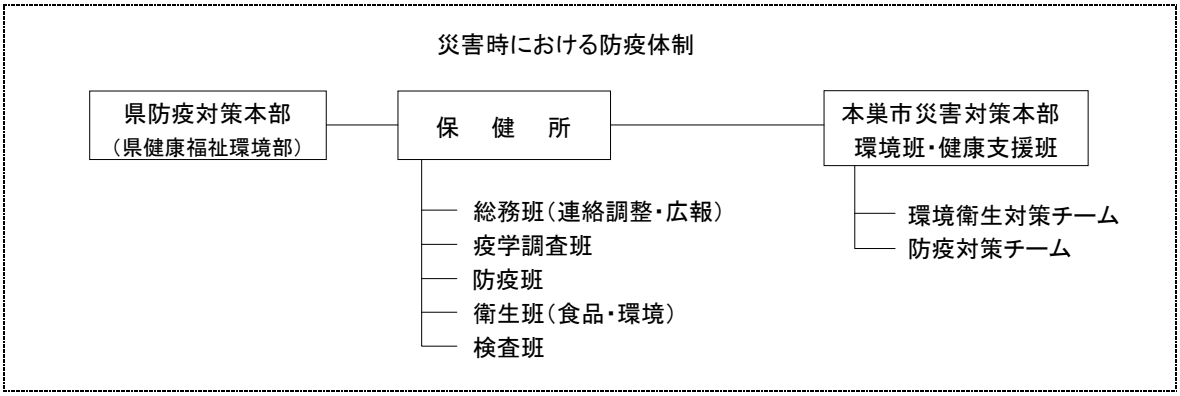

第１章　地震災害予防対策　―　第４項　地震に強いまちづくり
第１節　まちの不燃化・耐震化

⑤：「表．建築物の耐震化等の推進」

１）既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進	①建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ア）建築技術者の養成 県と連携し、耐震診断、耐震改修を行うための講習会の開催や情報の提供に努める。 イ）広報活動等 建築物の耐震化に関する相談への対応策を検討するとともに、講習についての情報提供等、市民の意識啓発を図る。 ウ）建築物の所有者等への指導 不特定多数の者が利用する建築物の所有者等に対し「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める耐震診断・耐震改修の実施の促進を指導する。 エ）木造住宅の所有者等への助成 本巣市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱に基づく木造住宅の耐震診断を行った者への助成。 本巣市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱に基づく耐震補強を行った者への助成。
２）コンクリートブロック造りの塀等の安全対策	地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。 ①市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。 ②市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。 ③市は、ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化を奨励する。 ④ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。
３）応急危険度判定制度の確立	余震等による二次災害を防止するため、地震による被災建築物の危険度判定を行う地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る。

---

⑧：「表．河川等の整備拡充」

１）河川管理施設の安全性の確保	地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。
２）河川空間の整備	河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。 高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討・整備を図る。
３）消防水利の強化	河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸

	から水辺へのアプローチの改善を図る。（坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等） また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。
４）河川管理施設等の整備拡充	万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

第２節　火災防止対策

①：「表．火災予防に関する指導」

１）市民に対する指導	１）火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。 ２）初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器・消火用水の準備とその使用方法を指導する。 ３）火災予防条例の周知・徹底に努める。
２）　防火対象物の管理者に対する指導	１）防火対象物及び消防設備の耐震性の確保を指導する。 ２）消防法に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、地震対策を含めた消防計画の作成を指導する。 消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導する。 ３）火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。 ４）消防用設備の設置、整備点検とその使用方法を指導する。 ５）消防対象物の予防査察を計画的に実施し、消防対象物の状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努め、火災予防対策の万全な指導を行う。 ６）消防対象物の状況を把握し、地震時に火災発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。 ７）消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。

---

②：「表．消防機械器具の増強」

１）消防車両について、「消防力の基準」に適応するよう年次計画を樹立し、消防用車両の不足を補い車両更新を図るとともに消防機械のうち、特に救急・救助資機材の整備に努め、総合消防力の強化を図る。
また、本市は狭あいな道路が多いため、主道の通行が塞がれた場合にも対応できるように、小型の緊急車両の配備も検討する。
２）消防団用の施設・機器については、消防団活性化総合計画を指針とし、特に小型動力ポンプ積載車を主体として、初期出動体制の機動力アップ及び大型車進入困難地域への防災を充実する。
３）震災時に予想される同時多発火災に備え、消防機関は、震災対策として化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設の整備を検討する。

②：「表．消防水利の増強」

1）消防水利の給水能力や断水時の対応を考慮すると、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池等の自然水利をバランスよく配置する。 また、「消防水利の基準」に基づく水利整備を第一目標とし、地震に伴う同時多発火災や大規模火災にも対応できる水利施設の整備増強を図る。	
2）第２次水源の確保	地震その他の原因による断減水の場合、消火栓にかかわる水利として防火水槽、プール、池、河川等の確保を重点とし、指定消防水位の整備を図る。
3）計画的に消防用資機材の整備を推進する。	
4）消防出動路の整備	①路上工作物対策 ア）路上にみだりに在置、又は放置された物件の整理移動については、消防法第３条による屋外の措置命令等をもって措置する。 イ）消防出動路を阻害する工作物等（電柱、柱、出店等）については、交通に支障のないよう関係機関に改善及び取り締まりを依頼する。 その他、狭あい地域の消火活動上、支障となる物件については関係者と協議し、指導する。

①：「表．震災体制の基準」

体制	基準	動員人員	摘要
準備体制	①　市内において震度３の地震が発生したとき ②　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	総務課防災安全係（自宅待機）	
警戒第１体制	①　市内において震度４の地震が発生したとき	総務課防災安全係	
警戒第２体制	①　市内において震度５弱の地震が発生したとき ②　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	全職員	災害警戒本部を設置 市長が必要と認めれば災害対策本部を設置
非常体制	①　市内において震度５強以上の地震が発生したとき ②　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	全職員	災害対策本部を自動設置

①：「表．気象庁震度階級関連解説表」

震度階級	人　間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。
   まれに…極めて少ない。めったにない。
   わずか…数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
   大半…半分以上。ほとんどよりは少ない。
   ほとんど…全部ではないが、全部に近い。
   が（も）ある、が（もいる）…当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
   多くなる…量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
   さらに多くなる…上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

①：「表．災害準備・警戒本部体制（準備・警戒体制）」

１）体制の基準及び手続き	上記の準備・警戒体制基準。 体制の決定及び解除の指揮監督は、総務部長が行う。 なお、災害が発生し、市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。
２）災害体制の内容	災害準備・警戒本部を設置し、災害対策本部を設置する前の準備・警戒体制を確立し、被害状況等の情報を収集し、的確な警戒活動及び情報連絡活動、応急対策を推進する。 災害準備・警戒本部に本部長及び副本部長をおく。本部長には市長をもって充て、副本部長には副市長・教育長・岐阜市消防本部本巣消防署長をもって充てる。 この時点で召集する関係課等の範囲は、事前に定められた災害体制動員計画の準備体制動員のとおりである。 災害準備・警戒本部の構成員となる本部連絡員は、災害情報等に留意し、時間外の登庁に備え自宅等で待機する。準備体制の対象となる課は、準備体制の指示に備えるものとする。 関係各課は、被害の程度により非常体制（災害対策本部体制）に即座に移行できるよう準備する。

---

①：「表．災害対策本部の設置」

（１）設置概要

体制	災害対策本部長：市長 本部長不在時の職務代理者： 第１位　副市長、第２位　教育長、第３位　総務部長	
本部	本巣市役所本庁舎２階災害対策室 ※本部が被災した場合は、本巣すこやかセンター（２階小会議室及びボランティア室）に設置し、職員、市民及び防災関係機関に周知する。 また、使用する既存施設がないときは、野外に仮設するものとする。	
災害対策プロジェクトチーム	災害対策本部の下に災害対策プロジェクトチームを置き、班を超えての対策が必要な事項についてライフライン、避難対策等テーマ別の部会で調整・検討する。 状況に応じて部会・課を追加したり、非設置としたりして柔軟に運用する。	
現地対策本部	設置	市本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めたときに設置。
	体制	現地本部長及び若干の現地本部員を置く。 現地本部長 ・その都度市本部長が任命する。 ・市本部長の特命事項を処理し、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整等に当たる 現地本部員 ・現地本部長の要請によりその都度、関係班の班長が所属の職員から任命する。 ・現地本部長を補佐し、現地における災害対策の推進に当たる。

（２）組織

〈本 部 長〉
・市長
〈副本部長〉
・副市長　　・教育長
[総務部]
・総務部長(部長)
・会計管理者
・議会事務局長
総務班（班長：総務課長）
総務課・議会事務局・会計課
財政班（班長：財政課長）
財政課
地域調整班（班長：地域調整課長）
地域調整課（根尾支所）
[企画部]
・企画部長(部長)
人事班（班長：人事秘書課長）
人事秘書課
広報班（班長：企画広報課長）
企画広報課
通信整備班（班長：企画広報課）
企画広報課
[市民部]
・市民部長(部長)
市民班（班長：市民課長）
市民課・本巣診療所・根尾診療所
税務班（班長：税務課長）
税務課
[健康福祉部]
・健康福祉部長(部長)
福祉支援班（班長：福祉支援課長）
福祉支援課
長寿支援班（班長：長寿支援課長）
長寿支援課
健康支援班（健康支援課長）
健康支援課
[産業経済部]
・産業経済部長(部長)
農政班（班長：農政課長）
農政産業経済課
林政班（班長：林政課長）
林政課

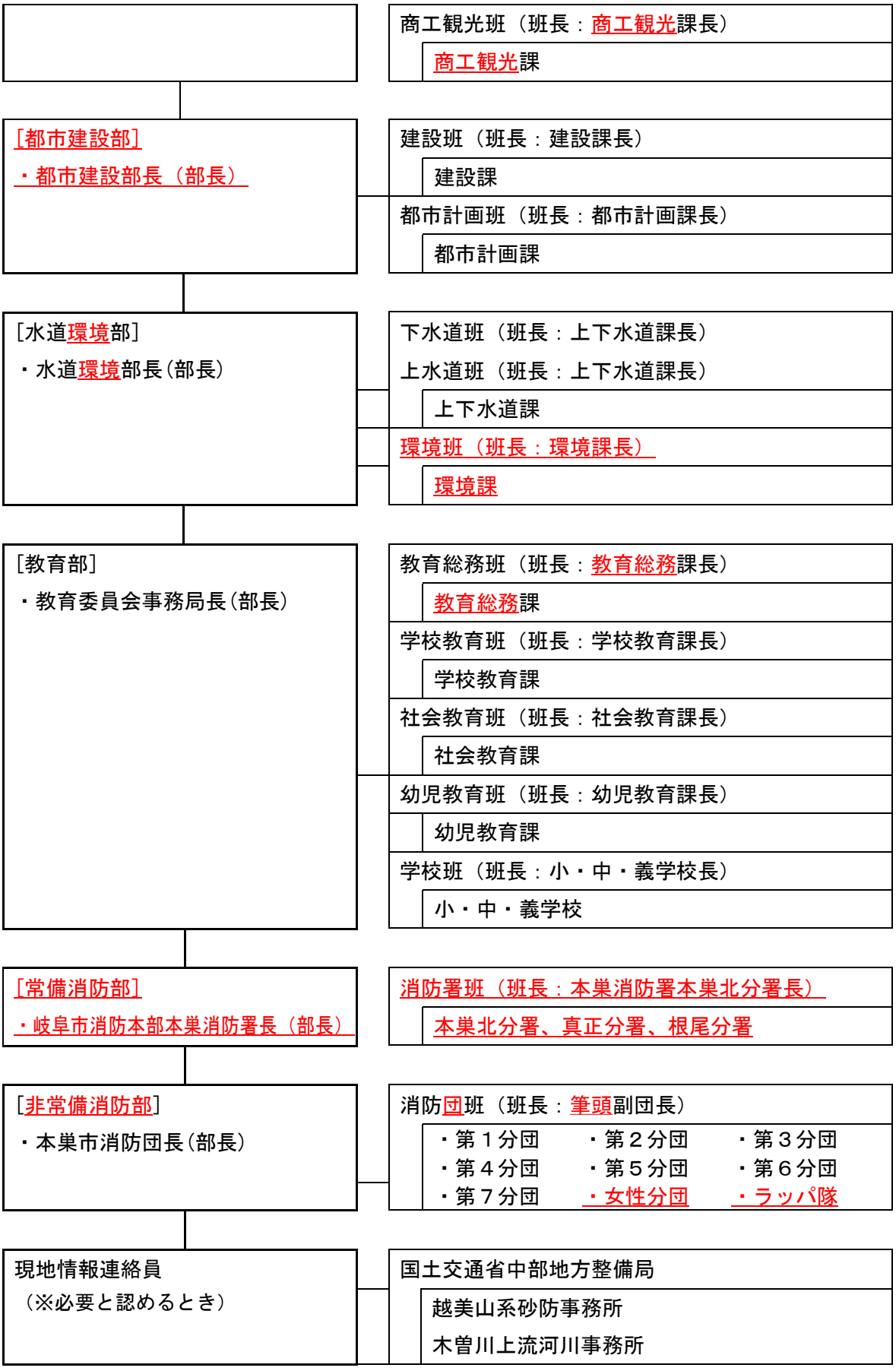
商工観光班（班長：商工観光課長）
商工観光課
［都市建設部］
・都市建設部長（部長）
建設班（班長：建設課長）
建設課
都市計画班（班長：都市計画課長）
都市計画課
［水道環境部］
・水道環境部長（部長）
下水道班（班長：上下水道課長）
上水道班（班長：上下水道課長）
上下水道課
環境班（班長：環境課長）
環境課
［教育部］
・教育委員会事務局長（部長）
教育総務班（班長：教育総務課長）
教育総務課
学校教育班（班長：学校教育課長）
学校教育課
社会教育班（班長：社会教育課長）
社会教育課
幼児教育班（班長：幼児教育課長）
幼児教育課
学校班（班長：小・中・義学校長）
小・中・義学校
［常備消防部］
・岐阜市消防本部本巣消防署長（部長）
消防署班（班長：本巣消防署本巣北分署長）
本巣北分署、真正分署、根尾分署
［非常備消防部］
・本巣市消防団長（部長）
消防団班（班長：筆頭副団長）
・第１分団　・第２分団　・第３分団
・第４分団　・第５分団　・第６分団
・第７分団　・女性分団　・ラッパ隊
現地情報連絡員
（※必要と認めるとき）
国土交通省中部地方整備局
越美山系砂防事務所
木曽川上流河川事務所

災害情報集約センター （市長または代理者の指示により組織化）〔震度５弱以上の場合設置〕

災害対策プロジェクトチーム （市長または代理者の指示により組織化）〔震度５弱以上の場合設置〕

緊急初動班（市庁舎より、徒歩２０分程度〔概ね２㎞圏内〕の事務職員により構成）〔震度５弱以上の場合設置〕

現地対策本部（市長の指示により各支所等に設置）

---

①：「表．災害対策本部の業務の概要」

（１）区分及び業務

区分	業務
本部員会議	本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たる。
本部の各班	市本部に部・班を設け、班は各課等で構成する。 （災害対策本部事務分掌参照。）
災害情報集約センター	災害により、被害の発生が予想される場合に設置し、各班担当箇所及び市内全域から被害情報を収集する。市本部に情報受発信の総合窓口を設ける。
災害対策プロジェクトチーム	災害時の各対策毎に、重要かつ班を超えて調整が必要な事項を検討し対応する。
緊急初動特別班	市役所本庁舎から、徒歩又 20 分程度の事務職員（通勤距離 2km 以内）で構成する。 ①災害情報集約センターの開設 ②災害対策本部の設置準備 ③関係機関との連絡調整
風水害時警戒班	風水害等の災害が迫ってきた時の必要な警戒を行う。 １班は４～８名で構成し、総務部長の指示により動員する。
現地災害対策本部	本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。

（２）業務の概要

１）災害対策本部設置の基準	次の基準により、市長は本部を設置する。 ①市内に震度５弱の地震が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。 ②市内に震度５以上の地震が発生したとき（自動設置）。
２）廃止の基準	①発生が予想された地震災害に係る危険がなくなったと認めるとき。 ②当該災害にかかる応急対策が概ね終了したと認めるとき。
３）本部設置及び廃止	①発生後直ちに副市長は、関係機関から情報を収集し、関係部長会議に報告し、本部設置について協議する。

の手続き	②本部の廃止については、市内の状況を把握し、災害対策本部会議で協議し、市長が本部の廃止を決定する。
4）本部の設置及び廃止の公表	①本部を設置したときは、その旨を公表するとともに、本部の標識を市役所庁舎前に掲示する。 ②本部を設置及び廃止したときは知事に報告するとともに、関係諸機関、隣接市町並びに市民に対し、電話、防災行政無線放送等適当な方法で通知、公表する。
5）本部の任務	本部は、災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な体制を確立するとともに、本計画に定めるところにより、本巣市防災会議と緊密な連携のもとに地震災害予防及び地震災害応急対策を実施する。
6）本部員会議等	①本部員会議は、本部長・副本部長・本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。 ②本部員会議の開催 ア）本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて召集する。 イ）本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を本部長に申し出る。 ③本部会議協議事項 。 ア）対策本部の災害体制に関すること。 イ）災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。 ウ）指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他市町村に対する応援の要求に関すること。 エ）その他災害対策に関する重要事項 ④協議事項の実施 本部員会議の決定事項については、関係班長は他の班長と緊密な連絡のもとに、その実施を図るものとする。 ⑤本部員会議の庶務は、総務課長が担当する。
7）本部の所掌事務	本部に設置する班の所掌事務は、本巣市災害対策本部規程のとおりとする。なお、本部が設置されていないときであっても、防災対策のための所掌事務を実施する。

---

②：「表．職員の動員の伝達系統及び方法」

1）平常執務時の伝達及び系統	総務部長は、本部が設置された場合（本部に準ずる体制の場合も同じ）、本部長（市長）の指示に従い、本部員に対し定められた配備体制を指令するものとする。 本部員は、直ちに所属職員（団員）に連絡し、これを指揮して所掌事務又は業務を実施する体制を確立する。
2）休日又は退庁後の伝達	《退庁後における職員の連絡方法》 本部員は、所属職員の住所及び電話、その他連絡の方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。 《当直者による非常伝達》 当直者は、次に掲げる情報を収受又は察知したときは、直ちに総務課

	長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じ関係課長に連絡するとともに、関係職員に対しても電話、携帯電話、又は防災行政無線放送等により速かに連絡するものとする。 ①気象警報が発令されたとき。 ②災害が発生し、又は災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。
3）連絡の方法	市本部の設置、災害体制の決定及び動員の通知は、口頭伝達、電話、防災行政無線放送ほか、消防法において定められている出動信号等最も迅速な方法で行うものとし、必要とするときは連絡方法を併用して伝達の徹底を期するものとする。

---

②：「表. 職員の動員配備」

職員の動員	**1）平常勤務日の動員配備**	動員された職員は直ちにその所属班の指揮下に入り、その指示にしたがって所掌事務を遂行しなければならない。
	2）勤務時間外の動員配備	勤務時間外又は休日に動員された職員は、災害発生現地連絡要員を除いて直ちに最寄の庁舎又は指示された場所に集合し、所属班長の指揮を受けなければならない。 なお、職員は勤務時間外又は休日に災害が発生し、又は発生するおそれのある情報を察知したときは、その状況により本部員等と連絡、もしくは自らの判断により登庁する。
	3）動員配備確立後の報告	本部長（市長）の配備体制の指示に基づき、各対策班が体制の確立を完了したときは、直ちに本部長に報告する。
	4）各対策部間の応援	災害の状況により、災害対策実施に緩急が生じ、又は局限されたときは、本部長（市長）は必要に応じ各対策班に所属する職員を他の対策班の応援に動員させるものとする。
	5）緊急初動特別班	①本部長（市長）は、非常体制をとる場合は、緊急初動特別班を設置する。 ②緊急初動特別班は、庁舎から徒歩又は自転車で 20 分以内の地に住所を有する職員の中から、予め指名しておく。 ③緊急初動特別班に指名された職員は、参集後直ちに予め与えられた任務に就くものとする。 ●緊急初動特別班の任務 ・災害情報集約センターの開設 ・災害対策本部の設置準備 ・関係機関との連絡調整
	6）被災地からの要員の確保	職員の被災により最低限の要員確保が困難なとき、被災地外の職員を動員し、必要人数を確保するものとする。
消防団の動員	**1）緊急動員**	消防団の動員は、本部長（市長）が消防団長を通じてこれを行うが、緊急の場合でそのいとまがないときは、副団長が分団長を通じておのおのの所属する団員を動員することができる。 ただし、この場合動員した時刻、動員の範囲等をできる限り速やかに団長を通じて本部長（市長）に報告しなければならない。

その他	1）動員等に関する記録	各対策班長、消防団本部及び各分団長等の責任者は、災害対策のための動員を行った場合及び応援を受けた場合は、その始期及び終期、人員作業内容等必要な事項を明確に記録しておくものとする。
	2）災害対策要員の標示等	動員された職員、又は応援のため派遣された県や市町村の職員は、腕章を付することとする。また、消防団員等服装が定められているものは、作業の如何をとわずこれを着用しなければならない。

第３節　地震災害情報の収集・伝達

①：「表．地震に関する情報の種類と内容」

種類	内容
震度速報	地域ごとに観測した震度の内最大のもの（震度３以上）
震源・震度に関する情報	震度３以上あるいは震度２以下でも津波予報を発表した地震について、震源要素と震度３以上が観測された地域の震度を発表する他、大きな揺れが観測された市町村及び震度５弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。 また、津波予報の有無を併せて発表する。
各地の震度に関する情報	震度１以上が観測された地震について、震源要素と震度１以上が観測された地点を発表する他、震度５弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。 また、津波予報の有無も合わせて発表する。
その他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。

①：「図．地震・震度情報の伝達系統図」

地震情報の伝達系統図

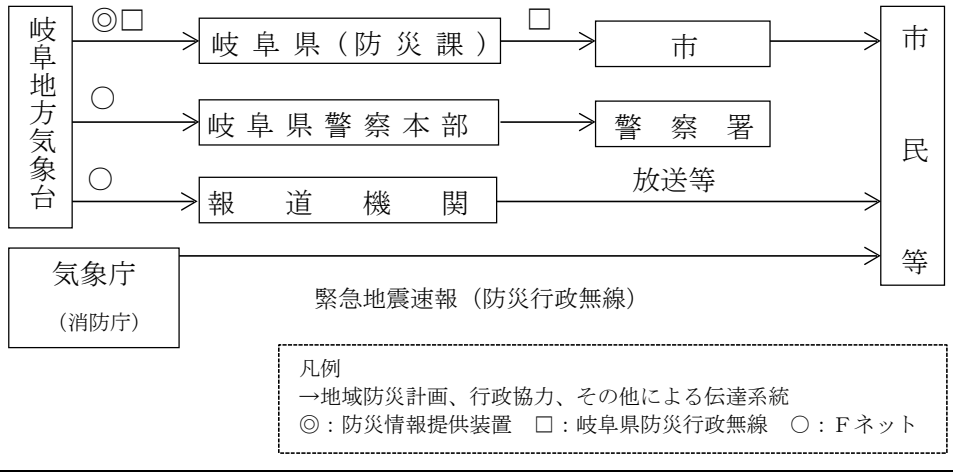

震度情報の伝達系統図

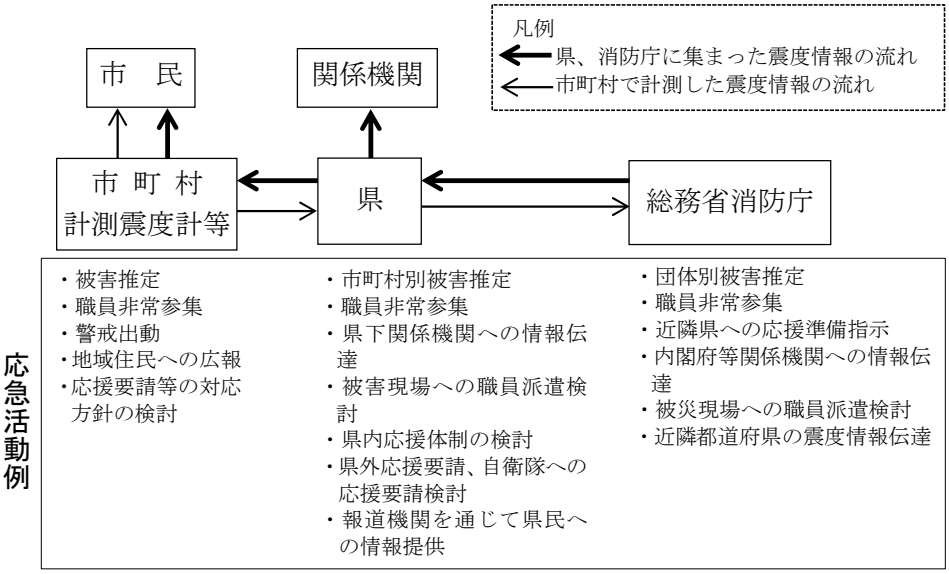

応急活動例

・被害推定 ・職員非常参集 ・警戒出動 ・地域住民への広報 ・応援要請等の対応方針の検討	・市町村別被害推定 ・職員非常参集 ・県下関係機関への情報伝達 ・被害現場への職員派遣検討 ・県内応援体制の検討 ・県外応援要請、自衛隊への応援要請検討 ・報道機関を通じて県民への情報提供	・団体別被害推定 ・職員非常参集 ・近隣県への応援準備指示 ・内閣府等関係機関への情報伝達 ・被災現場への職員派遣検討 ・近隣都道府県の震度情報伝達

②：「表．被害情報の収集・把握」

１）被害規模早期把握のための活動	市は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。 ① 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。 ② 市域に震度５弱以上の地震が発生したとき、又は市域に甚大な被害が予想されるとき、県もしくは警察署に協力を要請し、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集に努める。 ③ 被害が広範にわたる場合は、自衛隊に対し航空偵察を県を通じて要請する。 ④ 参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。 ⑤ 自主防災組織や自治会等から情報を収集する。 ⑥ 被害が甚大な場合にあっては、調査班を編成し、現地に派遣する。

<table>
<tr><td></td><td>⑦　甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。</td></tr>
<tr><td>２）一般被害情報等の収集・連絡</td><td>市は、被害の情報を迅速・的確に収集するとともに、市民、県、国及び関係機関に速やかに伝達する。総務課長は、被害状況をとりまとめるとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から本部長（市長）に報告し、直ちに県及び国に連絡する。
①　被災状況等の報告
県（防災課）に災害発生及びその経過に応じて岐阜県総合防災情報システム等により逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報する。なお、県に報告ができない場合、消防庁に直接報告する。（災対法第５３条）
●報告の要領
報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行う。
<table><tr><td>第１段階　発生速報（被害の概況）</td><td>・発生の都度。
・概ね 60 分～120 分以内に把握した状況について報告する。</td></tr><tr><td>第２段階　被害速報</td><td>・ 被害状況調査の進展にともない、順次報告する。</td></tr><tr><td>第３段階　確定報告</td><td>・当該災害に係る応急対策措置完了後７日以内。</td></tr></table>②　情報共有
「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」（第２章）に基づき、国や県等関係機関と情報を共有する。</td></tr>
<tr><td>３）応急対策活動情報の連絡</td><td>市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を岐阜県総合防災情報システム等により連絡し、応援の必要性等も連絡する。</td></tr>
<tr><td>４）情報集約センターの設置</td><td>市は、情報受発信の総合窓口として、災害情報集約センターを設置する。センターは、各課から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。</td></tr>
<tr><td>５）異常現象又は突発的災害の発生に対する措置</td><td>災害の発生するおそれのある異常な現象、又は災害の発生した場合における情報の伝達は、次のとおり行うものとする。
①　発見者の通報
災害の発生するおそれのある異常な現象（異常水位、地すべり、地割れ、河道閉塞、なだれ、火災等）又は災害の発生を発見した者は、直ちに次に掲げる最も近い者に通報する。
ア）市役所あるいは近くにいる市職員
イ）警察官
ウ）消防団長その他消防団員
エ）消防署
②　市長への通報
市民から異常現象等通報を受けた者は、直ちに市長に通報する。
③　情報受領及び伝達責任者
異常現象等情報の受領及び伝達の責任者は総務課長とする。</td></tr>
<tr><td>６）市民に対する周知徹底</td><td>異常現象の通報を受けたとき、市長（本部長）は直ちに予想される災害地の住民及び関係団体等に予警報伝達計画により通報事項を周知徹底させる。</td></tr>
</table>

②：「図．被害情報等の報告ルート」

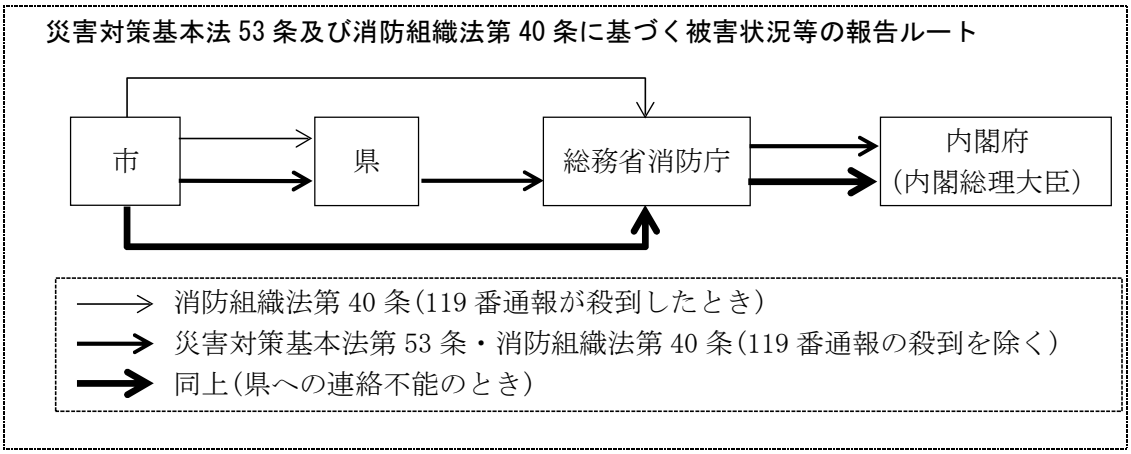

---

②：「表．総務省消防庁連絡先」

	平日（9:00～17:45） ※震災等応急室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
消防防災無線	7527 7537（FAX）	7782 7789（FAX）
地域衛生通信ネットワーク	ＴＮ-048-500-7527 ＴＮ-048-500-7537（FAX）	ＴＮ-048-500-7782 ＴＮ-048-500-7789（FAX）

（注）ＴＮは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

②：「表．被害調査の担当班」

被害等の区分	担当班
住家等一般被害	総務班・地域調整班・税務班・市民班・都市計画班
社会福祉施設被害	福祉支援班、長寿支援班
医療衛生施設被害	環境班・健康支援班
水道施設被害	上水道班
下水道施設被害	下水道班
商工業関係被害	商工観光班
観光施設被害	商工観光班
農業関係（施設含む）被害	農政班
土木施設被害	建設班
都市施設被害	都市計画班
教育関係被害	教育総務班・学校教育班・社会教育班・幼児教育班・学校班
市有財産被害	財政班・地域調整班
土砂災害や前兆現象の情報	建設班・
火災等の情報	総務班・広報班
水防の情報	消防署班・消防団班・建設班・地域調整班

②：「表．避難情報発令の基準」

地域を限定した避難情報発令	ア　火災が拡大するおそれがあるとき イ　爆発のおそれがあるとき ウ　ガスの流出拡散により周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予測されるとき エ　地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき又はその建物の倒壊により周囲に危険が及ぶおそれがあるとき オ　河道閉塞に伴う湛水による被害、または決壊した場合の土石流による被害が発生して周囲に危険が及ぶおそれがあるとき カ　その他市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき
広域的な避難情報発令	ア　県本部長から避難についての指示の要請があったとき イ　延焼火災が拡大し又は拡大するおそれがあるとき ウ　ガスの流出拡散により広域的に人命の危険が予測されるとき エ　河道閉塞に伴う湛水による被害、または決壊した場合の土石流による被害が広域的に発生するおそれがあるとき オ　その他市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

---

②：「表．避難情報発令権者及び時期」

（１）避難情報発令権者及び時期

避難情報	発令権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	発令の対象	発令の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	市長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第 60 条 第 1 項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示 立退き先の指示	県知事に報告
知事 (委任状を受けた吏員)		災対法 第 60 条 第 6 項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなかった場合	同上	同上	事務代行の公示

避難情報	発令権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	発令の対象	発令の内容	取るべき措置
警察官		災対法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	立退きの指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示（特に急を要する場合）	災対法第61条による場合は市長に通知（市長は知事に報告）
自衛官		自衛隊法第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事（その命を受けた県職員）		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認められる区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告

（２）関係機関への通知

市町村長の措置		市長→県知事（防災課）
警察官又は自衛官の措置	**a. 災害対策基本法に基づく措置**	警察官→警察署長→市長→県知事（防災課）
	b. 職権に基づく措置	警察官→警察署長→警察本部長→県知事（防災課）→市長
	c. 自衛官の措置	自衛官→市長→県知事（防災課）

---

②：「表．避難情報の区分」

１）避難指示	地震による山・がけ崩れ、河道閉塞、地すべり、出火・延焼等が予想される地域からの避難など、危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難のための立退きを指示し、避難させる。	
２）緊急安全確保	地震による山・がけ崩れ、河道閉塞、土石流等の土砂災害の兆候が直前に把握されたり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。	
３）相互の連絡協力	関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは避難のための立退きの指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。	
４）避難情報発令の基準	種別	基準
	高齢者等避難	ア）気象予警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき

		イ）災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき
	避難指示	ア）避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき イ）災害を知覚し、災害の拡大が予想され、自前に避難を要すると判断されるとき
	緊急安全確保	ア）緊急に避難を要すると認められるとき イ）災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

---

②：「表．市民への周知徹底の方法、内容」

１）避難情報等の伝達	最も迅速的確に市民に周知できる方法により実施する。 ア）信号（警鐘、サイレン）により伝達する。 イ）ラジオ、テレビ放送により伝達する。 ウ）同報無線により伝達する。 エ）広報車により伝達する。 オ）戸別訪問、マイク等により伝達する。 カ）電話により伝達する。
２）市長等による避難情報の発令	次の内容を明示して実施する。 ア）避難が必要である状況　イ）危険区域　ウ）避難対象者 エ）避難単位　オ）避難経路　カ）避難所 キ）移動方法　ク）避難時の留意事項
３）その他	避難にあたり次の事項を市民に周知徹底する。 ・戸締り、火気の始末を完全にすること。 ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等） ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

②：「表．関係機関相互の通知及び連絡」

①　避難情報の発令を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。

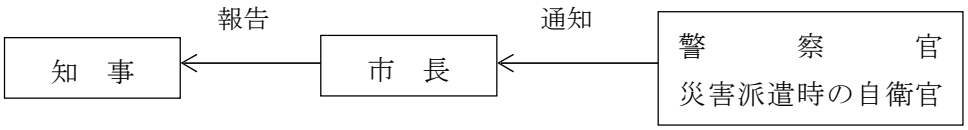

ア）市長が避難情報を発令したとき又は他の実施責任者が避難情報を発令した旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。また、避難情報を解除した場合も同様とする。この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。

ａ．避難情報を発令した場合
- ○ 災害等の規模及び状況
- ○ 発令した地域
- ○ 避難所開設予定箇所数
- ○発令した日時
- ○ 対象世帯数及び人員

ｂ．避難情報を解除した場合
- ○ 避難情報を解除した日時

イ）警察官が避難情報を発令したときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

ウ）水防管理者が避難情報を発令したときは、その旨を北方警察署長に通知するものとする。

エ）知事又はその命を受けた職員が避難情報を発令したときは、直ちにその旨を北方警察署長に通知するものとする。

②　避難情報を発令したときは、①のほか、「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」（第２章～第４章）に基づき、他の関係機関と相互に連絡をし、協力するものとする。

③　警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を市長に通知するものとする。

---

③：「表．警戒区域の設定権者」

実施責任者	内容（要件）	根拠法
市長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第 63 条
警察官	災害全般 同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらのものから要求があったとき	災害対策基本法第 63 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、市長等、警察官がその場にいないとき	災害対策基本法第 63 条
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	消防法第 28 条、第 36 条

③：「表．警戒区域の設定」

警戒区域の設定方法	1）時機を失することのないよう迅速に実施する。 2）円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。 3）警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。 4）警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。 5）車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。 ①設定の理由 警戒区域とした理由を簡素に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。 ②設定の範囲 「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。
警戒区域の設定が必要とされる場合	• 土砂災害危険地域 ※　山地災害危険箇所 ※　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 ※　河道閉塞により湛水または決壊による土石流の危険がある土地の区域（土砂災害緊急情報の対象区域 ※　その他担当部長が必要と認める箇所 • 倒壊危険のある大規模建物周辺地域 • 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域 • 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域 • その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

---

④：「表．自主防災組織による避難活動」

自主防災組織による避難活動	1）避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底 2）避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知 3）高齢者、傷病者、障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送 4）防火、防犯措置の徹底 5）組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ 6）地域内居住者の避難者の把握

---

④：「表．学校、社会福祉施設等における避難対策」

1）集団避難	学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入園者等を集団避難させる必要があるときは、次の気象情報等の発表の状況等により実施するものとする。 ①　暴風警報　　②　その他の気象情報 ③　国民保護情報　　④　地震発生時

２）保育園・幼稚園・幼児園の対策	①　原則として、保護者に園児の引渡しを行う。 ②　園施設ならびに家屋の安全が確認できない場合は、必要に応じ、指定避難所を利用し、乳児・幼児の保護ならびに引渡しを行う。
３）小学校の対策	①　職員は、通学路の危険箇所を確認し、教職員の引率や立哨のもと下校させる。 ②　下校が危険と判断される場合は、保護者への引渡しを行う。 ③　家屋等の安全が確認できない場合は、必要に応じ、指定避難所を利用し、児童の安全確保を行う。
４）中学校の対策	①　職員は、通学路の危険箇所を確認し、教職員の引率や立哨のもと下校させる。 ②　下校が危険と判断される場合は、保護者への引渡しを行う。 ③　家屋等の安全が確認できない場合は、指定避難所を利用し、生徒の安全確保を行う。 ④　交通機関の利用者は、利用交通機関の指示に従う。
５）社会福祉施設の対策	①　施設の安全を確認し、保護を行う。 ②　施設ならびに家屋の安全が確認できない場合は、必要に応じ、指定避難所を利用し、安全を確保する。 ③　医療が必要な者は、医療機関へ搬送する。

---

④：「表．避難誘導の実施」

１）避難誘導体制の確立	①　避難立退きに当たっての移送及び輸送は、原則として避難者が各個に行うものとするが、避難者が自力による立退きが不可能な場合は、市が車両等によって行う。 避難場所が比較的遠距離にあり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所を定め、誘導責任者により警察等の協力を得ながら、できるだけ早めに自動車・船舶等を活用し、集団避難をできるようにする。 ②　緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、市民等が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。
２）避難経路	避難経路については、周辺の状況を検討し、河道閉塞箇所の周辺や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。 なお、避難誘導に先立ち、避難所への避難経路の周知・徹底を図る。
３）避難の順位	避難立退きの誘導は、原則として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。
４）携行品の制限及び避難者の行動	①　携行品は、必要最小限の食料、医療、日用品、医薬品、貴重品等、必要最小限とする。 ②　避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。
５）危険防止措置	①　避難所の開設に当たっては、市長は、避難所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないか確認する。 ②　避難経路の危険箇所には、標識、なわ張り等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

	③　避難所の携帯品は最小限にして行動の自由を確保し、夜間にあっては特に誘導者を配置し、避難者はその誘導に従うようにする。
６）避難者の移送	被災地域が広範囲にわたり、予め定めた避難所が使用できない場合、あるいは避難所に受入れしきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。
７）その他避難誘導に当たっての留意事項	①　要配慮者の事前の避難誘導・移送 要配慮者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況に応じて車両や船艇等の手配、介護機能等を備えた福祉施設等へ移送などを実施する。 ②　避難が遅れた者の救出・受入れ 避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設へ受入れる。

⑤：「表．避難所の開設」

１）事前措置	①　避難所に配置する職員については、予め市区域の各方面別に担当を定めておき、避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。 ②　避難所配置職員の員数は、避難所１箇所当たり最低２人とし、受入れ状況により増員するものとする。 ③　避難所に配置する職員について、教育班の職員のみで不足する場合には、各班に応援職員を要請するものとする。
２）避難所の開設	①　市長は、避難所を開設する必要があると認めるときは教育委員会事務局長に開設命令を発する。教育委員会事務局長は、本部長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設するものとし、直ちに職員を配置して所要の措置をとるものとする。なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、避難対策に協力する。 ②　市長は、避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告するものとする。 また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。 この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。 ア）開設した場合 ○ 避難所を開設した日時　○ 場所及び箇所数 ○ 避難世帯数及び人員　○ 開設期間の見込み イ）閉鎖した場合 ○避難所を閉鎖した日時 ③　避難所開設の連絡 避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、受入れすべき市民を誘導保護するものとする。
３）避難所に受入れする者	避難所に受入れする対象者は次のとおりである。 ①　住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ②　現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者 ③　避難情報が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

４）避難所開設期間	避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として７日以内とする。
５）避難所における職員の任務	①　一般的事項 ア）避難所開設の掲示　　イ）避難者の受付け及び整理 ウ）日誌の記入　　エ）食料、物資等の受払及び記録 オ）避難者名簿の作成 ②　本部への報告事項 ア）避難所の開設（閉鎖）報告　　イ）避難所状況報告 ウ）その他必要事項 ③　避難所の運営管理 ア）費用 避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。 イ）避難所の責任者及び連絡員の指定 ａ．避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の運営管理と避難者の保護に当たらせるものとする。 ｂ．避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。 ｃ．避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。

---

⑤：「表．避難所の運営」

１）避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所運営	①　グループ分け ②　プライバシーの確保 ③　情報提供体制の整備 ④　避難所運営ルールの徹底 ・避難所を円滑に運営するための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。 ⑤　避難所のパトロール等 ⑥　要配慮者等の社会福祉施設等への移送等 ⑦　福祉避難所の開設等 ・福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等
２）避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所運営	①　自主運営体制の整備 ②　暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策 ③　避難所の早期閉鎖を考慮した運営
３）保健・衛生対策	避難所の衛生管理については、以下の点に留意し、感染症の発生等を防ぐ。 ①　救護所の設置　　②　巡回健康相談、栄養相談の実施 ③　仮設トイレの確保及び消毒等防疫　　④　入浴、洗濯対策 ⑤　食品衛生対策　⑥　害虫等の駆除

４）女性や子育て家庭のニーズへの配慮	女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ①　女性専用の物干し場　　②　更衣室 ③　授乳室の設置　　④　生理用品・女性用下着の女性による配布 ⑤　巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保
５）受入れ施設の確保	大規模災害時など、避難者が大量長期化した場合、公営住宅、公的宿泊施設のあっせんや体育館、公民館等の施設の提供を実施する。
６）避難の長期化対策	避難が長期化した場合、以下のような避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。 ①　プライバシーの確保状況　　②　簡易ベッド等の活用状況 ③　入浴施設設置の有無及び利用頻度　　④　洗濯等の頻度 ⑤　医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 ⑥　暑さ・寒さ対策の必要性　　⑦　食料の確保、配食等の状況 ⑧　し尿及びごみの処理状況

第２節　消防対策

①：「表．出火等の防止のための広報事項」

出火等の防止のための広報事項	１）火気の使用を中止する。 ２）ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給遮断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏出、流出等を防止する。 ３）危険物施設の保安点検をするとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。 ４）ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、市等へ通報する。 ５）電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

第９節　公共施設の応急対策

③：「表．河川砂防及び治山施設等の応急対策」

１）河川施設等応急対策	河川の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。 また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
２）砂防施設等	市は県と連携し、砂防施設等の損傷、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事の実施を図る。
３）治山施設等の応急復旧活動	市は県と連携し、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等に努める。

第４章　東海地震に関する事前対策及び南海トラフ地震防災対策推進計画
一　第１項　東海地震に関する事前対策
第２節　南海トラフ地震臨時情報発表時対策

①：「表．東海地震の予知に係る対策」

１）調査情報発表	①　市は、情報の収集や連絡体制を強化する。また、調査情報が発表され、さらに注意情報が発表された時、速やかに「地震災害警戒本部」が設置できるよう準備する。
２）注意情報発表	①　市は、関係部署と連携し、学校等の児童・生徒の帰宅の呼びかけ、旅行自粛の呼びかけや、救急・消防・医療関係者らの派遣準備や物資の点検等を行う。 ②　市は、速やかに災害警戒本部が設置できる体制をとる。 ③　防災上重要な施設の管理者は、注意情報が発表された場合は、実情に応じた準備活動を実施する。
３）警戒情報発表	①　警戒情報が発せられたときは、速やかに勤務場所へ出動し、災害警戒本部を設置する。 ②　注意情報が発表され、さらに警戒情報が発せられた場合、人命の確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施する。
４）本計画の実施に当たり、次の事項に十分配慮する。	①　警戒情報が発せられた日又は翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則とするが、学校対策等必要な対策については、個別に対応をとるものとする。 ②　警戒情報が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、対策の優先度を配慮する。 ③　本市及び関係防災機関並びに近隣市町村等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

①：「図．職員の配備」（参考）

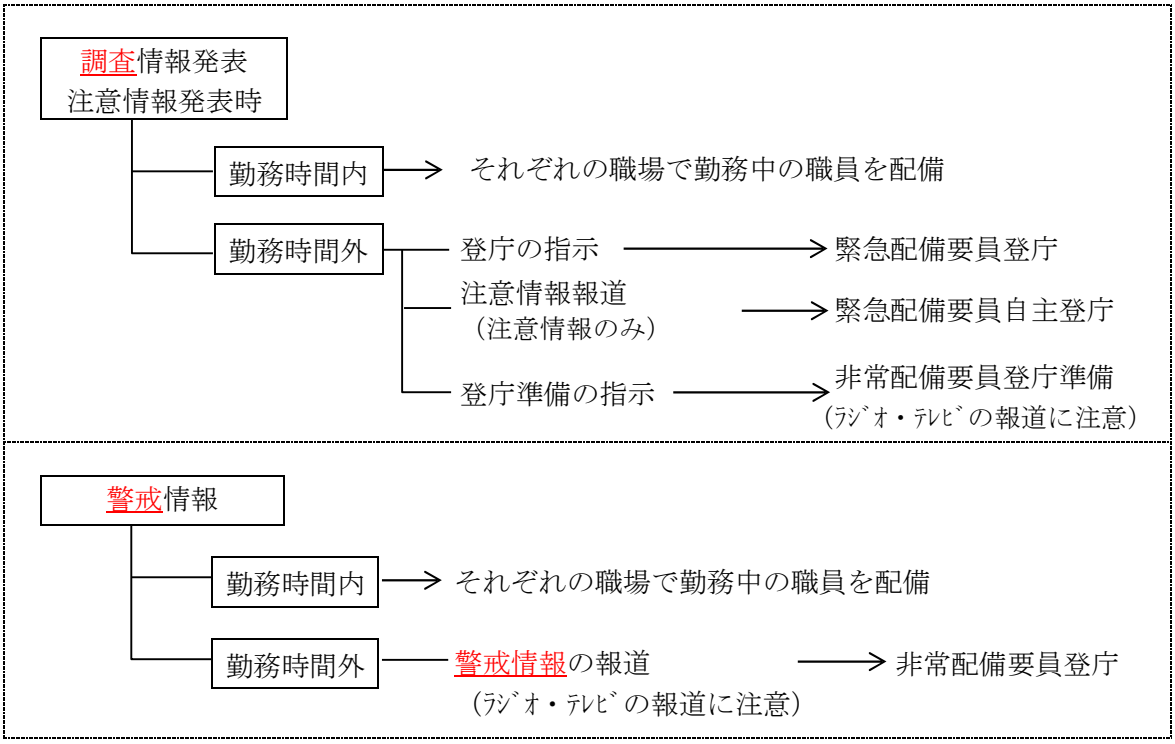

---

②：「図．注意情報及び警戒情報の伝達」

１）勤務時間内の伝達	庁内放送 防　災　課 → 総　務　課 予め、作成された計画に基づき指示を行い、警戒体制をとる。
２）勤務時間外の伝達	防災課 → 宿日直 総務課長に確認の上電話連絡 総務課防災担当 → 市役所全職員の全班 登庁の電話 災害対策本部 → 所掌班長 自宅待機又は登庁の電話

---

④：「図．地震予知情報等の伝達」

１）勤務時間内の伝達	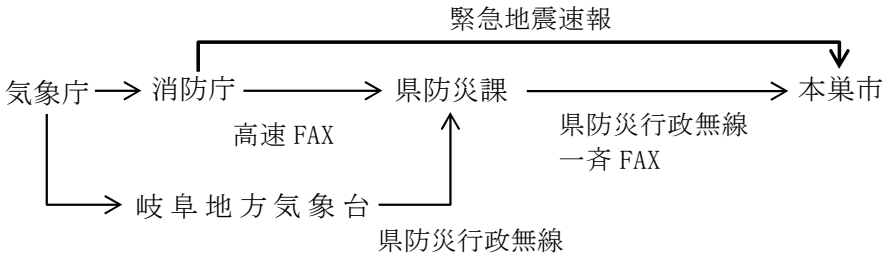
２）勤務時間外の伝達	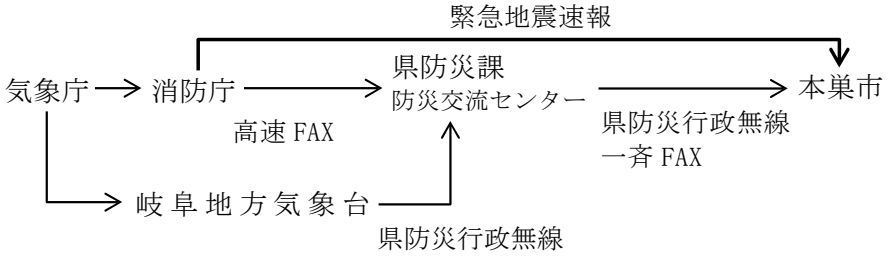

⑤：「表．広報の内容」

広報の内容	①　調査情報の内容、特に市町村内の地震の予測 ②　交通規制に関する情報 ③　ライフラインに関する情報 ④　生活関連情報 ⑤　小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ ⑥　応急計画を作成しない事業所及び市民が執るべき措置 ⑦　金融機関が講じた措置に関する情報 ⑧　その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項
《広報の内容例》	○　注意情報発表時 「本巣市からお知らせします。東海地域の地震観測データに異常があらわれたため、注意情報が発表されました。 テレビ・ラジオをつけ、地震についての詳しい情報を入手してください。」 ○　警戒情報発表時 「本巣市災害警戒対策本部からお知らせします。○時○分、東海地震の警戒情報が発表されました。テレビ・ラジオをつけ、地震についての詳しい情報を入手してください。 あなたの落ち着いた行動が、混乱を防ぎ、被害を少なくするのに役立ちます。あわてず、さわがず、落ち着いて行動してください。また、火の取り扱いには充分注意してください。」

⑥：「表．事前避難対策」

１）事前措置の実施	①　避難情報の発令 災害対策基本法第 60 条の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し、避難情報の発令を行う。この場合において、その措置を市が行う時間的余裕がないときは、北方警察署へ避難の実施について要請する。

	②　避難情報の内容は次のとおりである。 ア）避難対象地区　　エ）避難情報発令の理由 イ）避難先　　オ）その他必要な事項 ウ）避難経路 ③　避難措置の周知等 ア）避難対象地区住民等への周知徹底 避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、広報、広報車等により周知徹底を図る。 イ）県への報告等 避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、北方警察署と相互に連絡をとる。
２）受入れ施設における措置	受入れ施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。 ①　注意情報等の伝達 ②　警戒情報発表時対策実施状況の周知 ③　飲料水、食料、寝具等の供与 ④　受入れ施設の秩序維持 ⑤　その他避難施設に必要な措置 また、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示する。
３）事前避難体制の確立等	警戒情報発表時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。 ①　避難に当たっては、警戒情報の発表から地震の発生までは、比較的短時間であることを前提に避難体制の確立を図る。 ②　高齢者、子供、病人等の要配慮者の避難は、避難対象地区を単位に予め把握し、自治会、自主防災組織等の協力のもとに実施する。

---

⑦：「表．消防・水防対策」

１）消防対策	①　正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達 ②　火災の防除のための警戒並びに必要な機関への情報伝達 ③　火災発生の防止、初期消火についての市民等への広報 ④　自主防災組織等の活動に対する指導 ⑤　施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導 ⑥　迅速な救急救助のための体制確保 ⑦　その他必要な措置
２）水害予防	水防管理者は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて、次の事業を重点に必要な措置をとる。 ①　正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達 ②　気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒並びに必要な機関への情報伝達 ③　地震の来襲と出水の同時生起が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制の確立 ④　水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充並びに他の河川管理者や水防管理者との連携

⑧：「表．警備対策」

１）情報の収集と伝達	地震の注意情報等の収集伝達については、地震対策編第２章第１項第３節「地震災害情報の収集伝達」の定めるところにより、正確な情報収集伝達に当たるものとする。
２）不法事案等の予防及び取締り	物資の欠乏に伴う窃盗、不安に伴う粗暴犯罪、パニック、又は混雑の発生が予想されるので、この予防及び取締りに当たる。
３）避難場所、避難所、警戒区域、重要施設等の警戒	市長が定める避難場所、避難所、警戒区域及び重要施設等の警戒は市の職員を派遣し、警察の協力を得て実施するものとする。
４）地域防犯団体等の行う防犯活動に対する指導	地域防犯団体等の行う防犯活動については、火災及び盗難の予防等関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する活動とする。

⑨：「表．交通対策」

１）道路危険箇所に係る管理上必要な措置	市は道路の点検を行い、危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡する。
２）車両の交通規制	交通の混乱を防止するとともに、交通安全と円滑な避難を図るため、交通規制の必要がある場合は、警察に要請する。
３）応急対策資機材の準備	道路の破損等が予想される場合、応急対策用資機材の在庫把握及び建設業者等に対し、応急復旧の出動準備を要請する。
４）運転者のとるべき措置	①　走行中の車両は、次の要領により行動すること。 ア）警戒情報が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 イ）車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。
５）鉄道の運行制限	樽見鉄道株式会社は、警戒情報が発せられた場合の鉄道機関の列車運行は直ちに中止し、原則として旅客を列車内又は駅舎内で受入れる。

⑩：「表．緊急輸送対策」

１）緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲	警戒情報が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる各班人員、物資の輸送範囲は、概ね次のものとする。 ①　応急対策作業に従事する者 ②　医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者 ③　食料、飲料水等、その他生活必需物資 ④　医薬品、衛生材料等 ⑤　救援物資等 ⑥　応急対策用資材及び機材 ⑦　その他必要な人員及び物資、機材
２）緊急輸送車両の確認	緊急輸送を行おうとするときは、県知事又は県公安委員会に緊急車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。
３）ヘリコプター離着陸場の確保	ヘリコプターによる輸送手段の確保のための離着陸場の選定については、地震対策編―第２章―第２項―第５節「緊急輸送・交通規制対策」による。
４）輸送手段の確保	地域の現状に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼する。

⑪：「表．物資等の確保対策」

１）物資確保体制の整備	市は、警戒情報発表時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、発災に備えて予想される罹災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等の団体を通じ、又は直接それらの業者に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。
２）食料の確保	市は、警戒情報発表とともに、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。また、県に対し情報の交換を行い、県が得ている食料情報を収集する。
３）消費生活関連団体との協力体制	警戒情報が発せられた場合、地震発生後に備えて、被災者の生活に必要な物資の確保について、ＪＡ等に、市内における生活物資の流通在庫量の把握等協力体制を確保する。
４）物資の確保等のための要請、指導	警戒情報が発せられた場合、食料等生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請指導を行うものとする。また、生活必需品の高騰、売り惜しみ、買い占めが起こった場合は、必要に応じて物資を特定しその確保のための指導を行うものとする。
５）関係指定地方行政機関の協力	①　育児用粉乳、缶詰等応急食品　⟶　東海農政局 ②　生活必需物資　⟶　中部経済産業局 ③　災害復旧用木材　⟶　中部森林管理局

⑫：「表．保健衛生対策」

１）医療及び助産	①　医療機関の警戒宣言発令時対策 警戒情報発表時に医療機関に対し次の措置をとるよう指導・要請する。 ア）警戒情報発表の周知 医療機関の長は、警戒情報が発表されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対しての周知徹底 イ）病院の防災措置 医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難施設及び自家発電装置の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策の実施 ウ）入院患者の安全対策 エ）外来診察 救急患者を除く外来診察の中止 オ）発災後への備え ・発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等並びに水、食料、燃料等の確保 ・医師、看護士、職員等の確保 ②　医療救護班の編成待機 発災後必要と認めるときは、医療（助産）救護に関する協力要請を次により行う。 ア）県立病院の医療（助産）救護班に出動 イ）日本赤十字社岐阜県支部に対し医療（助産）救護班の出動 ③　医薬品等の確保 ア）医薬品等（血液を除く）の供給体制 医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、市内及び近隣市町村の主な卸売業者等の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備を要請する。 イ）血液の確保 血液が必要なときは、県に対し岐阜県赤十字血液センターから緊急輸送を行うよう要請する。
２）清掃	警戒情報が発せられた場合、市は、ゴミ及びし尿の処理活動に必要な清掃班の結成及び必要な資機材等の整備点検を行い、活動体制を整える。
３）防疫	市は、防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うと共に防疫活動に必要な車両の確保準備を行うものとする。

---

⑬：「表．生活関連施設対策」

１）水道	①　警戒情報発表時の飲料水の供給 発災後の断水に備えて、市民等が行う緊急貯水による需要の増加に対処するため、取水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保するものとする。 ②　災害応急対策の実施準備活動 ア）給配水施設 給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認すると共に、工事業者に対し、出動準備を要請するものとする。この場合において、応急復旧用資機材が不足すると認められるときは、県本部水道企業班へ要請する。

	イ）応急給水 発災後の取水不能の事態に備えて、配水池が満水となるよう運転管理するものとする。また、配水池等から飲料水を運搬、供給するため、容器等の給水用資機材及び消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検すると共に、水道班の出動体制を整えるものとする。さらに市は、電力の供給、通信の確保等について関連各社について、災害時の応急対策について確認をとり、緊急時に備えるものとする。
２）電気	①　警戒情報発表時の電気の供給 電気は、地震防災応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるものであり、その供給継続を確保することが不可欠である。中部電力パワーグリッド株式会社と連絡を密にし、民生の混乱を避けるよう努めるものとする。
３）公衆電気通信の確保	①　警戒情報発表時の重要な通信の確保 公衆電気通信は、居住者の相互連絡、学校、県、市等への問い合わせ等の増大により、通信のそ通が著しく困難となる事態の発生が予想される。西日本電信電話株式会社と連絡を密にし、民生の混乱を避けるよう努めるものとする。
４）報道	民心の安定及び混乱の防止を図るため、注意情報等と併せて居住者に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかける必要を認めるときは、県本部を通じて報道機関へ要請する。
５）金融	①　金融機関の営業確保 金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。なお、やむを得ず、業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。 ②　金融機関の防災体制等 ア）金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。 イ）災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。 ③　顧客への周知徹底 ア）店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨を掲示する。 イ）やむを得ず、業務の一部を中止する場合の措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示する。

---

⑭：「表．公共施設対策」

１）道路	市は、他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また、建設業者・販売業者等の保有する仮設資材の在庫量を把握し、調達体制を整えるものとする。
２）河川	市は、他の河川管理者と相互に連携し、必要に応じて河川の応急復旧のため建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また、水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検を行うものとする。
３）下水道	市は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

	①　職員の招集（自主参集） ②　役割分担の再確認 ③　関係機関との情報交換（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道等及び県下他市町下水道管理者） ④　管渠施設の点検 ア）震災後の調査や緊急措置のための資機材の確保 イ）調査用資機材、応急用資機材の点検 ⑤　処理場・ポンプ場の点検 ア）点検箇所：機械設備 ・火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等） ・劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等） イ）点検箇所：電気設備 ・中央監視設備（電気設備の稼働状況） ・火災のおそれのある設備（受変電設備） ・漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備） ・防災設備（防災設備、非常用通信設備）
４）治山施設等	市は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め、被災防止措置を講ずる。 また、市は、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて建設業協会等に出動準備体制をとるよう要請する。
５）庁舎等重要公共施設	庁舎等重要な公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすことになるので、その機能を果たすため、概ね次の措置を講ずるものとする。また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えると共に、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。 ①　自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検 ②　無線通信機器等通信手段の整備点検 ③　緊急輸送車両その他車両の整備点検 ④　電算機、複写機、機械室等の被災防止措置 ⑤　その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置 ⑥　飲料水の緊急貯水 ⑦　エレベーターの運行中止措置 ⑧　出火防止措置及び初期消火準備措置 ⑨　消防設備の点検
６）その他の公共施設	その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずるものとする。 また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えると共に、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。
７）工事中の建築物その他工作物又は施設	工事中の建築物その他工作物又は施設について、その管理者は必要に応じて工事の中断等の措置を講ずるものとする。

③：「表．応援協定締結機関」

協定(覚書)名	締結先	締結年月日	協定(覚書)内容
災害時における飲料水等の供給並びに生活用水の給水及び運搬に関する協定	奥長良川名水株式会社	R6.4.25	災害時における飲料水等の供給並びに生活用水の給水及び運搬
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社イノアックコーポレーション　西濃事業所	R6.2.26	災害時における応急生活物資等の提供
農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	一般社団法人　地域環境資源センター	R6.2.1	災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力
災害時における施設開放及び運動支援に関する協	株式会社ルネサンス	R6.1.29	災害時における避難場所の提供及び避難者への運動支援
損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	R5.11.24	損害調査結果の提供及び利用
本巣市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	R5.11.24	防災・減災及びリスクマネジメント
災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	一般社団法人 DPCA 一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会（RUSEA）	R5.10.25	ドローンを活用した情報収集等
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団仙寿会（仙寿苑有料老人ホーム悠々）	R5.9.7	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団仙寿会（介護老人保健施設仙寿苑）	R5.9.7	災害時における福祉避難所の設置運営
福祉の推進、大規模災害対応並びに地域の健康づくりに向けた相互連携に関する包括協定	中北薬品株式会社	R5.6.30	高齢者等支援と災害時における生活物資の供給
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人あしたの会（共同生活支援センターどんぐり）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人あしたの会（どんぐり村福祉工場）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社れんげグループ（ショートステイれんげ）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉	株式会社エステートホー	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設

協定(覚書)名	締結先	締結年月日	協定(覚書)内容
避難所の設置運営に関する協定	ム（サロン・ド・フレール本巣）		置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	有限会社マイハウス（グループホームマイハウスしんせい）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社介護社希望が丘（グループホーム本巣ひまわり）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人和光会（ファミリーケア本巣うぐいす庵）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人和光会（ファミリーケア本巣）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社千代田商会（オリオン軽海）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人井ノ口会（フレンドリーおりべ）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人淡墨会（根尾川ガーデン）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人淡墨会（さはら苑）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	もとす広域連合（老人福祉施設大和園）	R5.3.28	災害時における福祉避難所の設置運営
大規模災害時における相互応援に関する協定	大阪府泉南市	R5.2.13	相互応援
災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	R4.10.14	避難者への一時避難場所の提供
災害時における施設開放に関する覚書	株式会社スギヤマ メカレトロ	R4.9.15	避難者への避難場所の提供（北屋井自治会との三者による覚書）
災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の撤去等に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	R3.3.29	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去
災害時における相互応援協定	栃木県下野市	R4.3.20	相互応援
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	R2.8.17	災害時における物資の供給協定
災害に係る情報発信等に	ヤフー株式会社	R1.12.10	災害時における情報発信の協力

協定(覚書)名	締結先	締結年月日	協定(覚書)内容
関する協定			
災害時における応急対策資機材の提供に関する協定	株式会社東海大阪レンタル	H31.3.27	災害時における応急対策資機材の優先貸与
災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人本巣市社会福祉協議会	H30.12.28	災害時におけるボランティア活動に関する協力体制
災害時における施設開放に関する覚書	株式会社Hozumi 加藤精密	H30.12.17	避難者への避難場所の提供 (屋井工業団地周辺の４自治会との六者による覚書)
特設公衆電話の設置等に関する覚書	西日本電信電話株式会社岐阜支店	H30.10.31	指定避難所における特設公衆電話
災害時における施設開放に関する覚書	杉山建設株式会社	H30.3.29	避難者への避難場所の提供 (海老自治会との三者による覚書)
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県	H30.3.26	県及び他市町村による応援
越境避難に関する協定	岐阜県揖斐郡大野町	H29.12.18	自治体の境界を越えての越境避難
災害発生時における本巣市と北方郵便局及び本巣市郵便局の協力に関する協定	北方郵便局、根尾郵便局、外山郵便局、本巣郵便局、糸貫郵便局、三橋郵便局、真正郵便局	H29.12.13	郵便事業における相互支援、協力 ※「災害支援協力に関する覚書」（H17.10.1）を解除し、新たな協力条項を追加し再締結。
災害時における防災活動協力に関する協定	イオンタウン株式会社,イオンビッグ株式会社	H29.12.6	食料・生活物資の提供 避難者への一時避難場所の提供
災害時の相互応援に関する協定	兵庫県養父市	H29.8.24	相互応援
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H29.8.7	災害時における地図製品等の供給
災害時における施設開放に関する覚書	日本印刷	H29.6.20	避難者への避難場所の提供 （海老自治会との３者協定）
災害時のテレビ放送に関する協定	中部ケーブルネットワーク株式会社	H29.2.22	災害時のケーブルテレビによる情報提供
災害時における情報収集に関する協定	株式会社創信	H29.1.16	無人航空機(ドローン)を活用した情報収集
災害時等の相互応援に関する協定	静岡県牧之原市	H29.1.12	相互応援
災害時における施設開放に関する覚書	株式会社ギフ加藤製作所	H28.4.4	避難者への避難場所の提供 （屋井工場周辺の４自治会との６者による協定）
災害時における応急対策活動に関する協定	岐阜県瓦葺組合本巣支部	H27.3.27	被災住宅の瓦屋根への応急対策
災害時における応急生活物資供給に関する協定	生活協同組合コープぎふ	H26.10.7	生活物資の調達及び供給
災害時における施設開放に関する覚書	森松工業株式会社	H26.10.6	避難者への避難場所の提供 （屋井工場周辺の４自治会との６者による協定）

協定(覚書)名	締結先	締結年月日	協定(覚書)内容
全国さくらサミット加盟自治体の災害時における相互応援に関する協定	さくらサミット加盟自治体のうち12市町（北海道新ひだか市、宮城県柴田市、秋田県仙北市、福島県富岡町、群馬県前橋市、埼玉県幸手市、新潟県五泉市、奈良県吉野町、島根県雲南市、長崎県大村市、宮崎県日南市、茨城県日立市）	H26.4.17	相互応援
災害時における施設開放に関する覚書	株式会社秋田屋本店	H26.3.24	避難者への避難場所の提供（本巣屋井工場周辺の４自治会との６者による協定）
災害時における施設開放に関する覚書	ハビックス株式会社	H25.2.6	避難者への避難場所の提供（本巣工場周辺の４自治会との６者による協定）
災害時における支援協力に関する協定	セッツカートン株式会社	H24.6.25	避難所生活に必要な段ボール製品等の提供
災害時の応援業務に関する協定	公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H23.12.20	公共施設の被害状況、応急対策及び復旧のための調査
災害時応援協力に関する協定	一般社団法人岐阜県造園緑化協会本巣支部	H23.12.5	倒木等の被害の応急復旧に対応
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23.5.6	災害時の各種情報交換のためのリエゾン派遣
災害時における施設開放に関する覚書	岐阜カリモク株式会社	H23.3.8	避難者への避難所の提供（数屋自治会との三者協定）
災害時における施設開放に関する覚書	岐阜キャビネット株式会社	H23.3.8	避難者への避難所の提供（数屋自治会との三者協定）
災害時における施設開放に関する覚書	モレラ岐阜	H21.5.1	避難者への避難所の提供
災害時における物資の供給の応援に関する協定	モレラ岐阜	H21.5.1	物資供給の応援
災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定	一般社団法人岐阜県測量設計業協会	H21.4.1	公共土木施設の被害状況調査
アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	本巣市アマチュア無線クラブ	H19.12.26	災害時のおける通信確保や情報収集
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社バロー	H19.10.12	生活物資の調達及び供給
災害相互応援協定	福井県越前市	H19.5.21	相互応援
災害時における学校開放	岐阜工業高等専門学校	H19.2.1	避難者への避難所の提供

協定(覚書)名	締結先	締結年月日	協定(覚書)内容
に関する覚書			
災害応急対策に必要な輸送車両の確保等に関する協定	本巣地区トラック協議会	H18.5.25	物資等の輸送
災害時の歯科医療救護に関する協定	一般社団法人もとす歯科医師会	H17.12.13	医療救護活動及び医療品等の供給
災害支援協力に関する覚書	市内の各郵便局	H17.10.1	郵便事業における相互支援、協力
災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人もとす医師会	H17.6.1	医療救護活動及び医療品等の供給
災害時における学校開放に関する協定	岐阜県立本巣松陽高等学校	H16.11.15	避難者への避難所の提供
本巣市の災害応援協力に関する協定	本巣市管工事組合	H16.10.25	水道施設の復旧等に対応
本巣市の災害応援協力に関する協定	本巣市建設協会	H16.5.7	災害時における被災者の救出及び応急復旧
大規模災害時におけるプロパンガス等の確保に関する協定	一般社団法人岐阜県ＬＰガス協会本巣支部	H14.4.1	プロパンガスの調達及び供給
地震災害時における緊急食料及び生活必需品の確保に関する協定	株式会社カーマ	H11.5.17	食料及び生活必需品の供給

第３節　整備計画等

①：「表．施設等整備の内容」

施設等整備の内容	１）建築物、構造物等の耐震化 ２）避難場所、避難所の整備 ３）避難路の整備 ４）消防用施設の整備等 市は消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。 ５）緊急輸送を確保するために必要な道路の整備 ６）通信施設の整備 ７）市その他防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備する。 通信施設の整備計画は次のとおりである。 ①　市防災行政無線　②　その他の防災機関等の無線

---

②：「表．防災訓練の内容」

防災訓練の内容	１）要員参集訓練及び本部運営訓練 ２）要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練 ３）地震情報等の情報収集、伝達訓練

③：「表．地震防災上必要な教育内容」

１）市職員に対する教育		１）東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識 ２）地震等に関する一般的な知識 ３）地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ４）職員等が果たすべき役割 ５）地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ６）今後地震対策として取り組む必要のある課題 ７）家庭内での地震防災対策の内容
２）市民等に対する教育	教育内容	１）東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識 ２）地震等に関する一般的な知識 ３）地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 ４）正確な情報入手の方法 ５）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ６）各地域における、がけ地崩壊危険地域等に関する知識 ７）各地域における避難所及び避難路に関する知識 ８）避難生活の運営に関する知識 ９）平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容 10）住居の耐震判断と必要な耐震改修の内容
	教育の方法、手段等	印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせたより具体的な手法により自助努力を促し、地域防災力の向上を図る。

3）児童、生徒等に対する教育	教育内容	1）東南海・南海地震に関する基本的知識 2）東南海・南海地震が発生した場合の本市への影響、予想される危険等 3）児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針 4）学校施設等の防災対策 5）訓練、その他地震対策に必要な事項
	教育の方法、手段等	防災教育の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム）を中心に指導し避難訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。 1）内容の選択及び指導にあたって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。 2）指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。 3）日常における継続的な指導を通して、東南海・南海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。 4）避難訓練の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第４節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

①：「表．防災対応の内容」

市民等	日頃からの地震へ再確認の例	・避難所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認　など
	できるだけ安全な行動の例	・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない　など
企業	日頃からの地震への再確認の例	・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認　など

②：「表．防災対応の流れ」

<table>
<tr><th></th><th>M8.0 以上の地震</th><th>M7.0 以上の地震</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>○今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度

１週間</td><td><u>巨大地震警戒対応</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等
○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難
○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</td><td><u>巨大地震注意対応</u>
○日頃からの地震への備え（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3"><u>巨大地震注意対応</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>２週間</td><td><u>巨大地震注意対応</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等
（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

③：「表．市の体制」

情報名	県の防災体制等	市の防災体制等
南海トラフ 地震臨時情報 （調査中）	危機管理部局、市町村及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始	災害担当部局は、県からの情報を受けた時点で関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ 地震臨時情報 （巨大地震警戒）	<u>災害対策本部</u> 〈構成〉 本部長：知事 メンバー：副本部長（副知事）、本部員 〈内容〉 ・本部長から市長村長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有	<u>災害対策本部</u> 〈構成〉 本部長：市長 メンバー：本部員 〈内容〉 ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有・確認

	【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 **・地震発生後の応急対策の確認**	【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ 地震臨時情報 （巨大地震注意）	岐阜県防災警戒会議 〈構成〉 トップ：危機管理部長 メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長 ※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席 〈内容〉 ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有、確認 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認	市災害警戒会議 〈構成〉 トップ：総務部長 メンバー：各部主管課長、会計管理者、議会事務局総務課長 ※必要に応じ、副市長が出席 〈内容〉 ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有、確認 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検
南海トラフ 地震臨時情報 （調査）終了）	機器管理部は庁内各部局、市町村、県事務所へ連絡し、情報を共有	防災担当部局は、関係部局と情報共有

④：「表．具体的にとるべき行動」

南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	発表時	・日頃からの地震への備えを再確認できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ　など
	１週間後	・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ　など
	２週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ　など
南海トラフ地震倫理時情報 （巨大地震注意）	発表時	・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ
	１週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ　など

⑤：「表．南海トラフ地震臨時情報の種類」

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内において、M7.0 以上M8.0 未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第４部　原子力災害対策編

第１章　総則

第５節　計画の基礎とするべき災害の想定

「図．放射性物質拡散シミュレーション結果」

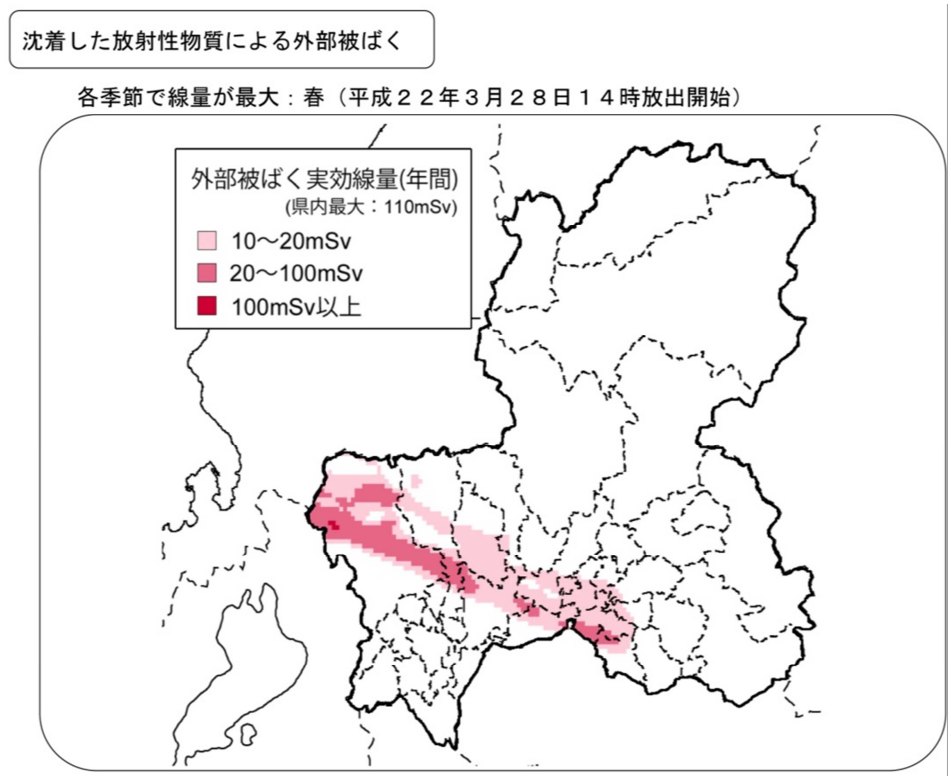

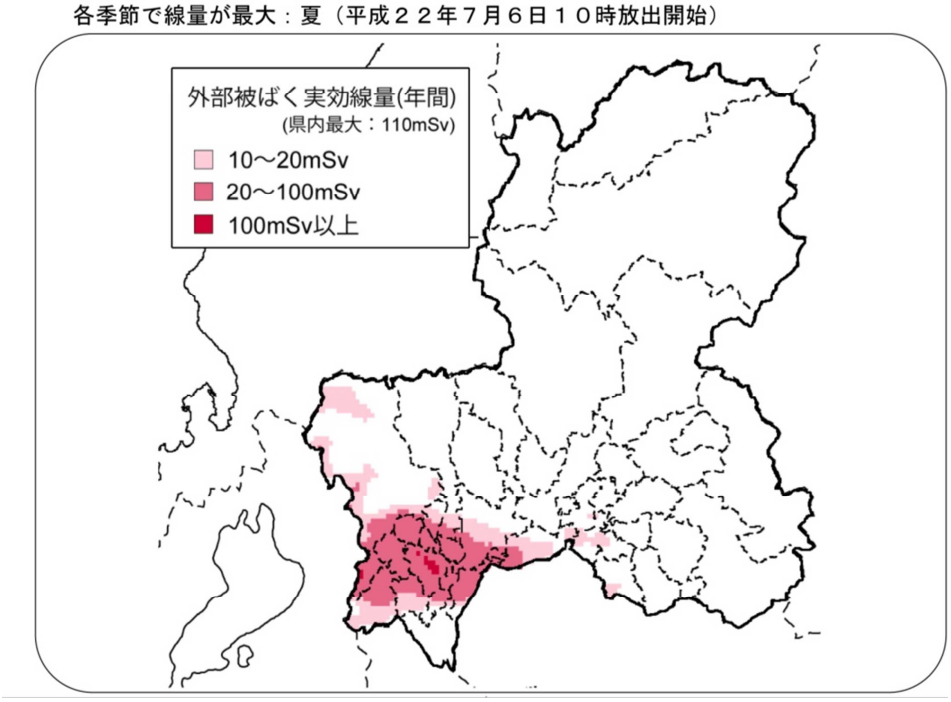

各季節で線量が最大：秋（平成２２年９月１９日１０時放出開始）

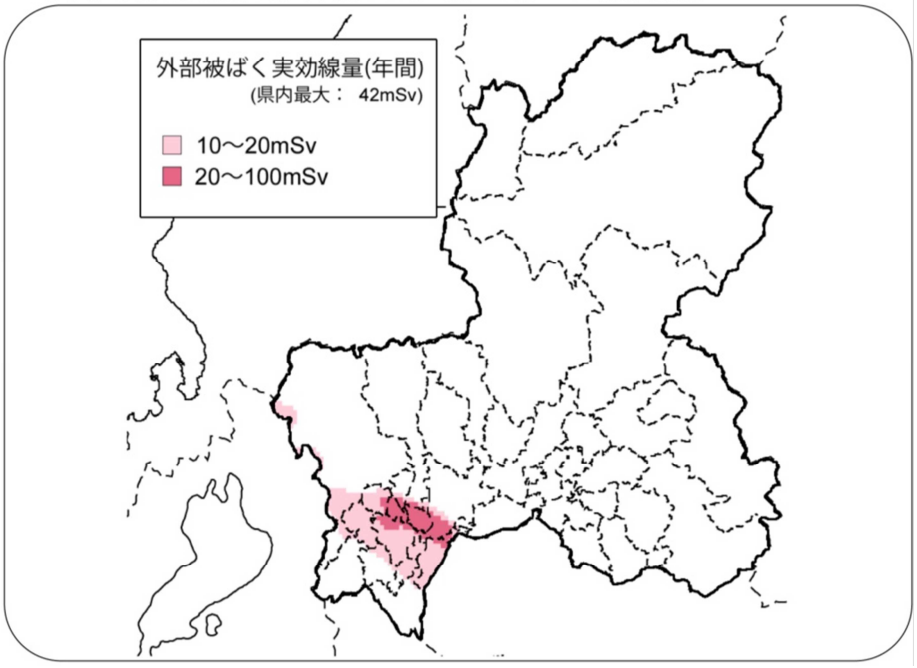

各季節で線量が最大：冬（平成２２年１２月２４日４時放出開始）

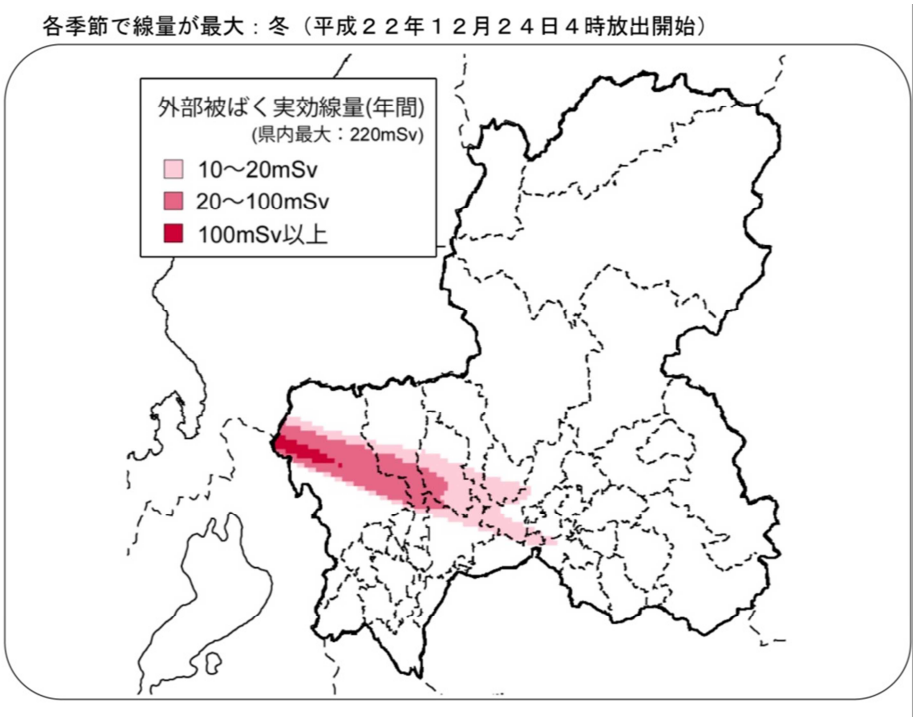

沈着した放射性物質による外部被ばく
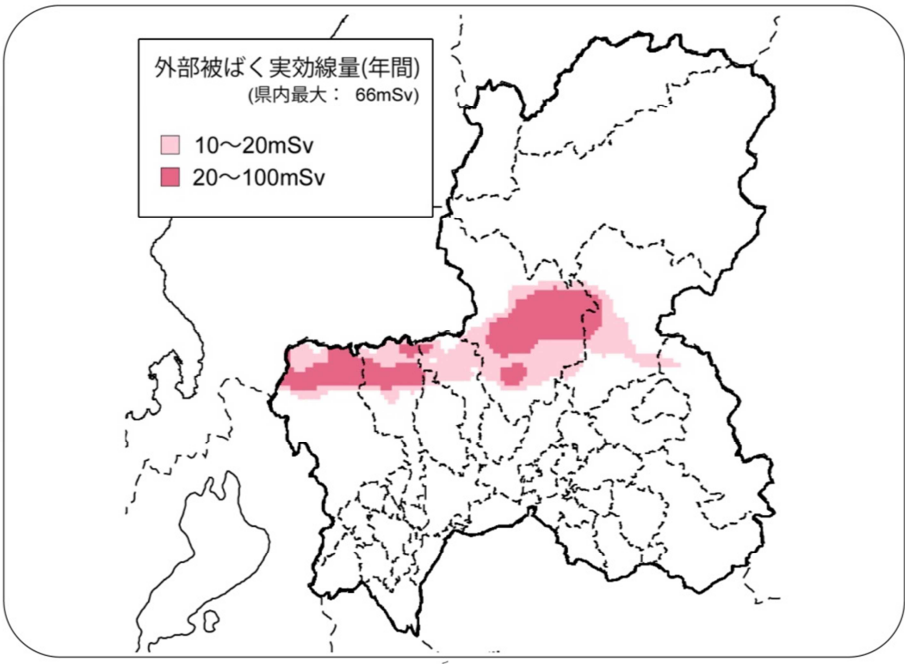
郡上市方面に流入するケース（平成２２年７月２６日５時放出開始）